

平成28年12月 1日開会

平成28年12月16日閉会

平成28年第4回(12月)定例会

川根本町議会

平成28年第4回（12月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（12月1日）

○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○議案第52号の上程、説明	7
○議案第53号の上程、説明	7
○議案第54号～議案第55号の上程、説明	8
○議案第56号の上程、説明	9
○議案第57号の上程、説明	10
○議案第58号の上程、説明	10
○議案第59号の上程、説明	11
○議案第60号～議案第61号の上程、説明	11
○議案第62号の上程、説明	13
○議案第63号～議案第67号の上程、説明	13
○議案第54号の質疑、討論、採決	15
○議案第55号の質疑、討論、採決	19
○発議第2号の上程、採決	20
○散 会	21

第 2 号（12月8日）

○開 議	25
○議事日程の報告	25
○発言の訂正	25
○議案第52号の質疑、討論、採決	26
○議案第53号の質疑、討論、採決	26
○議案第56号の質疑、討論、採決	28

○議案第 5 7 号の質疑、討論、採決	3 3
○議案第 5 8 号の質疑、討論、採決	3 9
○議案第 5 9 号の質疑、討論、採決	4 0
○議案第 6 0 号の質疑、討論、採決	4 1
○議案第 6 1 号の質疑、討論、採決	4 4
○議案第 6 2 号の質疑、討論、採決	4 6
○議案第 6 3 号の質疑、討論、採決	4 7
○議案第 6 4 号の質疑、討論、採決	5 2
○議案第 6 5 号の質疑、討論、採決	5 3
○議案第 6 6 号の質疑、討論、採決	5 4
○議案第 6 7 号の質疑、討論、採決	5 4
○散 会	5 5

第 3 号 (1 2 月 1 6 日)

○開 議	5 9
○議事日程の報告	5 9
○諸般の報告	5 9
○行政報告	5 9
○一般質問	6 0
藺 田 靖 邦 君	6 1
芹 澤 廣 行 君	8 0
中 澤 莊 也 君	9 4
野 口 直 次 君	1 1 2
鈴 木 多津枝 君	1 2 6
○発議第 3 号の上程、採決	1 4 1
○川根本町議会議員派遣の件	1 4 1
○閉 会	1 4 2

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1 番	藺	田	靖	邦	君
2 番	坂	本	政	司	君
3 番	野	口	直	次	君
5 番	芹	澤	廣	行	君
6 番	山	本	信	之	君
7 番	中	田	隆	幸	君
8 番	小	藪	侃	一郎	君
9 番	森		照	信	君
10 番	鈴	木	多	津枝	君
11 番	中	澤	莊	也	君
12 番	太	田	侑	孝	君

不応招議員（1名）

4 番	根	岸	英	一	君
-----	---	---	---	---	---

平成28年第4回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

平成28年12月1日（木）午前9時開議

諸般の報告

行政報告

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第52号 川根本町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第53号 川根本町課設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第54号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第55号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第56号 川根本町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第57号 川根本町保育所条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第58号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第59号 川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第60号 公の施設の指定管理者の指定について（川根本町創造と生きがいの湯） |
| 日程第12 | 議案第61号 公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場） |
| 日程第13 | 議案第62号 静岡県市町総合事務組合規約の変更について |
| 日程第14 | 議案第63号 平成28年度川根本町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第15 | 議案第64号 平成28年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 議案第65号 平成28年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第17 | 議案第66号 平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第18 | 議案第67号 平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第19 | 発議第 2号 川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |

出席議員（１１名）

１番	藺田靖邦君	２番	坂本政司君
３番	野口直次君	５番	芹澤廣行君
６番	山本信之君	７番	中田隆幸君
８番	小藪侃一郎君	９番	森照信君
１０番	鈴木多津枝君	１１番	中澤莊也君
１２番	太田侑孝君		

欠席議員（１名）

４番	根岸英一君
----	-------

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫君	副町長	森紀代志君
教育長	大橋慶士君	総務課長	野崎郁徳君
企画課長	山本銀男君	情報政策課長	山田貴之君
税務課長	伊藤千佳子君	福祉課長	海老名重徳君
生活健康課長	鳥本宗幸君	産業課長	後藤泰久君
建設課長	大村浩美君	総合支所長兼 商工観光課長	安竹賢治君
教育総務課長	前田修児君	生涯学習課長	藪下和英君
会計管理者	中野裕文君		

事務局職員出席者

議会事務局長	大村敏秋
--------	------

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（太田侑孝君） ただいまの出席議員は11名であります。欠席の届け出は、4番、根岸英一議員です。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成28年第4回川根本町議会定例会を開会します。

————— ◇ —————

◎開 議

○議長（太田侑孝君） これより本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（太田侑孝君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

————— ◇ —————

◎諸般の報告

○議長（太田侑孝君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

11月25日、町長から第4回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案16件が町長から提出されております。

次に、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果について報告がありました。

内容については、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

————— ◇ —————

◎行政報告

○議長（太田侑孝君） 今期定例会招集に当たり、町長より御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

きょうは平成28年第4回の川根本町議会の定例会、お一人欠席でございますけれども、大変日ごろから御協力いただきまして、心よりお礼と感謝を申し上げたいというふうに思います。

そのような中で、本日は行政報告を少しさせていただきます。

11月25日に議会の全員協議会で報告させていただいた後でございます。

11月26日に町の戦没者慰霊祭が文化会館で開催されまして、出席をしております。その折、本川根支部のほうでも追悼式がその後に行われたということで、出席をしております。

それから11月27日、日曜日ですが、川根時間ということで今回は茶茗館と智満寺両方で開催をされたということで、大変大勢の皆さんに御参加をいただいたということでございます。

11月28日には課長会を開催しております。

それから、11月29日には大井川地区の民有林直轄治山事業の要望活動。これは静岡市並びに静岡県と一緒に治山センターを存続してほしいというような要望に行ってまいりました。

11月30日です。入札会が開催をしております。

昨日ですが、大石哲司元県議。榛原町長をやられました大石哲司さんの葬式がありまして、大変お世話になったということもございまして、行ってまいりました。

それから本日ですが、この後、13時15分からIT関係の人材育成の4者包括連携協定というのが予定されております。これは教育関係で大変力のあるベネッセ、京セラコミュニケーションズ、それから東海ブロードバンド、それと町が一体となって包括協議を行いながら今後進めていくということでございます。その調印式をきょうは議長も出席するものですから、立会人として。大変恐縮ですが、1時15分から開催をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それから、盛んに一人から言われておりましたけれども、核兵器廃絶の平和宣言の町川根本町、これを役場の正面の懸垂幕を掛けるところに、ちゃんと職員が、郷土愛と申しましょ、大変町を愛する担当の職員がおりまして、早速対応したということで、何かございましたら褒めていただければありがたいな、早速やったということでつけ加えて申しわけありませんけれども、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 御苦労さまでした。

————— ◇ —————

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（太田侑孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、中田隆幸君、8

番、小藪侃一郎君を指名します。



◎日程第2 会期の決定

○議長（太田侑孝君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの16日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月16日までの16日間に決定しました。



◎日程第3 議案第52号 川根本町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（太田侑孝君） 日程第3、議案第52号、川根本町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第52号です。川根本町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について提案理由の説明をさせていただきます。

本案によります制定を求める人事行政の運営等の状況の公表に関しましては、地方公務員の人事行政運営の公平性、透明性を高める観点から、職員の任用等人事行政運営状況を公表するよう、地方公務員法第58条の2において規定されております。本町におきましては、同法の規定による職員給与の状況や職員数等の状況につきまして、毎年、町広報紙やホームページ等で公表しているところでありますが、今回、県より公表等に関する定めとして条例制定の必要性がある旨の指摘を受け、本条例の制定をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第4 議案第53号 川根本町課設置条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第4、議案第53号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第53号です。川根本町課設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由の説明をさせていただきます。

現在の役場組織体制は、平成21年4月より執行し、本年4月よりの情報政策課設置を経て教育委員会を含め11課1局1室、25の課内室、2係で構成となっており、本年度末で8年が経過することとなります。

この間、年々増加している様々な行政課題や行政需要への対応に努めてまいりましたが、現行の組織体制と行政課題への対応、行政事務執行において一部効率性に欠け、その結果として住民サービスの向上や事務の効率化に支障を生じていると考えております。

また、今年度末をもって長く行政の中枢を担ってきた課長級職員5名が定年退職を迎えることもあり、今後の町役場組織のあり方もあわせ、今回の機構改革案を編成させていただきました。

組織の見直し方針としては、住民サービスが低下しないこと、簡素で効率的であること、指揮命令系統がわかりやすく責任の所在が明確であること、行政課題に的確に対応できることに加え、次年度よりスタートする第二次川根本町総合計画を着実に遂行できること、様々な重要課題に的確に対応できる組織体制とするために、今回、課の設置条例の一部を改正する条例を提案するものであります。

また、今回の改正は、平成29年4月1日からの施行を予定しているものであります。

以上、よろしく御審議のほど、御採択賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第5 議案第54号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第6 議案第55号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第5、議案第54号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第6、議案第55号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、議案第54号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第6、議案第55号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第54号並びに55号を一括して提案理由の説明をさせていただきます。

議案第54号です。川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、平成28年8月の人事院勧告により、国家公務員の給与の引き上げが行われたことを受け、川根本町においても国と同様に、特別職の期末手当の支給率を年間0.1カ月引き上げ、年間4.3カ月分となる改正をするものであります。

よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

続いて、議案第55号です。川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

人事院は去る8月8日に本年度の国家公務員給与につきまして、民間給与との均衡を図る観点から、若年層に重点を置いた俸給表の水準を平均0.2%、また特別給の支給月数を0.1カ月分引き上げ、また民間企業の手当の支給の状況等から、配偶者に係る扶養手当を他の扶養親族と同額にし、その原資を用いて子に係る扶養手当を引き上げるという内容の勧告を行ったところであります。

当町としましても公務員が労働基準権の制約を受け、その代償措置の根幹をなす人事院勧告を尊重し、国の基準に従いまして改正をさせていただきたいものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(太田侑孝君) 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第7 議案第56号 川根本町税条例の一部を改正する条例について

○議長(太田侑孝君) 日程第7、議案第56号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第56号です。川根本町税条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について説明をさせていただきます。

新旧対照表14ページから19ページをごらんください。

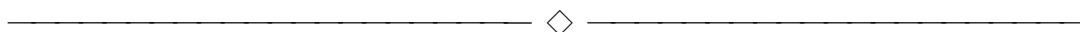
川根本町税条例第19条、43条、48条、50条は、個人住民税、法人住民税に係る延滞金の計算期間等について、国税の見直しに準じて所要の見直しを行うための改正であります。

附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を新たに規定をするものであります。

続きまして、附則第20条の2であります。これは、日本と台湾との間の所得に対する租税に関する「日台民間租税取決め」に規定された内容の実施に係る国内法の整備を受け、町税条例の一部改正を必要とするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第8 議案第57号 川根本町保育所条例の一部を改正する条例 について

○議長（太田侑孝君） 日程第8、議案第57号、川根本町保育所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

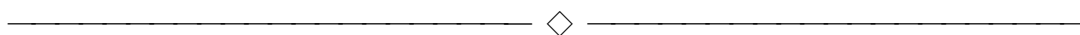
○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第57号です。川根本町保育所条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

議案の25ページをごらんください。なお、参考に新旧条例対照表26ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

現在休園中の地名保育園の利活用について、川根本町保育所運営委員会の答申及び川根本町保健福祉サービス推進協議会、児童福祉部会及び子ども子育て会議の意見をもとに、新たに子育て支援施設として改修をしたいと考え、そのために地名保育園を保育所から外す旨の条例改正をお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第9 議案第58号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正

する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第9、議案第58号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第58号です。川根本町国民健康保険税条例の一部改正について提案理由の説明をさせていただきます。

本条例の改正は、所得税法の一部を改正する法律及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、川根本町国民健康保険税条例について、地方税法及び川根本町税条例との整合性を図るため、国民健康保険税条例の一部改正をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◎日程第10 議案第59号 川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部 を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第10、議案第59号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第59号です。川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の改正案は、川根本町接岨峡温泉休憩施設の休館日に関するものであります。これまで同施設の休館日は毎月第1、第3木曜日と定められていたものを、毎週木曜日と改正をしたいものであります。

第5条については、本改正の適用日を平成29年1月1日からとしたいものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◎日程第11 議案第60号 公の施設の指定管理者の指定について （川根本町創造と生きがいの湯）

◎日程第12 議案第61号 公の施設の指定管理者の指定について （不動の滝自然広場オートキャンプ場）

○議長（太田侑孝君） 日程第11、議案第60号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町創造と生きがいの湯）から、日程第12、議案第61号、公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）を一括議題といたします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第11、議案第60号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町創造と生きがいの湯）から、日程第12、議案第61号、公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）を一括議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第60号並びに61号を、一括して提案理由の説明をさせていただきます。

議案第60号、公の施設の指定管理者の指定について説明させていただきます。

議案30ページをごらんください。

施設の名称は、川根本町創造と生きがいの湯であります。

指定管理者は、川根本町東藤川1018番地の特定非営利活動法人かわほん元気村、代表、山口捷彦であります。

指定の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間となります。

今回、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年川根本町条例第159号）第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

あわせて、議案第61号です。公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案31ページをごらんください。

不動の滝自然広場オートキャンプ場の施設につきましては、平成29年3月31日に指定の期間が満了になるに当たり、合同会社River roots research & Lab（リバールーツ・リサーチアンドラボ）代表社員鈴木諭より指定管理者指定申請書の提出があり、10月17日に川根本町指定管理者審査委員会を開催、審査を行った結果、当該施設の指定管理者として同社を選定させていただきました。

つきましては、川根本町キャンプ場条例（平成17年川根本町条例第124号）第5条の規定により、議案を上程させていただきました。

以上、御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第 1 3 議案第 6 2 号 静岡州市町総合事務組合理約の変更について

○議長（太田侑孝君） 日程第13、議案第62号、静岡州市町総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第62号です。静岡州市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、議員及び職員の公務災害や退職手当等に係る事務の共同処理をお願いしております静岡州市町総合事務組合の構成団体の変更による規約の変更が生じたため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の変更は、三島市、裾野市及び長泉町で構成をしておる富士山南東消防組合が本組合へ加入することに伴う組合理約の一部を変更するものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第 1 4 議案第 6 3 号 平成 2 8 年度川根本町一般会計補正予算（第 4 号）

◎日程第 1 5 議案第 6 4 号 平成 2 8 年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

◎日程第 1 6 議案第 6 5 号 平成 2 8 年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

◎日程第 1 7 議案第 6 6 号 平成 2 8 年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

◎日程第 1 8 議案第 6 7 号 平成 2 8 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（太田侑孝君） 日程第14、議案第63号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第4号）から、日程第18、議案第67号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14、議案第63号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第4号）から、日程第18、議案第67号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、日程第14、議案第63号から、日程第18、議案第67号まで、一括して提案理由の説明をさせていただきます。

議案第63号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第4号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,218万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ60億4,599万4,000円としたいものであります。

第2表では、債務負担行為について、事業の限度額の追加をしたいものであります。

第3表では、地方債の限度額について補正をしたいものであります。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う職員人件費の補正、元森林管理署桑の実宿舎取得に係る公有財産購入費の追加、機構改革等に伴う対応経費の追加、情報セキュリティ強化対策に係る学校用イントラネット構築・設定業務委託料の追加、臨時福祉給付金給付事務経費の追加、桑野山貯木場内使用簡易製材機等購入費の追加、林道維持費の増額、寸又峡遊歩道等観光施設修繕経費等の増額などが主なものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第64号、平成28年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,054万2,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う職員人件費の補正をするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第65号です。平成28年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ237万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,916万3,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う職員人件費の補正と介護保険システム改修事業委託料の追加をするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第66号です。平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1

号)の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,307万円としたいものであります。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う職員の人件費の補正と本川根南部簡易水道、小長井浄水場ろ過砂交換工事請負費の追加をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第67号です。平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第2号)の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,749万6,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う職員人件費の補正をするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長(太田侑孝君) 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩をとり、全員協議会を行います。

再開は全員協議会終了後といたします。

休憩 午前 9時31分

再開 午後 4時13分

○議長(太田侑孝君) それでは、皆さんお集まりのようですので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇

**◎日程第5 議案第54号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料
等に関する条例の一部を改正する条例につ
いて**

○議長(太田侑孝君) 日程第5、議案第54号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明は終了しておりますので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。3点ほど質問をさせていただきます。

今回の条例改正は、説明で言われたのは、人事院勧告の公務員の給与が官民格差を埋めるというふうな説明だったわけですがけれども、その中に副町長でしたか、特別職とというふうな言葉があったと思うんですがけれども、人事院勧告でその特別職の引き上げも勧告をしたということなのか、人勧が指す特別職というのは一体どういう職の人を言われるのか、その点をお聞きいたします。

それから、今回の改定で特別職三役が、それぞれ幾ら、期末手当幾らから幾らになるのかを伺います。

それから、3人で増える額というのも計算してあるんですがけれども、その総額を教えてください、その額、大きな金額には当然ならないわけですがけれども、0.1カ月分ということで、こういう引き上げをする理由というのが、人勧の勧告によるものなのか、その根拠をきちんと教えていただきたいと思います。

それから、官製ワーキングプアということが言われて社会的な問題になっているわけですが、当町の実態を、この町を統括する特別職の皆さんがどのように認識しておられるのか。そして、当然改善は図っていかねばいけないと思っておられると思うんですが、その点についてどのような方法を今後対策をとっていかれる、あるいはこのままでいいんだと思われているのか。その件についてお伺いいたします。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 鈴木議員の御質問についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、特別職の考え方でございますけれども、人勧の規定にありますように、常勤の勤務をしている特別職といった形で、当然のことながら、当町におきましては町長、副町長、教育長を指すといった形になろうかと考えます。

今回の、2点目の改正の数字でございますけれども、改正を受けて町長、副町長、教育長それぞれ、金額が加算率としましては0.15といった形の加算になります。基礎額、支給額を年間支給した形によりますと、差額については3名合計で20万1,710円の増額といった形になります。

以上です。

○10番（鈴木多津枝君） それぞれの期末手当が幾らから幾らになるんですか。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 申しわけございません。

年間支給額でございますけれども、町長が175万875円が183万1,375円。副町長、136万5,682円が142万8,472円。教育長が127万635円が132万9,055円。総額としまして438万7,192円が、458万8,902円。差し引きしまして、差額分としましては20万1,710円でございます。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 今の説明はちょっと不十分かなと思うんですけども、期末手当の総額ですので、12月支給分のだけを言われたと思うんですよね。期末手当は年間2回通してあるわけですから、もう一度、その点をきちんと知らせてください。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） すみません。

ただいま申し上げました金額につきましては、年額の金額になりますので、6月、12月両方の合計になります。改正に伴いまして6月支給分の差額につきましては、町長につきましては、先ほど申し上げました金額は、今回0.1上げるということを受けて年間改正といった形での総額になりますので、総合計として20万1,710円の増額になります。

29年度、来年度の特別職の期末手当の考え方につきましては、6月支給分につきましては、今年度は、12月に6月分とあわせて0.1加算をするという形になっております。29年度は6月支給、12月支給それぞれ0.5に分けて加算をするといった形になりますので、支給率がそれぞれ来年の6月は2.075、12月は2.225という支給率になります。それぞれ計算しますと、総額につきましては、今回同様、先ほど申し上げました年間額と同様の額、3名合計しますと20万1,710円が来年度以降増額となるといったものでございます。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 私は1年間の総額をそれぞれ幾らですかと聞いたんですよ。1年間ですか、本当に183万1,375円。そうではないですよ。6月に既に支給された金額が163万125円あるわけですよね。それで今回引き上げがあって183万1,375円になると、町長の年間の期末手当額は346万1,500円になるんじゃないですか、違いますか。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） すみません。説明の仕方がうまくなくて申し訳ございません。

今年の改定を受けて、来年度以降、先ほど申し上げました支給率が6月が2.075、12月が2.225になることに伴いまして、支給額としましては、町長は6月が167万375円、12月が179万1,125円、合計で346万1,500円。副町長は、同じく6月が132万892円、12月が139万7,078円になりますので、合計で269万9,970円。教育長が、6月は121万2,215円に、12月は129万9,845円となりますので、合計で251万2,060円。総額では先ほど申し上げた数字になります。申し訳ございません。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 結局確認だけで終わってしまったので、議長の配慮をありがたく思います。

これだけ、民間で考えると大きな金額の期末手当の中で、確かに町長、特別職の3人の方、大変な責務を負われていらっしゃるということは私も重々承知の上で述べさせてもらうんですけども、最後のところについて答えが全くなかったわけですよね。官製ワーキングプア、要するに所得格差について余りにも大きな所得格差があって、もちろん特別職と比べたら大

変な格差になるのは当然だと思うんですけども、町の統括責任者としてそういう本当に大変な生活をしている人が役場の公共事業に従事している職員の中にもいるよということについて、どのようにお考えでしょうかと、自らのこういう大きなボーナスをさらにわずかな額であっても引き上げるという状況が、今回出てきているわけですけども、それは人勧の勧告に従ってやるんだということですけども、本当にボーナスをもらえない人たちもいるわけですよ、大勢。そういう中でどのような配慮とか、今後のことを考えていらっしゃるのか、1回目の質問でさせていただきましたので、ぜひお答えをいただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） これは非常に難しい問題で、例えば、特別職を一方的に言われておりますけれども、議会の皆さんも同じなんです、立場的には。それを、自分自身で上げる、下げるということをしているわけではなくて、国の公的な人事院勧告で決定するということで、私だけのというか、特別職だけの報酬の関係ではないということを認めざるを得ないと。この後、私の後にやる方がどういう思いを持ってやるかわかりませんが、基本的に私が全てを対応するというわけにはいかないという思いの中です。

当然、大変厳しい環境で生活されている方、私自身も承知をしております。しかしながら、今の決定している給与体系の中では、どれだけ仕事をしてお返しできるかということに没頭することが必要なというふうに感じております。もし、不足であるならば、当然私に、どこかではやっている弾劾じゃありませんけれども、そういう形で御指摘をいただければ、対応する必要があるのかなというふうに感じております。今のところは、そのようなつもりで対応しているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。
ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第54号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第54号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



**◎日程第6 議案第55号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例について**

○議長（太田侑孝君） 日程第6、議案第55号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明は終了しておりますので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） すみません。

先ほどと同じような質問なんですけれども、範囲が、規模が大きくなりますので、ぜひ教えていただきたい。計算してあると思いますけれども、給与と期末手当それぞれ幾ら、総額でです、この町で引き上げになるのか、その額全体で幾らになるのか、あわせて増額になるのかというのを教えてください。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 手間取りまして申し訳ありません。

補正予算案にも掲載させていただいておりますけれども、一般職員総括としましては、給与については、107万7,000円の総額では減額となります。職員手当につきましては、逆に1,280万3,000円の増額。共済費が546万3,000円の減額となりますので、合計としましては563万3,000円の増額といった形になろうかと思います。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第55号、川根本町の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

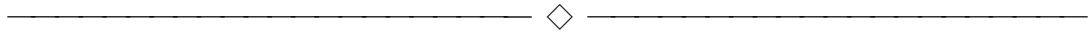
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第55号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第19 発議第2号 川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁
償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長(太田侑孝君) 日程第19、発議第2号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お諮りします。

発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第2号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

◎散 会

○議長（太田侑孝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、12月8日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時33分

平成28年第4回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

平成28年12月8日（木）午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第52号 | 川根本町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第53号 | 川根本町課設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 議案第56号 | 川根本町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第57号 | 川根本町保育所条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第58号 | 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第59号 | 川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第60号 | 公の施設の指定管理者の指定について（川根本町創造と生きがいの湯） |
| 日程第 8 | 議案第61号 | 公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場） |
| 日程第 9 | 議案第62号 | 静岡県市町総合事務組合規約の変更について |
| 日程第10 | 議案第63号 | 平成28年度川根本町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第11 | 議案第64号 | 平成28年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第65号 | 平成28年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第66号 | 平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第67号 | 平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号） |

出席議員（１１名）

１番	藺田靖邦君	２番	坂本政司君
３番	野口直次君	５番	芹澤廣行君
６番	山本信之君	７番	中田隆幸君
８番	小藪侃一郎君	９番	森照信君
１０番	鈴木多津枝君	１１番	中澤莊也君
１２番	太田侑孝君		

欠席議員（１名）

４番	根岸英一君
----	-------

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫君	副町長	森紀代志君
教育長	大橋慶士君	総務課長	野崎郁徳君
企画課長	山本銀男君	情報政策課長	山田貴之君
税務課長	伊藤千佳子君	福祉課長	海老名重徳君
生活健康課長	鳥本宗幸君	産業課長	後藤泰久君
建設課長	大村浩美君	総合支所長兼 商工観光課長	安竹賢治君
教育総務課長	前田修児君	生涯学習課長	藪下和英君
会計管理者	中野裕文君		

事務局職員出席者

議会事務局長	大村敏秋
--------	------

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（太田侑孝君） ただいまの出席議員は11名であります。

欠席の届け出は、4番、根岸英一議員です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第4回川根本町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（太田侑孝君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、説明員は12月1日の日と同様ですので、御了承願います。



◎発言の訂正

○議長（太田侑孝君） 次に、12月1日の定例会初日における鈴木多津枝議員の議案質疑に対する答弁に誤りがありましたので、総務課長よりお詫びと訂正があります。

総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） おはようございます。

12月1日開催の本定例会におきまして、議案第55号、職員給与に関する条例の一部を改正する条例に関する鈴木議員の質疑に対しまして、御質問の趣旨と異なる答弁をいたしましたので、ここで訂正をさせていただき、お詫びを申し上げたいと思います。

御質問の趣旨としましては、今回の改正により職員の給与支給額の状況がどのようになるかといった御質問でありましたけれども、予算の状況の答弁のみという形で御質問のお答えを申し上げておりませんので、改めてお答えをさせていただきます。

今回の職員給与の改定による給与額は、特別職を除く職員151名全体で月額8万7,300円の増額となります。単純平均いたしますと、1人当たり月額578円の増額でございます。また、勤勉手当につきましては、同じく職員全体で474万7,000円。1人当たり、これも単純平均でございますけれども、3万1,400円の増額といったこととなります。

以上でございます。

◇

**◎日程第 1 議案第 5 2 号 川根本町人事行政の運営等の状況の公表に
関する条例の制定について**

○議長（太田侑孝君） 日程第 1、議案第52号、川根本町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号、川根本町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第52号、川根本町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については原案どおり可決しました。

◇

**◎日程第 2 議案第 5 3 号 川根本町課設置条例の一部を改正する条例
について**

○議長（太田侑孝君） 日程第 2、議案第53号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告 3 点、よろしくお願いいたします。

今年度定年退職予定の課長さんが 5 人いらっしゃるということでしたけれども、今回こう

やって課を増やすということになると人員配置といいますか、本当に十分に配置できるのかなあというのが心配になりまして。また、ほかに課長さん以外にも定年となる職員の方もいらっしゃるというふうなこともありましたので、その人数をお聞きいたします。

それから2点目ですけれども、企画課と教育総務課に新たに配置するという政策専門官という方ですけれども、身分とか待遇はどのように考えていらっしゃるのかお聞きします。

3点目です。職員は減っていくわけですけれども、幹部のポストの方が増えて人件費も増えていくのではないかと思うんですけれども、こんな小さな町なのに行政が現場、町民から遠ざかっていくのではないかという、幹部ポストにつけてしまうと。そういう心配もあります。この点についてどのようにお考えかお聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、私のほうから鈴木議員の御質問に対してお答えをしたいと思います。

まず、1点目の定年退職を迎える職員の数でございますけれども、本年度につきましては課長級5名と業務職1名の計6名になります。次年度以降、来年につきましては3名の定年退職という予定になっております。

2点目の政策専門官の身分待遇についての御質問でありますけれども、全協でも申し上げましたとおり、人事に関する部分もあり詳細は協議中の部分もまだございます。プロジェクト事業等の特定業務を選任的に取り組むものとして、その業務に関しては主導的立場がとれるような身分処遇のあり方を含めて細部を調整している段階でありますけれども、通常の一般の課の業務、通常業務とは異なり、事務決裁についてはそのプロジェクト業務の決裁のみといった形を考えております。

職員が減ることと幹部ポストに関する御質問でありますけれども、次年度においては今年度末の、先ほども申し上げました課長級5名の定年退職、課の増設等によりまして、通常単純計算をしますと6名の新たな課長職が誕生するわけでありますけれども、今後の該当するポストへの人事配置等によりまして、人件費についてはいろんな面で増減が当然出てくるといった形を考えております。

また、幹部ポスト級の人件費につきましても、様々な面からそのあり方も検討しまして、今年度中にはまた給与とか職の面でも検討させていただいて、また御報告してまいりたいというふうに考えております。

また、今回組織を見直すことによりまして鈴木議員御心配になりました、現場、町民から遠ざかるといった形のもののことが起きないような形の組織体制であるということを考えておりましての再編でございますので、御心配するような点はならないように十分配慮して取り組んでまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 町民から遠ざからないように細やかに対応できるようにしたいという答弁だったので少し安心といいますか、ぜひそうしてほしいと思うんですけども、役場の組織というのは町民の人が入ってきてわかりやすいかというと、普通の一般の人は自分がどこに行っているのかわからないということがよくあるということを言われます。そういう人たちが、またこの組織の改編で本当に知らない名前になってしまって、窓口が。どこ行ったらいのかわからないということがなお増えるのではないかなと思うんですけども、起きるんじゃないかなと思うんですけども、そういうことに対応する何か対策を考えておられるんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 今回の組織改編に伴いましてどのように変わるかといったことも当然町民の方には広報、告知をしてまいりたいと思いますし、税務住民課という形の課を設けるということの狙いも、多くの部分がその課でワンストップで対応できるといったことの対応も検討していきたいと。その考えのものと組織改編でもありますので、まずは広報に努め、また4月以降についてはわかりやすい対応に努めるといったような形で考えていきたいと思っております。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第53号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎日程第3 議案第56号 川根本町税条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第3、議案第56号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告をさせていただきました。正直言ってよくわかっていないというのが私の頭の中の状態なんですけれども、とりあえず通告をさせていただきました。それで、少しちぐはぐな、とんちんかんな質問になるのかも、そういう場所もあるのかもしれませんが、専門に勉強された課長さんに直していただければありがたいなと思いをながらさせていただきます。

1点目は、第19条、43条、48条、50条は延滞金の計算期間の見直しということで、延滞金の額が軽減されて納税者の負担軽減になるという説明が文章にありました。何がどうなって、どこが軽減になるのかということがやっぱりわからないんですけれども、法人町民税、個人の町民税の所得割において具体的な事例を示して説明をしていただければありがたいと思うんですけれども。また、当町でも該当する事例があれば改正前と改正後の延滞金額を、どうなるかということをお教えてください。

それから2点目ですけれども、新設となる附則第6条で、スイッチOTC薬購入による所得控除の期間を平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間の購入費に対してというふうになっているんですけれども、期間を限定した特例の法というか改正なのかどうか確認をさせてください。この期間に、そしてまとめた金額を1回で申告するのか、それとも毎年毎年、年度ごとに申告するのかということも教えてください。

それから3点目ですけれども、新設となる附則第20条の2の特例適用利子等及び特例適用配当等にかかる個人の町民税の課税の特例は100分の3の町民税の所得割を課すなどと書かれてあったんですけれども、100分の3だけで、これだけの規定ではないと思うんですけれども、私がぱっと見たところで気がついたといいますか、100分の3の所得割になるのかなと、ここも間違っているんじゃないかと思うんですけれども、あとの文章がわからないので当町において該当になるような事例があるのかどうか。もしあれば町として増収になるのかどうか、その点について教えてください。

○議長（太田侑孝君） 税務課長、伊藤千佳子君。

○税務課長（伊藤千佳子君） 鈴木議員の、延滞金の計算期間の見直しについて具体的な事例を示しての説明を求める。またそのような該当する事例があるのか、あった場合の改正前後の延滞金の差はどのようになるのかの御質問からお答えいたします。

まず、この改正によって延滞金の計算期間の部分が見直されて、それがどのように軽減につながるかを簡単に申しわけないですが説明させていただきます。

ある個人、またある法人が確定申告をしたことで所得総額が確定し、町民税の税額も決定していきます。その後一旦申告したけれども間違いがあった等で納付すべき税額を減少させ

る更正があったとします。しかしさらに、また後になって再度増額の修正申告が提出された
とします。そうしましたら、確定申告がなされて、減少の更正がなされて、また増額という、
ここの最初の確定申告と減少のここの間の延滞金が今まで課されていたんですけれども、こ
の改正によって一定期間その部分を控除いたします。延滞金をいただきませんというふう
な改正になるものですので、その部分が納税者の方にとっては軽減が負担されるという改
正につながるものであります。

実際にこのような事例があるのか、またあったのかということですが、まず前年度
の個人町民税の確定申告からは該当する事例はありませんでした。ただ、法人町民税におき
ましては、当初の確定申告から減額更正が提出された後に増額の修正申告がなされた事例が
1件だけありました。詳細は個人の特定につながる心配もありますので、大ざっぱな説明で
申しわけありませんけれども、不足となった額が3,000円弱でした。延滞金計算期間の基準
割合となる率と、日数を乗じて算出していった延滞金は結果的に100円に満たなかったです。
そうしますと1,000円未満切り捨てとなりますので、実際にはこの法人に対する延滞金は賦
課されないケースというケースが1件ありました。

この実例と更正や修正申告があった時期と延滞金の計算期間も全く同じ条件で、例えば5
万円の不足額が生じたと仮定しますと、この場合で計算していきますと1,800円の延滞金
が発生します。また、不足額が10万円であった場合には3,600円の延滞金が発生しますが
も、この改正によってその部分の、例えですけれども、1,800円とか3,600円の課される延
滞金が控除されますよというふうな流れになるものであります。

ただ、延滞金は不足額の大きさとか時期の率によったり日数によって個々に全く変わっ
ていきますので、今お示ししたものは本当の例としてとらえていただければと思います。

2番目の御質問ですが、スイッチO T C薬購入による所得控除の期間が、平成29年から平
成33年の12月までの5年間定められておりますけれども、これは5年間ひっくるめではなく
て5年間という期間限定の特例であります。申告するのは今までの医療費の控除と同じよう
に、1年分をまとめてその年ごとに申告をしていくものでありますけれども、従来の医療費
控除と同時に適用を受けることはできませんので、どちらかの選択制になるものであります。

3番目の御質問ですが、今回の新規規定となりました、特例適用利子等及び特例適
用配当等にかかる個人住民税の課税の特例の創設であります。これは台湾と日本の間の民間
租税取り決めから町税条例にも規定するものなんですけれども、個人住民税におきましては
源泉徴収等を通じた課税ができなくなるので、申告等に基づく分離課税を行うというもので、
この適用利子適用配当等につきましては、100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当す
る個人の町民税の所得割を課するというふうなものであります。

当町に事例があるのか、あった場合には町にとって増収となるのかの御質問ですが、
確認いたしました台湾との間での事例は現時点では当該事例はございませんでした。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） どうも本当に今回はすごくわかりやすくてありがとうございました。

再質問というのは、2番目のスイッチO T Cについてなんですけれども、何かこう聞いていたときには今まで所得控除に申告できなかった薬ができるようになって負担軽減になるなとかと思ったりしたんですけれども、やっぱりよくよく考えると以前から私が言っていた受診抑制といいますかそういうことにつながりかねないのではないかという心配もあります。

お医者さんの処方もなしで自分で薬を自由を買ってそれを申告できるという、所得控除例ができるのかなと思うんですけれども、そういう控除のハードルを下げるということで、今までは10万円を超す部分についての控除の申告だったわけなんですけれども、こういう控除を受けるハードルを下げるということの国の狙いをいろいろ調べてみたんですけれども、やっぱり受診抑制、医療費がかさんで大変だということで、なるべく簡単にお医者さんに行かないで自分で治せるもの判断できるものはやりなさいよということにつながっていくんじゃないか、それが判断によっては病院に行かなくて自己流で治そうとすることで取り返しのつかない重症化していくんじゃないかということもあるということを感じたんですけれども、うちの町は小さい町で本当にきめ細かい指導がされているという状況もありますけれども、こういう制度が、5年間という期間限定であっても、そういう影響が出ないようなことを担当として考えているのかどうか、指導、注意とかを考えているのかどうかお聞きします。

○議長（太田侑孝君） 税務課長、伊藤千佳子君。

○税務課長（伊藤千佳子君） 厚労省のこれからの推し進める方向性とかそういう施策もあるのかもしれないので、そこはまた生活健康課長と、その方向性をもし把握されていたらフォローいただきたいと思いますけれども、まずこのスイッチO T C薬も医療費控除の対象といたしますというふうになりましたのは、国がセルフメディケーションの推進をうたっております。これはやはり自分自身の健康に責任をもって軽度な体の不調は自分で手当するというふうにはWHOにおきましては定義されております。

この特例の医療費控除を選択する場合には特定健康診査や予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診などの医師の関与する一定の取り組みを必ず年に1回はやった方がこの適用を受けることができますので、そこにしっかりと医師が関与されておりますので、重篤な予防とか疾病の予防のほうにもつながっていくものかと思っております。

ここで医療費控除が今まで10万円を超えないと医療費控除の適用になれなかったものが、1万2,000円を超える部分、最大8万8,000円について医療費控除の対象となっていくしますので、今まで家内中集めても10万円に足りないというようなこともある方もあったと思うんですけれども、そういう適用のハードルが低く設定されるということで従来の医療費控除の対象から外れてしまっていた方も税の公平性を確保するというので、税の立場からは納税者の方にとってメリットのあるものかなというふうにとらえております。

ちょっとうまく言えなくて申しわけありません。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 税務課の課長さんに聞く問題ではなかったと思うんですけれども、もともと本当にベテランの保健師さんだからという頭があつて、ついお聞きしてしまいましたけれども、このスイッチOTC薬というのが、対象になる薬がまだきちんと明らかにされていないんじゃないかな。されているんですかね、風邪薬とか、例えばお腹がちょっと痛いからとかそういうことでもお医者さんの処方なしで、薬局で買ったり、置き薬を買ったり、置き薬も対象になっているということだったんですけれども、これはもしかしたら生活健康課のほうに聞いたほうがいいのかもかもしれないんですけれども、そういうことで自分で自己判断を自分で薬を飲んで治ったような気になっているということが、もしかしたら重大な病気をもっていることが原因でそういう症状が出るかもしれないということを見落とししたり、発見が遅れてしまうということになりかねないんじゃないかということは、多分伊藤課長も内心思っているんじゃないかと思うんです。

それで、そういうふうにならないように、私はこの小さい町ですので例えば広報とか、自己判断は危険ですよとか、何かこういうふうになったけれども、やっぱり私たちは具合が悪いときは早め早めにお医者さんにかかりましょうということを、私は自分がやっていなくて言うのは本当につらいんですけれども、やっぱりそういう指導は行政としてはやっていかなければいけないんじゃないかと思うんですけれども、その点について担当のほうからお答えいただきたいんですけれども。

○議長（太田侑孝君） 生活健康課長、鳥本宗幸君。

○生活健康課長（鳥本宗幸君） スイッチOTC薬のことについては、私のほうも少しわかりませんので、そこところは答弁できませんけれども、町民の健康管理というようなところで御答弁をさせていただきたいと思います。

議員がおっしゃったように、国の施策としてこの社会保障費、何十兆とかかっているお金でございます、それを削減をしていこうという流れで厚労省、国のほうは進めているというふうに私も思っております。そんな中でやはり健康でいるのが一番でございますので、そのために生活健康課としましては今まで行っております各種の検診でありますとか、予防接種の助成、そういうものを総合的に進めまして町民の健康を守っていくというのはこれからも引き続き行っていかなければいけないというふうに思っております。

それについては年度当初それぞれどんな検診を受けますか、予防接種を受けますかというような調査を行っておりますけれども、それについてもこれから広報に努めて受診率、接種率等の向上に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第56号、川根本町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第4 議案第57号 川根本町保育所条例の一部を改正する条例 について

○議長（太田侑孝君） 日程第4、議案第57号、川根本町保育所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

まず1点目ですけれども、1日の全協で配付された資料によると、書かれていたのは平成17年4月1日から休園と決めた理由として、少子化の影響により当町の出生数の減少に伴い地名保育園児童等の減少が著しいためと書かれていました。その当時の地名保育園の園児数の推移及び地名の若者定住促進住宅建設後の地名地区の未就学児童数の推移を教えてください。

2点目ですけれども、当時旧中川根町に4園あった公立保育園を1園化する方針が合併前に出されて、藤川保育園と瀬平保育園が廃止されました。でもそのとき地名保育園は廃止ではなく休園ということで、また藤川保育園は子育て支援センターに生まれ変わるといいますか運用を変えたということですのでけれども、地名保育園を廃止でもなく、当時はほとんどずっと何年間か使わなかったと思うんですけれども、休園中にずっとしてきた理由は何なのかをお聞きします。

それから3点目ですけれども、三ツ星保育園の定員は現在70名となっているわけですが、1園化当時からこれまでの徳山保育園も含む当町の全保育園のそれぞれの定員数を、園児の数の減少によって変えたことが何度かあったと思うんですけれども、その変更の推移を求めます。

それから4点目ですけれども、川根本町の児童人口の推移から見て現在は保育所としての再開は難しいということで、地名地区には若者定住促進住宅があるので、子育て支援施設として担当課ではいろいろ考えられて改修工事を行うという結論に達し、それから国、委員会の諮問もあってそういう取り組みをすることになったわけですが、そのための国、県の補助をもらうには保育所を廃止しなければならないという説明がありました。そういう決まりが本当にあるのかどうか、そしてどれだけの補助がつくのか、どういう決まりがあるという根拠と補助の見込みなどを教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） それでは鈴木議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の地名保育園休園当時の地名保育園の園児数の推移、それから地名の若者定住促進住宅の建設後の未就学児童数の推移ということになりますので、ちょっとこれからは数字の羅列になりますが、お願いします。

最初に年度、それから地名地区の未就学児童数、それから地名保育園に通っていたお子さんの数を続けて申し上げます。

平成12年度、17人中11名。平成13年度、20人中15名。平成14年度、22人中16名。平成15年度、19人中15名。平成16年度、12人中9名。休園当時、平成17年になりますが、17年は8名ということになって、うち保育園に通っていらっしゃるお子さんは6名でございました。その後若者定住住宅の建設がございまして、実際にはこの若住のほうは平成17年から20年、4年間かけて作っていたということですが、平成18年度がこの時点では地名保育園休園をしておりますので、児童数のみのお答えになりますが、平成18年度9名、平成19年度13名、平成20年度17名、平成21年度21名、平成22年度30名、平成23年度32名、平成24年度35名、平成25年度41名、平成26年度32名、平成27年度38名、平成28年度は39名というふうになっております。

続きまして、2つ目の御質問でございます。休園当時地名保育園を廃止でなく休園とした理由でございますが、当時の記録を読ませていただきますと地名保育園は新しい施設であったがために廃止やほかへの転用ということになりますと、国への補助金の返還が生じたということでとりあえず休園というふうな形をとったというふうな記録が残っております。当然当時若住の建設というお話もあったと思いますので、その辺も加味しての決断かと思えます。

3つ目、休園当時の徳山保育園も含む当町の全保育園のそれぞれの定員数と各園児数でご

ざいますが、これも細かく言っていくと大変長くなるものですから、園児数のみお答えします。もし各園ごとという資料がということでありましたら、またあとで提供させていただきたいと思います。

町全体の数字になります。平成17年度173名、平成18年度162名、平成19年度143名、平成20年度123名、平成21年度124名、平成22年度117名、平成23年度118名、平成24年度108名、平成25年度117名、平成26年度116名、平成27年度128名、平成28年度122名というふうになってございます。

4つ目の御質問でございます。子育て支援施設改修工事を行うために国、県の補助金をいただくには保育園を廃止しなければならないという説明があったが、そういう決まりがあるのかといったような御質問でございます。全協でもお話をさせていただきましたけれども、今回の施設の改修につきましては間仕切り等を変えるということで、全面的な改修になります。つまりは施設としての用途が変わるということでございます。

事前に県のほうに確認をしたところ、改修をするためには保育所の財産処分申請を提出する必要があるということと、それからこれも全協でも申し上げましたけれども、4月の国のほうの補助金の事前協議において改修工事の設計図が必要になるということです。そのためにはこのタイミングでの条例改正をお願いをさせていただきました。

以上です。

(「金額については」の声あり)

○福祉課長（海老名重徳君） 申しわけありません。金額につきましては、後ほど補正予算のところでもあったものですから、そちらのほうでお答えをしようと思ったのですが、国ほうの補助率は2分の1でございます。今回は1,200万円ほどを見込んでございます。すみませんでした。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 本当に細かいところを調べていただいてありがたいです。本来だったら保育所運営委員会でもっともっとこういう細かく話し合わなければいけなかったんだろう、そして地元の人たちの御意見も確認しなければいけなかったんだろうと思いますけれども、地元の方々も委員が来ておられたので、その方々が代弁をしていらっしゃるのかなということになってしまったんですけれども、確認としてはこういうことについて地名地区の住民へのアンケートを行ったのかどうか。そしてもし行ったとしたら結果はどうだったのか。廃止するということですね。利活用については保育所運営委員会にもこういう希望があるよというのが御意見聞いたのが出されたんですけれども、廃止そのものについてどう思いますかということをやったのかどうかお聞きします。

それから、先ほどの御答弁の中で休園と決めていた理由について、新しい施設だったので廃止や他の利用に転換をすると国への補助返還が生じるというお答えだったんですけれども、

藤川の保育園は地名の保育園より新しかったんです、建設が。でも子育て支援センターに変えました。そのときに国からの返還とかという話はなかったような気がするんです。それはその時点で条例改正をしたということなのか、ちょっと記憶にないんですけども、全国には保育所、保育室、保育園の中に子育て支援センターを設けている、併設してやっている、静岡県は認めていないのか、県が認めることなのかどうかわからないんですけども、たくさんあるんです。そういうことについても話をしたこともあるんですけども、本当に子育て支援センターと保育所が併設できないのかどうか、その点について確認させてください。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） まず1点目の御質問でございますが、地名地区の方を対象に廃園についてのアンケートをとったかという御質問ですが、廃園についての質問というのは特にしてございません。あくまでも子育て支援制度のもとにこの地名保育園の利活用について、もしくは町内に住むお子様をもつ親御さんとして、どういったものがこれからこの町に欲しいのかというようなアンケートはさせていただいてございますが、それに特化したものは実施してございません。

それから先ほどの費用の件でございますが、古い書類なのであれなんですけれども、藤川のとときにはやはり財産処分をして、転用をして、子育て支援施設として活用するということで承認を得ていると思います。

結局当時の補助金の返還の期間というのが、ごめんなさい詳しくは今ちょっと申し上げられないんですけども、現状のものと若干変わっているようで、当時は返還期間が長かったようなんですが、今は返還については10年を経過していれば返還をしなくてもいいようなことになっているようなものですから、それで今回はそういったこともないというようなことで考えております。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

担当の方々が運営委員会や子ども・子育て協議会などの御意見を受けて一生懸命新たな転用を少しでも役に立つようにということで考えてくださっているということは本当によくわかるんですけども、でも根本的な問題で私は反対討論をさせていただきたいと思います。

地名保育園を休園とした理由というのが、先ほど課長の答弁にありましたけれども、決して地名保育園だけを見て児童の減少が著しいということではなかったと、私は思うのです。それで現に若者定住住宅が、3年建設にかかったということですけども、見込めば行政と

してそういう簡単な見込みはできるわけで、地名保育園があれば園児はどんどん増えていくということは見込まれたわけですので、町全体の子供は確かに減っていたかもしれませんが、地名保育園の児童の減少が著しいためとの理由は間違っていると私は思います。そして地名には若者定住促進住宅を建設して子供が増えることで、保育所は必要不可欠だったのに強引なその当時1園化というのが出されて、それに固執し続けていました。以来、地名地区からは再開の要望が繰り返されたわけですが、また移動知事室で川勝平太知事がお見えになったときも「地名というところに若者住宅がありながら保育園休園はないでしょう。開けておあげなさい。」というふうな、ちょっとニュアンスは違うかもしれませんが、喜ばれますよというふうな言葉がありました。

そういう、行政はいわば矛盾しているというか、本当に子育ての大変さが何なのかというのがわからない政策を施策を進めていたんだとしか言いようがないと思います。そしてそれ以来地名地区では再開を求める声がますます高まって、横にいらっしゃる中澤議員など議員になってからも何度も追及をして住民の先頭に立って代弁されてきましたけれども、今回保育所運営委員会で中澤議員も含めて廃止に賛成されたのは、このまま何もしないでいけば建物も傷んでいずれは取り壊さざるを得なくなってしまう。それよりは、せめて子育て支援センターとして本格的に、具体的に改修や活用が進むんだったら廃止もやむを得ないとする地名地区の方々の声、なんとか活用してほしいという悲願を受けての、私は苦渋の選択、決断だったのではないかと想像しています。

現に地名地区では子供が増え、若住も建設から10年を経て退去年齢に近づいた人たちが増えてきて、最近空き家が増えている状況です。そして現在も三ツ星保育園には、先日の説明では、15世帯17人もの子供さんたちが通っていて、三ツ星保育園の状況を見ますと定員ぎりぎりいっぱい過密状態になっています。特に子供が生まれても働き続けなければならない状況が高まった昨今は、乳児の入所希望が増え、昔のように3歳以上の子供しか預からなかったときの定員数のままでは建物の中はぎゅうぎゅう詰めの状態になるだろうと想像します。例えば外へ出られない雨の日などは、決して良好な環境ではないと言えるのではないのでしょうか。当町のように細長く集落が分散している町では、安心して預けられる保育所が近くにあることほど大きな子育て支援になるはずです。

先日視察しました隠岐郡隠岐の島町は、人口が1万4,500人で保育所が10カ所もあるそうです。そして人口が2,300人の海士町では、町の面積も狭くてまとまっているためだと思うんですが、定数80人の私立幼稚園が1園だけでしたが、この海士町のほうでは一時保育や土曜延長保育はもちろん、看護師をおいての病後児預かり保育、そして子育て支援センターや放課後学童クラブも併設しているということで、高齢者や農家、商店の皆さんとの地域交流事業も盛んに取り組んでいるというふうに、これはネットで見たんですが、そのほかにも手厚い子育て支援策、出生祝い金などもあるんですが、そういうことで子供が増え続けて増築も検討しなければならないという説明もありました。

当町の最大の課題は、町の魅力を高めて産業振興による雇用の拡大で若者を呼び込み、定住を広げて人口が増えるまちづくりを、人口減少に歯止めをかけるまちづくりをいかに進めるかということもあると思います。そのための若者定住促進住宅の建設だったはずですが、そこで最大の支援策である保育所廃止ではなく、1日も早く再開に向けた改修をして、支援センターや地域交流を進める拠点とするべきで、ここにかかるお金は私は川根高校存続のために奥流、川根留学生を迎えるために町が大きなお金を使っていますけれども、それと匹敵するくらい重要なことだと私は考えます。

地名地区では、赤れんがの発電所を解体したという取り返しのつかない間違いをしました。今回の保育所廃止も、建物は残るとしても一度廃止した保育園を再開することはほぼ不可能なことです。町の発展にもかかわる大きな間違いを再び地名地区の区民に押しつける行政の姿勢は到底理解することができません。子育て支援にも消極的としか言いようのないこのことについて、私たちは今、町の施策にブレーキをかけることができるのは、それを踏みとどまらせることができるのは、私たち議会に与えられているチャンスであると思います。

ぜひ、このことを指摘して、間違いを犯さない、地名保育園の再開を目指していただくためにも、地名保育園廃止については反対ということを明らかにして討論を終わります。

○議長（太田侑孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第57号、川根本町保育所条例の一部を改正する条例に賛成の立場から討論をいたします。

今回の保育所条例の一部改正は、休園中の地名保育園を新たに子ども・子育て支援拠点施設として改修するため必要な改正であり、地名保育園を保育所から外すという内容であります。地名保育園を保育所から外さなければならない理由として、今回の改修により保育所としての機能が失われるということ、それと補助金適正化法第22条等により、補助金を受けて建設した施設の用途を変更する場合、旧施設の廃止をした証明が必要となる。このことから今回の条例の改正は必要不可欠なものと判断いたします。

さらに、つけ加えるのならば、休園中の地名保育園の利活用については町長の諮問に対し保育所運営委員会から休園中である保育所、地名保育園の有効活用についてという答申が出ております。川根本町の児童の人口の推移を踏まえて、現在は保育園としての再開は難しいと考えます。しかし、地名地区では若者定住住宅があり、子育てしやすい環境をつくるために平成27年4月から実施される子ども・子育て支援新制度に積極的に取り組む上で、子育て支援施設等の整備が重要であるという答申が出されています。

また、川根本町保健福祉サービス推進協議会児童部会や、子ども・子育て会議においても休園中の地名保育園を子ども・子育て支援施設として改修することが望ましい旨の意見も出ております。

止まった時計の針が、今動き始めます。10年以上の休園のままであった地名保育園が子ども・子育て支援施設として子育て中の母親の交流の場、地域の高齢者と子供たちのふれあいの場となり、地名保育園が地域に活力と元気をもたらしてくれる施設として再生されることを期待し、最後に地名保育園の改修に当たっては地元住民との話し合いの場を積極的に持ち、地元住民の意向が反映されるものになることを期待し、賛成の討論といたします。

○議長（太田侑孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから議案第57号、川根本町保育所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立多数です。

したがって、議案第57号、川根本町保育所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第58号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第5、議案第58号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ありがとうございます。

これは通告がないのでちょっと議長も疑問に思ったかもしれません。すみません。

確認したい点が1件あります。今回の改正ですが、地方税法、先ほど町税条例の改正でいろいろ説明をいただいたスイッチOTC薬の所得控除の拡大について、国保税条例のほうでは入っていないんですけれども、これは国保税の課税所得には関係がないんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 税務課長、伊藤千佳子君。

○税務課長（伊藤千佳子君） 国保税の税額を決定していく中では、医療費のこれは直接は関与していかないものと思います。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 私もそう思ったんです。なぜなら国保税の課税算定所得というんですか。所得割のところは、確定した所得税をもとに国保税を計算していくから、もうそこ

で国保のほうで計算するときには、もしスイッチＯＴＣ薬で控除されていれば控除された後の金額の所得税割を計算するんだらうというふうに思ったんですけども、ちょっとある人から国保のほうでも改正があるんじゃないのというふうに言われたものですから、ちょっとお聞きしたんですけども、多分それでいいのかなと思って確認させていただきました。

ありがとうございます。

○議長（太田侑孝君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

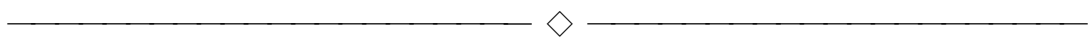
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第58号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第59号 川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を
改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第6、議案第59号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第59号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

暫時ここで休憩といたします。10時10分再開いたしますのでお願いします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時10分

○議長（太田侑孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

————— ◇ —————

◎日程第7 議案第60号 公の施設の指定管理者の指定について（川根本町創造と生きがいの湯）

○議長（太田侑孝君） 日程第7、議案第60号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町創造と生きがいの湯）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

1点ですけれども、入浴料がこの施設は1人150円ということで本当に安価な料金になっています。それにもかかわらず入浴者数が1日平均20人足らずということで、場所もそんなに不便なところではないし、どうしてなのかなというのが非常に気になるわけですが、ここに800万円余の管理委託費をかけるということについて、費用対効果をどのように考えて判断していращやるのかお聞きします。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） それでは御質問にお答えします。

まず、御承知のとおり当該施設の目的が「町民相互の交流促進と心身の健康増進、介護予

防及び生きがい活動を支援する」ことを目的とした施設でございます。したがって、創造と生きがいという施設名称ではございますけれども入浴だけを目的とした施設ではないというふうに考えてございます。

費用対効果ということで御質問でございますが、全協でもお話をいただきましたが、今年度直営で実施をしておりますが今年度の場合1,000万円を超える費用が見込まれるのに対し、指定管理にすることにより約200万円の削減ができるというふうに考えてございます。

過去3年間の利用状況につきましては、平成25年度が3,112名、3月がお休みでした。平成26年度が3,210名、このときは4月、5月がお休みでございました。27年度になりまして、5,404名の方に御利用をいただいております。

こちらにつきましては、介護予防ということでございまして平成27年度から地域包括支援センターのほうでケアラズカフェというのを実施をしております。これは例えば認知症の方を介護してらっしゃる方がなかなかお風呂にゆっくりつかってられない、目を離せない高齢者が自宅にいるとゆっくりお風呂にもつかれないというような方がいらっしゃって、そういった方がじゃあそのお年寄りと一緒に来ていただいて、ボランティアさんが高齢者を見てるから、あなたゆっくりお風呂に入ってきたさいよみたいな活動もしております。そういったことも含めて結局27年度は利用者も2,000人ほど増加をしております。こういった施設を利用することによって結果として、皆さん御承知のとおりお達者度も男性が1位、女性が3位というような形になっているかなと考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） とてもいいことだと思うんです、そういう取り組みというのは。

ところが本川根のほうはそういう高齢者を大切にというか、健康を維持していく取り組みを一生懸命やっていたわけですがけれども、旧中川根のほうでは温泉スタンド、梅島下のあれはもうふたをして垂れ流しをしたままにしている。そういうことで少しはどれくらいの方がくみに見えるのかはわかりませんが、あの温泉出たときに、確かに量も少なかったし温度も低い。でも成分はすごくいい成分だよと温泉審議会に言われて、お年寄りの多い町だから、ぜひ観光ということではなくて、町のお年寄りの人たちが使って疲れを癒せば、腰が痛いとかそういう人たちの癒しになるよというふうに言われて、私は何度も小さいのでいいから、簡単なものでいいから入浴施設をつくってほしいと頼んだんですけれども、全く聞き入れられなくて今では温泉スタンドは温泉とも言わないのか、温泉の施設管理の中にも入っていない状況になっています。

これは議案外なんですけれども、ぜひ今度梅島下のところで道路の取り組み、活用があると思うんですけれども、そういう中でも地元からも声が何かに使う、それこそ先ほどの保育園ではないですけれども使ってほしいという要望が強く上がっていながらなかなか手をつけない、もったいない資産だと、財産だと思うんですけれども、それについて町長にお答えい

ただければありがたいです。

○議長（太田侑孝君） 鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） この創造と生きがいの湯は、旧の本川根当時に10分の10の補助金をいただいて対応したのは、ときの町長は鈴木敏夫です。これ以外のことは大きな施設をつくらなかったということがあるものですから、唯一建物としてはこれを私の就任した直後に対応したという経緯があります。これは今課長のほうからも話がありましたように、いわゆる福祉の関係を充実し、観光の施設ではありませんよというような制約の中で対応したということがございます。

今言われたように安いではないかというような単価のことについて、入浴料についてありましたけれども、これは安くて大勢の人に来ていただく、そこが交流の場になったり開設当時は木工をやっていただくような施設もあったということで大変多くの皆さんがお見えになって、ほこりになればお風呂へ入って帰られるというように、非常に県下でも珍しい施設であったというふうに記憶をしております。それが時代の趨勢とともにいろいろ変化して今のようになったということです。大変維持管理もかかるということも承知しておりますけれども、今言われたように旧中川根の皆さんも今後そういう施設を使っていただくというようなことをしてもらうことがまず最初じゃないかなと、当然ながら青部のトンネルが開けばもっともっと利便性もよくなるという中では、当然あるものを有効に使っていくということが大事だというふうに思っております。

それから、今言われた梅島下の関係、これについてはこれまでの経緯もあると思いますけれども、詳細は承知しておりません。その中で課と検討しながら対応していく。当然地元の皆さんの意向等も反映をするような形で対応をしていくということが必要かなというふうに感じております。

いずれにしても、ここは採算度外視になっております福祉の施設であったという経緯があるものですから、なかなか観光の皆さんが、あそこを歩いている皆さん入っていただければいいではないかというような意見も以前もありましたけれども、実際はそのような補助金をいただいて対応したということがあるものですから、今現在は福祉の施設であるということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町創造と生きがいの湯）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第60号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町創造と生きがいの湯）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第61号 公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）

○議長（太田侑孝君） 日程第8、議案第61号、公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

独創的な発想で頑張っているこのリバーラーツリサーチアンドラボ、そういう団体の方々に先日も900人以上を超すトレイルラン競技をこの川根本町で始めて開催したという、本当にやる力がある人たちだと、関心よりも感動しているんですけども、その方々に継続したいということで、そのことについては本当に異論はありません。一生懸命、9月も議会で現地視察したところ、人も常駐をさせていろいろな工夫をして本当に喜ばれる施設にしようとして一生懸命取り組んでいるということがよくわかりました。

でも、このいただいた27年度の収支決算書を見ますと956万2,786円ということで、大きなというか頑張った収入を得ているわけですけども、人件費が支出のところでは330万円ということでこれじゃあ常駐している1人分くらいで、一生懸命お手伝いしている仲間の人たちには本当に生きがいと言えば生きがいでやってくれているんでしょうけれども、ないのかなと気になりました。ほかのそういう人件費を抑えていろいろな経費、例えば備品、消耗品、199万円、トイレトーパー、清掃用具と書かれています。それから、その他税金、手数料などで185万7,887円と書かれています。詳しいことはわかりませんが、あまりにもほかの経費のほうでかかっているのではないかと。それからもう少し町がこういうことに対して、もともとあそこのキャンプ場というのは町の財産なわけですから、町も支援をできる、手を差し伸べる部分があるのではないかと。というふうに思いました。

1番目と2番目の質問がごっちゃになってしまいましたけれども、そういうことであの

方々の運営を把握をしておられるのか。そしてまたどういう支援を考えているのか、考えていることがあればお話をしていただきたいなと思います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） それではお答えさせていただきます。

御質問の中に、人件費を抑えて他の経費を捻出しているというふうに思われるということでございますけれども、支配人が年間お一人で運営されていることが多く、繁忙期にはアルバイト等で対応している場合がございます。したがって、常時複数のスタッフで対応しておりませんので、このくらいの人件費になっているということで確認をさせていただいております。支配人も月固定給でいただいているようですので、特に繁忙期に増えるとか少ないとかそういった形ではないというふうに聞いております。

御質問にございましたインターネットの開発料55万2,800円の内容はという御質問もございましたので、これにつきましてはホームページのリニューアル及び更新というための委託料でございます。PRの手法につきましては、チラシあるいはホームページを立ち上げを含めまして、個々の事業所の独自性を尊重いたしまして経営努力にゆだねているものと考えておりますが、御相談をいただければ選ばれる観光のまちづくり事業補助金の対象に該当した可能性もございますので、今後このような事業を行う場合は町に御相談をいただきたいというふうに管理者のほうにお伝えを申し上げます。

備品、消耗品で199万円、その他、税金、手数料で186万円かかっているということでございますが、備品につきましては主に、議員の皆様、御視察いただいたときに三角形のテントがございましたけれども、あのテントを4基購入しているものでございます。残りにつきましてはトイレトーパー等衛生関係のものとか、清掃道具などが備品、消耗品の内訳でございます。その他185万円の内訳でございますけれども、初期投資に多少お金を投資しておりますので、その返済金、あるいは減価償却、支払い手数料、法人税等の内訳というふうに聞いております。

町としましては、町の施設でございますので、ハードの部分、必要最低限の施設という意味では管理棟あるいはトイレ、シャワー室、駐車場などを町で行うことが妥当であるのではないかと考えておりますので、今後もその整備を行っていくこととなりますが、その他の管理的な経費は指定管理者の経営努力で実施するものと考えております。

参考までに、町で実施した事業でございますけれども、平成27年度は御視察いただいたごらんとおり、トイレの施設の改修、あるいはごみボックスの整備等環境整備を町で実施いたしました。また、今年度につきましては、今後予定されております事業は管理棟のトイレ改修、内装、建具、手洗い、トイレの洋式化。あと全町内のキャンプ場に事業を実施しているのは無料Wi-Fiスポットの整備ということで、防災も含めて来ていただいた方に町のPRということで新たなサービスを考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号、公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第61号、公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第62号 静岡県市町総合事務組合理約の変更について

○議長（太田侑孝君） 日程第9、議案第62号、静岡県市町総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号、静岡県市町総合事務組合理約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって議案第62号、静岡県市町総合事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第63号 平成28年度川根本町一般会計補正予算
(第4号)

○議長(太田侑孝君) 日程第10、議案第63号、平成28年度川根本町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

途中数字が抜けていたりして、10項目まで書いてありますけれども実際は9項目になっていますので、申しわけありません。順々に質問させていただきます。

1点目ですけれども、2-1-5財産管理費、桑野山、桑の実の元森林管理所宿舎の土地購入費で1,123万2,000円について……桑野山は違うんですか、桑の実だけね、について、資産鑑定をしてもらって予算計上したという説明だったんですけれども、建物、土地それぞれ幾らで、土地の坪単価は幾らになるのかお聞きします。そしてこの予算で国と交渉するというふうに町長が言われたんですけれども、本川根小のそばなので建物は放課後学童クラブや教員住宅に利用したいということも以前説明がありましたけれども、そのまま使える状態なのか、建物の状況について伺います。

それから2点目ですけれども、2-1-8の自治会振興費で90万円、梅高地区集会所の駐車場拡張工事請負費の追加計上ということで、当初183万6,000円計上してありましたので、全額かどうかわかりませんが、あわせると273万6,000円ということで、地区の負担もこの額だと3分の1ということで90万円を超す大きな負担になります。このような地区の集会所施設の整備に地元負担を設けているんですけれども、高齢化が進んでいる状況で住民や地区の財政を圧迫し、町の財産でもある施設の維持管理もなかなか厳しくなっていくでしょうし、地域の活力を低下させることになると思うのですが、見直しなど考えていないかどうかお聞きします。

それから3点目ですけれども、2-2-5の情報政策費で、13節委託料の16細節学校用イントラネット構築・設定業務委託料455万8,000円について、何度も説明を聞いているんですけれども、複雑な中身ですし、ぜひもう一度記録に残るように説明をお願いいたします。

それから5と書いてありますけれども、4の間違い。ずっとずれていきますので、すみません。

同目15節の工事請負費1,070万3,000円についても同じように工事の内容について説明をお願いいたします。

それから次が2-4-1戸籍住民基本台帳費の19節コンビニ交付サービス運営負担金25万1,000円について、J-LIS、地方公共団体情報システム機構のコンビニ交付におけるセキュリティ費用の町村の負担金、年間100万円ということですが、その3カ月分という説明を受けましたけれども、利用件数についてはこの場合は全く関係ないようですが、まだこれからだということですが、利用件数をどのように推測しておられるのか、それからコンビニへの支払いはどういうふうになるのかお聞きいたします。

次は3-2-3の子育て支援対策費についてです。13節委託料の細節7南部子育て支援拠点施設設計業務委託料294万9,000円で、具体的に考えている改修内容はどういうことなのか、それからこの金額はどのように算出されたのか、改修への国、県補助は先ほど聞いたんですが、2分の1で1,100万円と言われましたけれども、1,100万円が補助なのか、それとも2,200万円の2分の1の1,100万円なのか、先ほど確認し忘れましたので、その点についてお答えをお願いいたします。

次、7-1-3の観光費、委託料の寸又峡遊歩道落石防止工測量設計業務委託料489万4,000円は6月の補正で工事請負費（安全対策委託料）4,500万円を上げたんですが、これも一昨日課長さんから聞いたんですが、もう一度説明をお願いしたいと思います。そして工事費が先に出て、今になって委託料が出たということなのか、これから工事費がまた4,500万とは全く別で出てくるのか、この点についてお答えをお願いいたします。

次の歳入の14-2-13県営事業市町村負担金軽減交付金の101万8,000円ですが、歳出のどこにも出ていなくて、一般財源化されているようですが町の負担金を軽減する交付金なので、何か負担したところに戻するのが筋ではないかと思って通告をしたんですが、その点についてお聞きいたします。

それから最後ですが、10-1-3の教育諸費で15節工事請負費177万円、中川根職員寮の改修工事費ということで、雨漏り、風呂、トイレなど非常にたくさんの工事で大規模になるのかなというふうに思っていたんですが、金額が出してくるものにおいてはちょっと少ないんじゃないかと思って、確認ができなくて通告を先に出しました。ちょっと課長さんから今朝ほど聞いたんですが、通告を出しましたのでお答えをお願いしたいと思います。そしてこの金額で快適というか差し支えなく、気分悪くならず生活ができる状況にすることができるのか、その点についても確認をさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、御質問いただいた点につきまして総務課より順番に御

説明、回答させていただきたいと思います。

まず、通告1番目の桑の実の宿舎に関する御質問でございますけれども、価格の詳細にしましては今後国とも交渉していくという形もございますので、申しわけございません、言葉での公表は差し控えをさせていただきたいなと思います。ただ、考え方としましては近傍な宅地でありますとか周辺売買実例等を参考にして不動産鑑定士に算出を委託したものであります。また、建物に関しましても同様でございますけれども、建築年数でありますとか物件の状況等もあわせ評価鑑定をして算出をしていただいております。

また、今後の利用に関しましても、全協の際にもお話をさせていただいておりますけれども、利用目的、先ほど鈴木議員からも放課後児童クラブとか教員住宅といったお話、全協でその旨説明をさせていただいておりますけれども、利用目的にあわせて建物の状況がそのままあるいは若干の修繕で対応できるという場合も考えられることと思っておりますし、場合によっては取り壊して新たな施設の建設が必要になるといったケースもあろうかというふうに考えております。

2つ目の自治会振興費の考え方、あり方についての御質問でございます。9月議会の際にも同様の地区負担金の補正を出させていただいた折も御説明をさせていただいておりますけれども、集会所施設につきましては合併前のそれぞれの両町の施設の所有者存在の状況が異なっているということから、補助金であるとか直接事業といった形の対応をさせていただいておりますけれども、いずれの場合についても地元負担は3分の1といった形に整理をさせていただいてきた経緯がございます。

しかしながら今後につきましては議員御指摘のとおり何らかの検討をしていく必要性があるのではないかという考えをもっておりまして、具体的な話としましては今後旧本川根地区の所有者が町ではない集会施設等が更新期を迎えて建て替えというような形の必要性が出る場合については、町での建設整備といった方向も検討してまいりたいというふうに考えております。また、同様に地元負担についても何らかの形の検討は進めてまいりたいというふうに考えます。

もう1点、総務課関係、最後のほう通告だと番号9番ですけれども、県営事業市町村負担金軽減交付金の御質問でございます。この交付金は、県営事業にかかわる市町負担金の軽減合理化を図るためといった目的の交付金でございます。広域基幹林道開設事業でありますとか河川海岸環境整備事業、急傾斜地対策事業等の県営事業に対して市町、当然当町の場合は川根本町が負担する負担金に対して県営事業に負担をしている市町の財政力指数でありますとか、標準財政規模等によって交付額が算定して交付をされるといったものでございます。当初から交付が見込めているといったものではないということで今回補正をさせていただきましたけれども、他の補助金のように、鈴木議員おっしゃったように個別の交付金であればそこに戻すといった形になるわけですが、県の県営工事に対する市町負担金に対する軽減といった形になりますので県財政の考え方としまして、市町においては一般財源とい

った形の扱いというふうに処理をするといった形になっております。考え方としましては、今回は6－2－5の林道費であるとか8－3－1の河川総務費の中の一般財源の中に当て込んでいたというふうに御理解いただければと思います。

総務課関係は以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） それでは3番目の質問、2－2－5情報政策費委託料、学校用イントラネット構築・設定業務委託料について御説明します。この業務ですが、マイナンバー制度の本格稼働に伴うセキュリティ対策として現在進めておりますネットワークの分離に関する業務内容になります。現在同じネットワーク上で運用しております行政用の業務と学校に関する業務について、これもネットワークの分離が求められております。そこで分離をするものでありまして、今回の業務により構築するネットワーク上では教育委員会が所管する図書ネットワークシステムと学校用のグループウェアの2つのシステムを運用する予定であります。

続けて4番目、工事請負費を説明いたします。こちらは本庁舎と総合支所に関するマイナンバー制度の本格稼働に伴うネットワーク分離に関する工事内容になります。現在基幹系、情報系の2つのネットワークで運用しておりますが、このうち基幹系を個人番号利用系に、情報系をL G W A N系とインターネット系と3つのネットワークに再分類いたします。

既存の2つのネットワークはL A Nケーブルとケーブルを集線または分岐をするハブという機器で構成されています。これらの機器類は対応年数がおおむね7年程度とされておりますが、既に設置後10年以上が経過しており、現状では故障した部品に限り予備品と交換している状況です。

このため、将来的なことも考慮し、また今回の機構改革に伴う机の再配置等によりますネットワークの再構築にあわせ、L A Nケーブル、機器類とも新たに整備することにしたものです。さらにインターネット系のネットワークについては無線L A N設備を利用したネットワーク構成とし、本庁舎、総合支所とも事務スペースを含む全ての会議室においてインターネット接続を可能とするものです。

以上、情報政策からです。

○議長（太田侑孝君） 生活健康課長、鳥本宗幸君。

○生活健康課長（鳥本宗幸君） 5番目の御質問、戸籍住民基本台帳費の補正でございます。

まず1点目の質問、利用件数はどうかという御質問でございますけれども、コンビニ交付は開始時期が平成29年、年が明けた1月16日から開始予定ということでございますので、現在利用件数はございません。今後の利用件数の予測はどうかということでございますけれども、現在のところ件数の予測については立てておりませんが、この住民票や住民印鑑証明などは年末年始を除いて朝6時半から夜11時まで発行できることから、町民にとっての利便性は非常に高いというふうに考えております。

2点目のコンビニへの支払いはどうなるのかということでございますけれども、コンビニへの支払いは証明書1通当たり123円を委託手数料として支払うものでございます。手数料の精算処理の方法につきましては、コンビニ事業者は利用者から収納した金額から委託手数料を差し引いた金額をJ-LIS、地方公共団体情報システム機構を通じて地方公共団体へ支払うということになってございます。当町においては歳入の部の12款の使用料及び手数料、2項の手数料、1目総務手数料の2節から4節、手数料として受け入れる予定となっております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） それでは質問にお答えします。

まず1つ目、改修費の改修内容でございますが、間仕切りの変更、それから床材の張り替え等の内装工事、それと使用不能老朽化した電気設備、機械設備の取り替え補修工事。また外壁材とか屋根の補修も見込んでございます。

2つ目の御質問で、工事費の概算でございますが、約3,000万円を見込んでございます。設計金額につきましては、国土交通省告示第15号により算出をいたしました。

最後の質問ですけれども、国の補助金でございますが、先ほども申し上げましたとおり補助率は対象経費の2分の1でございます。ですので約1,200万、先ほど1,200万と申し上げたつもりだったのですが、1,200万円ほど見込んでございます。なお、県の補助金はございません。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 観光費の今回の489万4,000円の測量設計業務委託料の御質問ですが、6月補正で上げました現在実施しております4,500万の工事請負費の場所と全く別のところでございまして、489万4,000円の業務委託料は吊り橋のほうへ降りていく、ちょっと狭い遊歩道の今後の手当てとしての設計委託ということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） それでは10款の御質問でありますけれども、中川根教職員住宅の改修工事ですけれども、雨漏り、風呂、トイレという御指摘がありましたけれども、トイレは今回やっておりません。今回は雨漏り修繕と風呂場修繕で合計で223万円ほどで工事を行ったものであります。

この防水工事につきましては、議員の方々にも視察をしていただいて、そのときに緊急修繕が必要だということでやらせていただいたものでありますけれども、食堂と厨房上部のベランダの防水シーリング、これによって現在もちろん雨漏りは止まっております。風呂場に

つきましては、特に風呂おけが非常に不快感というか老朽化があったものですから、風呂場を風呂おけを修繕をして、今回不快感というのはなくなったということで判断をしております。トイレにつきましては来年度予算要求をさせていただいて、現状普通というか生活上、温水洗浄機付の便座、これに改修をしたいという予定でありますほか、老朽化しています備品類、例えばテレビがまだブラウン管であります。それから冷蔵庫でありますとか電子レンジ等の備品もかなり古くなっておりますので、そちらもあわせて予算要求をさせていただいて購入をさせていただく予定であります。

また、今回の改修工事によりまして快適になったかどうかという御質問でありますけれども、そもそもがこの建物が非常に老朽化ということがありますので、快適という部分では入居者の感じ方はそれぞれだと思っております。ただ、今回の改修工事にあわせまして来年度当初予算で要求をさせていただくトイレ改修とか備品整備が終了すれば、基本的な生活のための不便さというのは解消されるというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第63号、平成28年度川根本町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

— ◇ —

◎日程第11 議案第64号 平成28年度川根本町国民健康保険事業
特別会計補正予算（第2号）

○議長（太田侑孝君） 日程第11、議案第64号、平成28年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号、平成28年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって議案第64号、平成28年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第65号 平成28年度川根本町介護保険事業特別
会計補正予算(第2号)

○議長(太田侑孝君) 日程第12、議案第65号、平成28年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号、平成28年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第65号、平成28年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第66号 平成28年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算(第1号)

○議長(太田侑孝君) 日程第13、議案第66号、平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号、平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によっておこないます。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第66号、平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第67号 平成28年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算(第2号)

○議長（太田侑孝君） 日程第14、議案第67号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第67号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎散 会

○議長（太田侑孝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

12月16日午前9時、本会議を開会し、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前10時55分

平成 2 8 年第 4 回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程（第 3 号）

平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日（金）午前 9 時開議

諸般の報告

行政報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 発議第 3 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

日程第 3 川根本町議会派遣の件

出席議員（１１名）

１番	藺田靖邦君	２番	坂本政司君
３番	野口直次君	５番	芹澤廣行君
６番	山本信之君	７番	中田隆幸君
８番	小藪侃一郎君	９番	森照信君
１０番	鈴木多津枝君	１１番	中澤莊也君
１２番	太田侑孝君		

欠席議員（１名）

４番	根岸英一君
----	-------

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫君	副町長	森紀代志君
教育長	大橋慶士君	総務課長	野崎郁徳君
企画課長	山本銀男君	情報政策課長	山田貴之君
税務課長	伊藤千佳子君	福祉課長	海老名重徳君
生活健康課長	鳥本宗幸君	産業課長	後藤泰久君
建設課長	大村浩美君	総合支所長兼 商工観光課長	安竹賢治君
教育総務課長	前田修児君	生涯学習課長	藪下和英君
会計管理者	中野裕文君		

事務局職員出席者

議会事務局長	大村敏秋
--------	------

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（太田侑孝君） ただいまの出席議員は11名であります。

欠席の届け出は、4番、根岸英一議員です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第4回川根本町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（太田侑孝君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、説明員は12月8日の日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

○議長（太田侑孝君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

12月8日の本会議散会后、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会最終日の議事日程及び意見書の採択等について御協議いただきました。また、全員協議会終了後、議会広報委員会の皆さんには、議会だより速報版の作成を行っていただきました。誠にありがとうございました。

次に、川根本町議会会議規則第129条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（太田侑孝君） 次に、町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

きょうは第4回の川根本町議会定例会ということでお集まりいただきまして、大変ありが

とうございます。また、日ごろは行政に対しまして、大変温かな御支援をいただいております。御礼と感謝を申し上げたいというふうに思っております。

そのような中で、12月1日、12月議会の初日以降の行政の報告をさせていただきます。

12月1日ですが、新聞にも出ましたようにIT人材の育成に関する協定を締結させていただきました。

12月2日ですが、この日には、大井川鐵道を創設いたしました中村円一郎の銅像のあります千頭の支所の隣の山の上で、顕彰を行いました。大変、大井川鐵道の社長をはじめ多くの皆さんに参加をいただきました。

12月2日金曜日ですが、市町対抗駅伝のレセプションが静岡市でございまして、出席をしております。

翌日、12月3日には、静岡縣市町対抗の駅伝大会が開催され、大変多くの皆さんが応援に駆けつけていただいたということでございます。

12月4日です。総合防災訓練、各地区で大々的に今回防災の訓練をさせていただきました。庁舎内では、支所と本庁の連絡というのを重点的に対応したというようなことでございます。

12月5日ですが、南アルプス南部地域活性化推進協議会、これは早川町と静岡市並びに川根本町が協議をしている南アルプスの南部地域の活性化についての協議の打ち合わせをいたしました。

12月7日ですが、寸又峡温泉の感謝祭がございまして、出席をしております。

12月8日ですが、12月定例会の2日目ということで、お世話になりました。この日の夜ですが、川根高校の野球部後援会の役員会が開催をされ、出席をしております。

12月9日ですが、県の町村会の町長会議が静岡市でございまして、出席をしております。

12月14日ですが、島田青年会議所の来年度の新しい役員になられる方が面会に来られまして、対応をしております。

昨日ですが、12月15日、民生・児童委員の委嘱状の交付式がございまして、出席をし、それぞれの皆さんにお願いをしたというのが昨日でございます。

12月16日、本日です。定例会の最終日ということで、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 御苦労さまでした。

— ◇ —

◎一般質問

○議長（太田侑孝君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により通告された質問者は、藺田靖邦君、芹澤廣行君、中澤莊也君、野口直次君、鈴木多津枝君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いします。

1 番、藺田靖邦君、発言を許します。1 番、藺田靖邦君。

○1 番（藺田靖邦君） 皆さん、おはようございます。通告に従い、質問をさせていただきます。

鈴木町長が就任して、3 年余りが過ぎました。合併当時の主要プロジェクトであった高度情報基盤整備が整備され、県内でもトップクラスの通信環境を手に入れることができました。現在、川根本町が注目されています。この恵まれた通信環境と地域資源をバックに、これからの地域振興についてお聞きしたいと思います。

日本国内は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、世界の中の日本をいかにアピールするかを大きなテーマとして、東京を中心に地域の力も試されようとしています。この2020年までの4 年間を軸に、地方においても、地域が持つ課題を解決し、未来に向かって地域構想を固めていかなければならないと思います。

当町も含め、それぞれに市町は人口減少の加速化をできる限り食い止め、この地域が存続するために特色ある施策を打ち出す必要があります。当町の地域振興を考えるに当たって、南北に長い地形から、4 つの小学校区を単位とするエリアで、それぞれテーマを持った地域デザイン戦略構想が必要であると感じています。

まず1 つ目の質問は、9 月議会の決算審査後の現地視察に同行していただきました。地名、久野脇地区周辺の振興について伺います。

南部地域については、3 月議会における野口議員の質問に対し、大井川鐵道の駅を拠点とした観光ルートの設定もお考えになっているとのことでした。また、塩郷駅を拠点としたルートについては、エコティや商工観光課長も現地確認されたとの情報もありますが、その後の検討状況を伺います。

2 つ目の質問は、（仮称）高郷バイパスの開通によって、大きく人と車の動きが変わる役場庁舎周辺地域について伺います。この質問は、町の一つの方向性の質問でもあります。

以前は、旧中川根町の中心部として発展してきたこの地域ですが、空き商店や空き家も増え、危機感を抱いています。空き家となった物件についても、非常に魅力的なものも多く、所有者の方の同意さえとれば、地域資源として考えてもいいのではないのでしょうか。今こそ、これらの地域資源を生かした地域デザインができるのではないかと考えます。

昨年、議員視察に訪れた徳島県神山町NPO法人の大南理事長も、当町で昨年御講演いただきました。そのモデルに、ワーク・イン・レジデンスといった制度を進められてはいかがかと思いますが、お考えを伺います。

3 つ目の質問は、学校教育におけるICT利活用を中心としたまちづくりについてです。この地域デザインは、川根高校を中心としたエリアです。

第1 常任委員会においては、本年度、主要検討項目をICT利活用によるまちづくりとし、

先日は、先進地域、地方創生の優等生と言われる島根県海士町を視察しました。そこでは、情報通信技術、ＩＣＴを最大限に生かし、まちづくりをしておられました。その１つが、教育におけるＩＣＴ利活用です。公設塾を中心とする島前高校での取り組みは、今後の川根高校の魅力化を考える上で、大きな参考となるはずです。今後のこのＩＣＴ利活用と、地域連動の取り組みについて考えを伺います。

４つ目の質問は、寸又峡を中心とした奥座敷、私もよくお邪魔するようになりました奥大井エリアについて伺います。

現在のネット社会の進展において、このエリアを訪れる客層も若い世代へと変化してきました。実際、先日もお邪魔して感じました。さらにこの地域の魅力を発信していけば、交流人口の増加を生かした地域デザインがえがけるのではないかと考えます。ユネスコエコパーク認定や、日本唯一のアプト式鉄道など、このエリアから発信できる情報は数限りなくあると考えます。このエリアにおける川根本町ファンとの交流をいかに進めるのか、伺います。

演壇からは以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（太田侑孝君） ただいまの藺田靖邦君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、藺田議員の質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

まず、塩郷駅を起点といたしました地域振興についてという御質問がございました。

町では、前年度にユネスコエコパーク推進資源調査事業を実施いたしました。

事業の目的は、エコパークの理念にもございますように、自然保護や保全だけでなく、自然と人間の共生をテーマに置いた持続可能な利活用を図り、地域振興策と結びつけることにありました。

具体的には、本町唯一の鉄道、大井川鐵道の各駅を起点として、そこから比較的近い集落に交流者を誘導し、地域の資源、文化、景観を楽しんでいただくもので、地元ガイドによる説明なども入れていけば付加価値もつき、活性化につながるのではないかと趣旨でございます。

この事業は、徳山駅以南の５駅を対象といたしまして、おおむね３時間の周遊コースの設定や現地資源調査、今後の方策などの提案型で、事業はエコティかわねに委託をしたものでございます。

さて、塩郷駅を起点とした地域資源は、駅からの景観、つり橋、塩郷ダムの湖尻の水鳥、神社仏閣として薬師堂・不動明王・子安観音など、巨樹・巨木では八幡神社の大ヒノキ、久野脇発電所、各地区で見られる茶園景観や縁カフェなど、日本で最も美しい村の原風景がございます。

塩郷駅を起点に４つのコースの提言を受けておりますので、今年度末までに散策イラストマップ作成を行い、春先の３月には地域連携型体験プログラム作成業務委託を行い、塩郷・

久野脇・三ツ間までを含めたコースで、一般客対象のモデルツアーを行います。これらを何回となく開催することにより、地域の方のかかわり方や誘客の仕組みができてくることを期待するものであります。

これらが定着していく中で、町がどのようなハード部分を整備していくかは、地元の方々と協議の上、優先順序をつけて順次進めていく予定でございます。

昨年度から実施をしております塩郷の吊橋の床板整備に続き、安全調査、つり金具の交換、坂道の改修を本年度実施させていただきます。

次年度は、コース案内の看板の設置を予定していきたいと考えており、デザインは地元からの提案を受けて、わかりやすく、迷わないコースの認知度アップに努めたいと考えております。

いずれにしても、行政主導にならず、地域主導でのイベントなどの開催も期待をしているところであります。

次に、役場周辺地域の振興に関する質問についてお答えをさせていただきます。

国道362号上長尾バイパスの第1期、第2期工区の供用が開始されたことにより、本来の目的である車両等の安全通行が確保される一方で、これまで使用されていた道路の通行量は減少し、その路線沿いに空き店舗が多く見受けられる状況がございます。

このような状況の中、空き店舗や空き家を活用した地域活性化策等が考えられますが、個人財産となる建物は、所有者、地区の意向、地域の意識が醸成されなければ事業の推進は難しくなってくると想定をされます。

神山町で進められておりますサテライトオフィスの誘致や、ワーク・イン・レジデンスといった取り組みは、地域活性化の成功事例として全国的にも有名でございます。当町におきましても、高度情報基盤の整備が完了し、サテライトオフィスの誘致に取り組んだところであり、大いに参考としなくてはならない事例と意識をしているところであります。

また、ワーク・イン・レジデンスにつきましては、過疎地域には雇用がない仕事がないという課題を、仕事を持った人の移住によって解決を図る仕組みであります。菌田議員がお考えになられるとおり、働く場所が少ない、就きたい職種も少ないといった意見もあるこの町にとって、参考となる取り組みだというふうに思っております。

しかし、当方で調べた限りにおいては、神山町での取り組みの特徴は、民間組織であるNPO法人が主体となって実施しているところであり、民間団体であることで、自由に移住者を選択できることにあります。これを行政が行うとした場合、公平公正な立場から、自由に移住する人を選ぶことは非常に難しくなります。将来的には、地域デザインをえがく上で有効な手法と思いますが、民間の力がかかわっていただかないと、成功するのは難しいのではないかという認識も持っております。

次に、学校のICT教育についてお答えをさせていただきます。

現在、学校で進めている学校教育ビジョンの取り組みをベースにしながら、ツールとして

ＩＣＴの導入を図り、川根本町ならではの教育をさらに推進してまいりたいと考えております。

学校へのＩＣＴの導入に当たっては、ＩＣＴ関連機器等の環境整備と、ＩＣＴを活用した教育の展開という２つの課題があるかと思います。

まずＩＣＴ環境の整備でございますが、これにつきましては、校内の無線ＬＡＮの整備と、電子黒板やタブレット等の教育用ＩＣＴ機器の導入があります。具体的な計画といたしましては、教育委員会では、平成29年度に小・中学校の無線ＬＡＮ環境の整備を進めると並行し、同時に、児童・生徒が授業の中で使うタブレット端末の導入、また情報の共有化、思考の可視化等、子供たちの主体的な学びを手助けするための大画面の電子黒板の設置等を検討しております。

次に、ＩＣＴを活用した教育の推進についてお答えをさせていただきます。

これまで、児童・生徒の情報活用能力の育成や、情報モラルについての教育の必要性が重要視をされてきました。これに加え、次期学習指導要領に示される主体的な学びを積極的に作り出すため、ＩＣＴ機器を活用した効果的な授業の推進に向け、より具体的な教材開発や教員のＩＣＴ活用指導力の向上が求められていることから、計画的な教員の研修体制の整備が大変重要な課題と捉えております。

教育委員会では、町内小・中学校のＩＣＴ教育につきまして、町の高度情報基盤整備事業が進む中、各小・中学校と協議を重ねているとともに、先進地への視察を実施するなど、子供たちにとっての有効な活用方法を検討してきております。

先進地への視察につきましては、昨年12月10日から12日にかけて、ＩＣＴ教育を先進的に進めておられる熊本県山江村と五木村に、町内学校の教職員とともに教育長を含めた９名が出張し、校内におけるＩＣＴ環境の整備方法、複式学級を含めた具体的な機器の活用方法を研修してまいっております。

また、今年度におきましては、10月19日から21日まで、町内３校の教職員と、行政からは情報政策課と教育総務課の職員が、昨年度と同じく、先進的にＩＣＴ教育に取り組んでおります熊本県高森町と産山村を視察し、アナログとデジタルをミックスした教育の展開など、本町のＩＣＴ教育のあるべき姿について、多くのことを学んできております。

さらには、本年12月１日に、本町と京セラコミュニケーションシステム株式会社、株式会社ベネッセコーポレーション、東海ブロードバンドサービス株式会社により、ＩＴ人材の育成を軸に、四者協定を締結いたしましたところでございます。

来年度以降におきましては、これまでの調査研究の成果を生かし、さらに先進地の事例を積極的に学ぶとともに、四者協定の内容を積極的に活用して、本町のＩＣＴ教育が静岡県モデルとなるような事業展開を目指しているというところでございます。

具体的には、ＩＴ人材育成という観点からは、全国での実績を持つベネッセコーポレーション株式会社等の協力を得ながら、実際に学校現場においてＩＣＴ機器を使う教職員の研修

を計画的かつ積極的に実施していきたいと考えております。

次に、公設塾の取り組みについてお答えいたします。

現在、若者交流センターにおいて、月曜日の夜に、町内出身の静岡大学教育学部の学生を講師といたしまして、奥流学習会を開催しております。毎回、約20名の川根高校生が参加し、毎回熱心に学習を行っております。来年度以降も継続し、対象者を中学生まで広げることを検討するなど、さらに充実した学習会となるよう準備を進めてまいります。

さらに、こうした学習会とは別に、特に高校生にとって将来の進学や就職活動などの進路と直結する形で、生徒のニーズに合った学習指導が図られるような公設塾を展開していきたいと考えております。具体的には、来年度以降、教育委員会において、本町ならではの公設塾のあり方について、積極的に調査研究を進めるための準備を進めているところであります。

なお、まだ具体的な検討はされておりませんが、現在県の補正予算で事業化されております川根高校でのICT教育事業の整備とあわせて、町内の小・中・高が一体となった事業展開も推進していかなければならないというふうに考えているところであります。

次に、奥大井エリアへの川根本町ファンの交流をいかに進めるかという御質問がございました。

まず、本町を訪れる方々が、川根本町の魅力をどうお感じになってお越しいただいているのかということがございます。景観なのか、あるいは食なのか、人と人の触れ合う温かさなのか、鉄道資源なのかなど、お一人お一人違うことを申しておりますけれども、それぞれの皆さんの御意見等を拝聴しなければいけないというふうに思っております。

一つ言えることは、この川根本町には、他の地域に負けないすばらしい資源が多数存在し、それを糧として生活する町民がおり、そこに文化が育ち、後世に受け継がれていることがございます。近年、定住者の都市部への流出もございますが、交流人口の増加も図りながら、地方創生総合戦略を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 再質問を許します。

1 番、藺田靖邦君。

○1 番（藺田靖邦君） 今回、町長、物すごく丁寧に答弁していただきましたので、私も、再質問のほうで、町長言われたとおりのことの中で、まず1つ目の再質問なんですが、塩郷駅を中心にした4つのコース、散策イラストマップ等とか答弁にあったのですが、まず最初に1つ目の再質問なんですが、ここのくのわき親水公園キャンプ場、年間約1万8,000人ほど訪れて、町内のキャンプ場の中では最も多い交流があるということで、また最近では、皆さん御存じのように塩郷の吊橋、恋金橋というらしいんですが、人気も高くて、休日には多くの観光客が渡っております。

こうした状況を見ても、この町全体の観光の拠点になり得る、そういう考えが私はしておりますので、さらに奥座敷へ持っていき、そういったことの中で、この観光の拠点となり

得るためのお考えがとおりになるか、お聞きしたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 川根本町の観光の拠点というのは、今現在、総合的には寸又峡だと思っております。

その中で、あるいろいろな分野、例えばつり橋ならどこ、それからＳＬを見るならどこ、キャンプするならどこ、それぞれの分野が違うというふうな感じはいたしております。そこへ行けば全てが解決するという形ではなくて、それぞれの趣味の範囲の中、好き嫌いの中で判断をしているなと思っております。

本来的には、それぞれの地区のいいところを、連携をもちながら、一つの川根本町のテーマパークをつくるべきだというふうに思っておりますけれども、今現在は、キャンプに来た人が全てを回って帰られるということもなかなか少ないという、鉄道で来られる方、トーマスの関係でもそうですが、トーマスに乗ってこられる方はそのまま帰られるというようなことが非常に多いという中で、お客様を誘致するということが大事なんです、今現在、私も考えなければいけないのは、今来ていただいているお客様をどのような形で受け入れるかということも、受け入れ態勢の準備も相当しなければ、いろいろな不慮が出てくるのではないかと懸念を持っております。

そのような中で、キャンプは夏が主でございますけれども、今は若干幅広くなりましたけれども、そういう拠点拠点で連携をもつような形にしていくことが重要というふうに考えております。

○議長（太田侑孝君） １番、藺田靖邦君。

○１番（藺田靖邦君） 拠点のことにおいては、それぞれにいろいろなキャンプ場があつて、また先ほど町長が言われた、ＳＬの見えるところとか、基本的に駐車場の整備も必要だと思うんですが、ここの地域、皆さんが、塩郷地域の方々も駅の花壇の整備とかいろいろなことを町のために協力してやっていただいておりますので、また塩郷駅の拠点を中心にしたことも行政側には頭に入れていただいて、これからも進めていただきたい、そんなことを思っております。

次に、以前、坂本議員が、この町をパラグライダーのメッカにとの御質問をされました。残念ながら、スタート地点が島田市川根町だったんですが、検討されないままとなっておりますが、くのわき、親水公園キャンプ場、塩郷の吊橋を拠点に、近隣の地名地区、笹間渡地区、川根温泉等を含めた一大観光デザインがえがけないかなと私はいつも思っておりますので、夢の質問が多いものですから、似たような質問になるんですけれども、これも坂本議員のパラグライダーから始まっておりますので、その引き続きを少しお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 久野脇と塩郷の吊橋を拠点にした近隣の地名地区、笹間地区

での一大デザインをえがけないかという御質問かと思うわけでございますけれども、大井川を挟みまして、地名地区、笹間渡の川根温泉とは少し距離がございますので、移動手段としては、現状からいたしまして鉄道しかないわけでございますが、冒頭に町長が答弁いたしました、沿線の拠点駅を起点とした散策を生かした振興が、当面この南部地区では進める方策ではないかというふうに考えております。

また、川根温泉でも、今までも連携しまして、くのわきキャンプ場の利用者の割引入浴や、お互いのパンフレットを置くなどいたしまして、町域を超えた連携をしていただいているということで聞いております。

昔のように大井川の水が豊富に流れておれば、渡船や川くだりなどという、鵜山の七曲りを地名、笹間渡へとといったことも考えられるわけでございますけれども、現在におきましては、川根温泉と塩郷、久野脇に行くトレッキングなどで、お互いの地域を連携していければなというふうに思っています。

パラグライダーにつきましては、島田市のほうで、地域も島田に入っているということで、そちらのほうで取りかかっておりますけれども、できればお客さんを取り込む方策を今後考えていきたいなと思っておりますが、現在、そのパラグライダーのお客さんをどう取り込むかということについては、まだ検討までには至っておりません。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 1 番、藺田靖邦君。

○1 番（藺田靖邦君） いろいろなスポーツ的なものとか、そういったものは若者がやる人が多いんですが、できるだけ新しいアンテナを持って取り組んでいただきたいなと思っております。

次に、このエリアのファンをさらに増やすための方法なんですが、塩郷のつり橋、塩郷堰堤からの放流、S L などの映像を定点カメラによって常時配信するなど、町のホームページ上で公開することなどは考えられないでしょうか。参考例としては、清水区の薩埵峠での富士山定点カメラの設置などがあるんですが、その辺をちょっと伺いたいですけれども。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 議員からの参考に今おっしゃられました清水区薩埵峠での富士山定点カメラにつきましても、私どもも承知しているところでございますけれども、観光的に言えば、富士山という世界遺産をカメラにおさめまして、全国、あるいは世界に季節の変わりゆく富士の姿を映し出される映像をよく見かけますけれども、率直な気持ちを申し上げますと、富士山という映像だからこそインパクトがあるのではないかなというふうに考えております。

例えば、静岡市におきましては、赤石岳の定点カメラの映像をホームページで出しております。あれは、南アルプスを代表する山々を映し出して、雄大な自然をアピールするという戦略でございます。戦略的に考えれば、いつでもどこでも S L 映像を見られることのほうが

いいのか、あるいはこの地に来て初めて見れないものを見て帰っていただくことがいいのかというのは議論を要するところでございまして、定点カメラの映像につきましては、町を代表する資源全体から見まして、塩郷のつり橋がいいのか、堰堤の放流がいいのか、見る側の立場になって検討をしたいというふうに考えております。今、そのように思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 1 番、藺田靖邦君。

○1 番（藺田靖邦君） 1 つの町のお知らせということの中においては、こういった武器、武器というか器具というか、そういったものも使いながら、川根本町を売りに出していくこともありますので、機材、機械等の使い方もこれからによって、かなりこの町の興隆につながってくると思いますので、その辺も御検討願いたい。

また、先ほど町長が言った全体を考えてやっていかなければいけないということの中において、くのわきキャンプ場のさらなるこれからの交流の呼び方としては、いろいろ私も考えるんですが、くのわきキャンプ場をベースキャンプにして、カヌーなどの体験型のエコツアープログラムを行うなど、そうすればまた奥大井にも積極的に人の流れをつくれる。そんなことも考えて、ちょっと前後するような質問になってしまうんですけども、ここの売り込み方というものも、これだけ塩郷の吊橋に人気が出てくると、いろいろな町としての方法、方策、交流をしていただくにはどうした方法か、そんなことも考えられるのではないかと思いますので、ちょっとその辺をお伺いしたいなと思います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 冒頭、町長が、くのわきキャンプ場は町内のキャンプ場の中でもかなりの集客を集めているというお話がございましたが、数字的なところでちょっとお知らせいたしますと、11月末現在でくのわきキャンプ場、今年度は1万5,915人みえられております。前年度は同時期に1万3,463人ということで、既に11月末で2,452人という大幅なプラスを上げているわけです。

そうしますと、ではほかのキャンプ場はというと、ちょっと一番多いところでも、三ツ星さんで年間1万人前後ということで、昨年9月のシルバーウィークがなかったとか、今年の9月の長雨とかということで、少しほかのキャンプ場は人数を減らしておりますけれども、くのわきキャンプ場については健闘をされているということで、数字を挙げさせていただきました。

藺田議員が言われているように、久野脇のキャンプ場に来たお客さんをどのようにして人の流れをつくっていくかという中におきましては、エコツーリズムというのがやはり入ってくるのではないかなというふうに思っております。

例えば、接岨湖の湖面を利用いたしまして、エコツーリズムの手法としましては、レインボーブリッジの下まで、浮島で休憩させたり、湖面の変化によりまして、旧井川線のトンネル跡などを見学しながら、ガイドつきでツーリングを行っております。今、それが一番人気

のプログラムになっておりますけれども、例えば、くのわきキャンプ場に来場したお客様がカヌーによって川を下るツーリングという例示を考えた場合、若干川の流量の問題もありまして、スムーズに下流まで行けるかという、ちょっと問題があるかもしれませんが、過去に実験、経験をされたエコツーリズムの会員さんに聞いたところ、年に数回は実施していますよということでもあります。したがって、不可能ではないということでもあります。

また、その中で注意していかなければならないことは、必ずガイドがつかないと危険だよということと、湖面で行うカヤックカヌーとはカヌーの種類が違いますので、今、それを持っていないということがあるそうです。

経験値からのお話でございますので、不可能ではないけれども、このようなプログラムを今後町としましては、エコツーリズムに相談いたしまして、提供ができるものなのかというところを考えさせて、協議させていただきたいというふうに思っています。もし可能であれば、エコティさんのほうのプログラムの1つとしてやっていただければ、くのわきキャンプ場来場者への新しい商品となるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 1 番、藺田靖邦君。

○1 番（藺田靖邦君） これからも、いろいろな方法の中で、交流を増やしていただきたい。

あと、また地元の方にちょっと聞いたんですけれども、2020年東京オリンピック・パラリンピックの年ですが、60年に一回の佐沢薬師大祭が控えているようです。その年に、町としてもお手伝いできるようなことがあれば、一応控えていただきたいと、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

2 回目の再質問に移ります。

NPO法人、神山町の例を出して私、質問をさせていただいたんですが、まず再質問は、現在1社が実証実験を行っておりますが、その後に続く企業はあられそうなのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） お答えをいたします。

県の中部地域政策局を介しまして、ほかに1社からコールセンター業務地としての問い合わせがございました。その会社とお話をしたんですけれども、まず、すぐに事業所を提供してもらいたい、改修費を全面的に支援してもらいたい、それとすぐに事業を開始できる、早くほしいという、そういう問題で、ちょっと誘致に結びつけるには課題が多くて困難というふうに判断をいたしました。

まず町としては、現在実証実験をしておりますゾーホージャパン株式会社の誘致を確実に行っていき、その後、ゾーホー社の顧客等、関係企業の誘致につなげていきたいと考えております。その意向を社長にも伝え、具体的な検討が進められようとしております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 昨日でございますが、企画課のまちづくり室長とともに、私を含め情報政策課から2名参加いたしまして、横浜市にありますゾーホージャパン本社を訪問しまして協議してまいりました。そこには、県の中部地域政策局の職員2名も参加しまして、来年度以降におけますサテライトオフィス誘致についての相談内容でございます。

町としましては、今回のゾーホー社に引き続いて、来年以降、誘致活動を続けていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（太田侑孝君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） その誘致活動もよろしくお願いしたいと思っております。

次に、ちょっと私、チェックするのは余り好きな人ではないんですけども、全協でちょっとだけ言わせていただいたことの中に、機構改革の議案のときにも質問をさせていただいたんですけども、現在進めている企画課とICT利活用を推進する情報政策課の所管が、どうしても私には重なっているように思えてしょうがない。その弊害はないのかなとちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 機構改革というのは、よりよい方向に進むように対応をしているということでございますので、私はそのように進んでいると言わざるを得ないということで御理解いただきたい。

ただ、職員のほうからも何か、これは不都合があるということがあれば対応をしなければいけませんけれども、今現在はそのようなことも聞いていないということで、御理解いただきたい。それから、来年度についてまた改めて説明をさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 職員がスムーズに動ければ、仕事がうまくできれば一番いい、それにこしたことはないんですが、どうしても私、私も大した経営者ではないんですが、やはり船頭が多いという例えもあったりするものですから、指示系統、この辺をきちんと、これからICT進めていく、情報基盤整備、いろいろなことの中においては、1つのことを進めていくにはやはり指揮系統の一本化、そういったことも考えていただきたいなと私は思っています。

また、先ほど企業誘致のことをお話ししたんですけども、ここで考えられる、担当する商工観光課との関係もあるのではないかなと今は思ったりしています。現時点では商工交流室が、そういった企業誘致に関しては担当しているのではないかと思われそうですが、この辺、どの程度踏み込んで商工観光課さんがかかわっているのか、ちょっとお伺いしたいなと思っています。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今は企画の關係の事業が大変多くなっているという中で、企画から具

体的に事業を進めていくということがなかなか困難であるということ。それから、空き家対策にいたしましても、若者交流にいたしましても、1つの部署では大変だということ、その連携を持たなければいけない。連携を持つためには、全てを一元化していかないと、それぞれの皆さんに迷惑がかかるということがございますので、やはり窓口の業務的なものの一元化という形にしていくことが重要というふうに思っておりますし、来年度の機構改革は、そのような方向で進めていきたいということで、提案をさせていただくということになるのかと思います。

○議長（太田侑孝君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 今、町長から一元化という言葉が出たものですから、くどいようですが、後に続くIT関連、企業があらわれた場合にも、どちらかがやるかということはまた企画さんか、商工観光課さんか、その辺は行政のほうでしっかりと捉えて考えていただきたいと私も思っています。

二、三点、機構改革に伴うチェック機能の質問でしたけれども、いずれにしろ、各課恵まれた通信環境を生かしたまちづくり、確かなものにしていかなければいけないと思います。各課意識を持って取り組んでいただきたい。

ここでの再質問の最後に、その確かなものにするための地域の活性化の決定打、この決定打という言葉は海士町で教わってきたんですが、捉え方の疑問も私、先ほど前問の町長の質問の中に、民営化しながらやっていかなければいかんだよとか、そういった質問も出たんですが、神山町を例にとってみれば、民間組織の中で若い世代の転入者を引き込んでおりましたが、当町においても、やはり民間主導という考え方で進めるしかないのかなと。

先月の私たち、第1常任委員会は、海士町へ視察へ行かせていただきました。そのときにも、公設民営化の徹底には、私自身も、また委員の皆さんもきっと驚いたのではないかと思います。行政側のどこまでその部分をとらえているか、ちょっとお伺いをしたいなと思います。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 先ほどの町長のお答えの中にもありましたけれども、やはり行政のみでやるというのは、活動に限りがあるというふうに考えております。まず、エリアごとの全体計画を策定するとか、NPO法人の設立を手助けする、講演会等を開催して広くワーク・イン・レジデンスの有効性を周知するなど、行政側にもお手伝いすることは多々あるかと考えております。

しかし、実際、そこに住んでいる方による地域デザインをつくっていくことが、成功するためには必要だというふうに考えております。地域の方で何をやりたいのかを決めるなどの話し合いを始められれば、町の行政としてその場に同席をさせていただき、ともに進めていくと、そういう形が有効ではないかと考えております。

それと海士町の公設民営化の徹底ですけれども、これは自治体の考え方次第だと考えてお

ります。海士町のやり方がこの川根本町に合っているのかということは、必ずしもそれは言えないと思います。基本は、民間がやれるところは民間にお任せするという、そのことは忘れてはならないと考えております。

現在、サテライトオフィス誘致によって、これまでにない新しい就労機会を創出するということで、時間と場所にとらわれない働き方として、近年急速に拡大していますテレワークの推進について、焼津市との連携事業の中でも検討をしているところでございます。今年度、焼津と川根本町のそれぞれの団体のニーズや実態を調査した上で、テレワークを推進するための体制や方法について検討をしていくこととしております。このことによって、テレワークを推進する、どこが推進するかという主体のあり方や、町内在住者の人材育成方法等を明らかにして、今の情報通信基盤を活用した就労環境整備にいく道筋を示していきたいと考えて、準備を進めております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 1 番、藺田靖邦君。

○1 番（藺田靖邦君） しっかりまた進めて、企画課長も言っておりますので、こういったこと、民営化と公設、なかなか私自身もどこまでがというのは、また自分自身の勉強もあったり、皆さんもいろいろなことを考えておられると思いますので、進めていっていただきたいと思います。

3 つ目の質問に入ります。よろしいですか。

学校教育と ICT の質問に入るんですが、川根高を中心としたエリアの中の話です。最初に、このエリアには中学校こそありませんが、幼稚園、小学校、高等学校と整備されております。幼稚園から高等学校までの一貫した方針のもと、教育を進められる環境にあると考えますが、いかがでしょう。

○議長（太田侑孝君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 今の質問ですけれども、一貫した方針をどうとられるかというのは問題になるかと思いますが、特定地域における一貫した方針のもとでの教育というのは考えておりませんけれども、既に昨年度定めた教育大綱では、ここで明確に「伝統と未来 心豊かな人を育む千年のふるさとづくり」、それでサブタイトルで、川根本町のよさを生かした川根本町ならではの教育という一貫した方針のもと、これはゼロ歳から18歳までの教育というのを考えております。

○議長（太田侑孝君） 1 番、藺田靖邦君。

○1 番（藺田靖邦君） 私も地元の上長尾で中川根中学校があるんですが、あえてそういった質問をして、余り上長尾の人間には好かれな質問でしたが、すみません。一応一貫ということは教育長も考えておられますので。

次に、町全体における教育関係の質問になります。

文部科学省では、2020年を目標に、小学校でのプログラミング的な思考の教育や、小学校

3年生での英語教育の必修化、小学校5年生から教科化を検討しています。こうした国の動きに先駆けて、この町で幼稚園から高等学校までを通したプログラミング的な思考の教育や小学生からの英語教育に関する特色ある取り組みが可能であると考えますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（太田侑孝君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 幼稚園から高等学校までの一貫したプログラミングや英語に関する独自の取り組みは可能かという御質問ですけれども、この前にきちんと確認しておかなければならないのは、先ほど藺田議員も言いましたけれども、プログラミング思考と言っているんです。プログラミング思考を養うということはどういうことかといったら、今の子供たちの今後の資質、能力というのをどう考えるかということなんですけれども、これは問題指向型、いわゆる課題解決型の子供たちというのを育てるという、こういうことがあるわけです。

したがって、そのためにはやはり物事をきちんと整理して、論理的にものを考えるという、この物事を論理的に考えるというのに役立つのが、いわゆるプログラミング思考ということです。

それと同時に、IT化、IT社会ですから、ITというかコンピュータというのはどういう形で動くのかというところを、これはきちんとプログラムをワンステップごとに組んで、命令を与えて、それが論理的な展開のもとで進むという。この辺がきちんと理解できるという。

ですから、プログラミングというときに、文科省が考えているのは、いわゆるコーディングではないんです。プログラムをつくるという、コーディングとって、例えばホームページをつくるにはHTMLという言語を使って、論理思考に基づいてステップをつくってという、そういうことではなくて、さっき言ったプログラミング思考ということです。

ですから、これに関しては、今、各学校でアクティブラーニング、小学校、中学校、高等学校を含めて、次の世代を見据えた、いわゆるアクティブラーニングということをやっております。

きのうも、これは中中で、京都大学のアクティブラーニングの第一人者と言われている松下佳代先生を呼んで、教員に、これは川根高校の教員も含めてですけれども、きちんとアクティブラーニングについての本質の部分をお話をさせていただきました。

そういうことで、今後はそういうアクティブラーニングという形で、問題解決型の資質とか能力というのをどう育成していくかということをやっておりますので、そういう中で考えていただければいいかと思います。

それから、物事を、きのうもそんな話が出たんですけれども、言葉がひとり歩きするんです。そうすると必ず日本の場合には、例えばアクティブラーニングという、きのう私、アマゾンで本が何冊ヒットするかと思ったら、434冊なんです。言葉がひとり歩きしないで、物事の本質を捉えなければならないということで、先ほども言ったようにプログラミング学

習は、あくまでもプログラミング的な思考、これは問題解決型の人間をつくるための1つの方法だということです。

それと英語なんですけれども、英語に関しては、これは非常に難しい問題がありまして、学校教育の中で、今小学校で英語の必修化、それと教科化と言っているんです。もう必修化は既に行われているということで、2008年に外国語活動ということで英語が取り入れられました。それから2011年に、これは5・6年生が必修化。必修化というのは、いわゆる教科書はありません。あくまでも教員が自分の考えに基づいて教える。必ず教えなければならないと。教科化の場合には、これは当然文科省で検定教科書をつくって、その検定教科書に基づいて教育をして、なおかつこれは当然成績をつけなければならないと、こういう問題が出てきます。

今、学校現場のほうでも非常にこの辺苦慮してしまっていて。一つは、静岡県教育委員会も教員の研修。というのはなぜかといいますと、小学校の教員全員が英語を教えられなければならないことになるわけです。当然、だってどの学年を担当するかということは、わからないわけです。ですから、教員の英語の質を上げなければならない。教育力を高めなければならないということで、研修等も行っています。ただし、これは非常に学校の中だけで能力を持った人を養って、それでできるかということは非常に問題になりますので、これは当然民間活用というものも考えながらということで、今やっております。

それから、あと授業時数を減らさないで、それを盛りこまなければならないんです。そうすると、新たにどういう形で教育課程の中に組み込むかということも当然問題になってきて、この辺がまだ課題で、解決をされておられません。

ですから、そういうことも含めると、先行的に独自でということをやるともいいのかも少し心配なけれども、これはもう少し検討したほうがいいかと思います。

むしろ、英語になじむという形だったら私は、家庭で、きょうは英語で挨拶をするという日をつくるとか、それから地域でつくるとか、それから学校でも英語で挨拶をするとかというところから入っていけば、非常に英語になじんでくるということになるかかと思っています。

国際会議で、英語で議論をするというレベルまで持っていくのは非常に難しいんです。難しいというよりも、これはほんの一握りの人しかできません。ですから、そういう人を養うということではありません。これは、臆せず外国人と会話ができる子供たちを養おうということです。ですから、そういうなじみのところから入っていけば、私はいいのではないかと考えております。

○議長（太田侑孝君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 教育長の話というのは、なかなかわかるところもあったり、私自身もプログラミング的な思考という、教育長先ほど言ったんですが、私は本当に教育のことを語れる人間ではないことは重々承知しているんですが、ただ日本国内、世界、これからさらにIT業界というものは、まだまだ伸びていく業界であると認識をしています。

その中で、教育とＩＴ人財を考えると、重々私が教育を語れる人間ではないんですが、今の教育というのが、クリエイティブリーダーシップ、起業家マインドを評価基準にしているという気がしております。これから時間がたてばたつほど、機械にとって代わられる可能性が非常に高いと思っています。その中で、生徒にクリエイターでリーダー、起業家を生み出す仕組みをつくらなければ、そんなことも感じた質問の中で、前段でも回答があったんですけども、12月1日に締結したＩＴ人材の育成に関する協定締結業者から、こうした提案を受けることと思いますが、先ほど私の言ったクリエイターやリーダー、起業家マインドといったものをやはりこの町の生徒にも早くから学ばせる必要がある。そんなことを少し考えておりますので、その辺をちょっとお伺いしたいですが。

○議長（太田侑孝君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） それでは、この協定を担当しました情報政策課からお答えいたします。

藺田議員がおっしゃられたとおり、12月1日、ＩＴ人材の育成を目的としまして、町を含めた四者によります包括連携協定を締結しました。町が持ち合わせていない民間事業者の技術力やノウハウ、またネットワークを生かした提案を積極的にいただき、互いに協力して課題解決に当たっていかうとする内容であります。

それでは、御質問にお答えします。

協定を締結するまでの協議の中で、特に教育分野で全国展開いたしておりますベネッセコーポレーションからは、既に、特に小学校の英語に関する関係ですが、県内の自治体を含め、問い合わせが複数来ていると聞いております。この課題につきましては、まだ教育委員会のほうでこれから協議していく内容ではあると思います。

ということで、まだ具体的な提案はいただいてはおりません。しかし、当町は、小・中の連携教育、また中高一貫教育を実施している地域でありまして、ほかの地域と比較して小学校から高校までを考えた提案が可能ではないかと、こういったお考えを聞いております。今後とも継続して調整に当たっていきたいと考えています。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） では、情報政策課長のほうからは、締結に関するお答えがありましたけれども、私のほうからは、担当としてどんなことを目指していきたいかという観点で、少しお話をします。

まず機器については、先ほど答弁の中にありましたように、いろいろなタブレットとか電子黒板とか、そうしたものを今後入れていきたいと検討をしておるんですけども、この榛原地区においても各市町の温度差というのは当然ありまして、どんなものを入れていくか、どんなふうに活用していくかというのは、個々に差があると思います。

その中において、今後この協定を生かして、支援員、そういうＩＴ支援員のような方をぜひ送っていただきたいと。熊本の例を申し上げますと、熊本では朝、先生が、こんなソフト

を欲しいよ、こういうことを教えたいよということを言うと、支援員の方がいらして、すぐにそのソフトが授業に間に合うようにできてくると。そんな取り組みをされている熊本の市町もあります。ですから、そうしたことをぜひ、うちの職員がそれを見てきて、そんなことができたらすばらしいねという。

また、先生方というのは当然異動が伴います。異動が伴うということは、例えば既存のソフトがあったとすると、先生方によっては、ほかの教材もそうなんですけれども、自分はこうした教育をしたいという思いを強く持っていますので、いろいろな形で、例えばＩＴ関連のソフトにしても、それぞれ異なった考え方をもって、こういうものを使いたい、こういうものを使いたいというものがありますので、先ほど言った支援員のような方が、自分がこうしたソフトを使いたいという要望にすぐ応えてくれるような、例えば体制ができるとすれば、これは非常にＩＴ教育を進める上で有効な手だてではないかということで、今後そうしたことを含めて、将来的ではありますけれども、担当としては考えていけたら嬉しいなと、そんなことを思っております。

○議長（太田侑孝君） 1 番、藺田靖邦君。

○1 番（藺田靖邦君） これから、私が先ほど言ったクリエイティブリーダー、起業家マインド、こういったことがこれから先、どうしても我々、機械に左右されるものですから、最終的にはそんな方向へ行ってしまう心配もあるものですから、地元の子にはそういったことも、教育関係の方々は進めていっていただきたいなと、そんなことで少し質問をさせていただきました。

次に、現在行われているＲＧ授業は、全国的にも注目されておりますが、学校間を行き来する時間と労力は、先生方にある程度の負担をかけているのではとの心配もあります。ＲＧ授業より効果的に進められるよう、教育のＩＣＴ化を積極的に生かす方法もあるかと思いますが、いかがでしょう。

○議長（太田侑孝君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） ＲＧに関しては、たびたび申し上げてきたんですけれども、ＲＧの本質は何かということをきちんと捉えなければいけないと私は思います。

ＲＧ授業には２つの目的があります。

１つは、ＲＧ授業は、いわゆる単に学校での合同授業を行うことではありませんよということです。ＲＧ授業は、基本的に２学年を１つの束として捉えて、大きなサイズでの授業展開と、それから個別対応を含めた習熟度別の小さなサイズの授業という、そういう２つの授業がそれぞれできると。これは、教科、単元によってどの授業形態でやるのが一番いいのかという形で、これは教育課程編成をするんですけれども、そういう１つの目的があるということです。ですから、単に合わさって授業をするという意味合いではないということをきちんと捉えてほしいというのが１つと。

もう一つの目的というのは、教員の教育力を向上させるためのものであるということです。

これは、ＩＣＴ使ってやれるといえぱやれますけれども、実は、いわゆる非常に熟練した教員の授業というのをその場で見られるとかいうことで、教育力が高まることができるわけです。ですから、そういう目的を持っているということです。

したがって、テレビ会議システムを使えるか使えないかということですが、これは通常授業の中で、講師間、それから同じ講師の学校間で、テレビ会議システムを使って効果的な授業を展開するということは当然可能かと思います。ですから、ＲＧ授業と、普通の通常の授業との違いというのを認識していただければいいかと思います。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 1 番、藺田靖邦君。

○1 番（藺田靖邦君） 私の場合は、単に教員の方が大変ではなかろうかという、その中にあって、確かに教員の教育力、教育長中心になってやっておられますので、これからまたＩＣＴの利用、そういったものは考えて努めていっていただきたい。

私は、ＩＣＴ利活用委員会をやっているときに、いろいろな委員の皆さんのアイデアはあったんですけれども、まず最初に何を使うかというのは、私自身が考えたら教育からだなという、そこから始まっていけないと、いろいろなものが広がっていかないのではないかなと私自身は思っておりました。

以上のことを踏まえて、教育を中心としたまちづくりを行い、政治の力も必要となってくるのではないかと思います。またここも町が試されるところかも、ひょっとしたら、このＩＣＴを使った教育というものが、そんなことも考えますので、当局には期待をして、3 つ目の再質問は終わります。

4 つ目に入ります。よろしいですか。

最後の質問、4 つ目の再質問ですが、寸又峡、ここは観光の拠点であり、この町が交流を増やしていくには、最後の奥座敷、ここを目指した観光が主なことと思うんですが、まず地域デザインの大きなテーマ、川根本町ファンを獲得するに当たり、観光の大きな目玉となると思われますが、先ほど前段でも町長お話ししていただきましたが、さらなる今後の川根本町が目指す観光の方向性について、お伺いをいたします。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 私のほうからは、観光振興計画におけるところの川根本町が目指す観光について、ちょっとお話しさせていただきたいわけですが、総括的なところは私が説明したら、町長から一言あるかもしれませんが、ひとつ私からは観光振興計画で。

観光振興計画におきましては、川根本町は、魅せる町、喜ばれる町、発信する町、満足度の高い町を目指すために、観光施策を展開しております。重点的に取り組む施策といたしましては、川根本町として訴求すべき観光イメージの確立、あるいは観光宿泊拠点のイメージアップ、3 つ目に、多様なニーズに対応したテーマ性のある観光商品の開発と通年観光利用の促進ということであります。どうしても観光というのは、トップシーズンがあり、オフシ

ーズンがあるということで、経営者にとっては、そのオフシーズンをいかに対応するかというところが一番の課題ではないかというふうに思っていますので、その辺を観光課としましては、オフシーズン対策について力を入れていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 1 番、藺田靖邦君。

○1 番（藺田靖邦君） 順当なお答えで、オフシーズン、ここも必ず我々の町には、そこに何があるか、人がいなければ意味がない、そういった意味もおいて、その辺の対処もしていただきたいと思います。

次に、DMOについて少しお伺いいたします。

11月でしたか、企画課さん、商工観光課さんとちょっと講習に、私も第2の委員長と出席をさせていただいたんですが、今、このDMOというキーワードが全国的にも注目されています。マーケティングに基づいた観光戦略や推進地域住民との連携強化を図る。この組織づくりを地方創生と絡めた形で、設立、協議したらどうかと思うんですが、その辺いかがでしょう。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） ただいまの議員のほうから、DMOという言葉が出てまいりましたけれども、最近よく聞かれるDMOについては、既に欧米では一般的になっております。英語の3文字の頭をとってDMOと呼ぶわけですが、簡単に言いますと、地域で稼ぐ力を引き出すということで、観光地経営の視点に立った観光地づくりをかじ取り役として、注目を浴びているものであります。これは、関係者と協働しながらということで、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するために戦略を策定して、それを着実に実施するということで、法人格を持った組織となります。

現在、先行的に浜名湖のほうと伊豆のほうで、既に関係機関が設立をしております、基礎的な役割としましては、観光地域づくりを行うことについて、多様な関係者が合意形成を図っているということと、2点目は、各種データの継続的な収集と分析、またデータに基づく明確なコンセプトに基づいた戦略を策定して、目標値の設定、PDCAサイクルで確立していくということでありまして。また、一番大事なことは、観光関連事業と戦略の整合性に関する調査、調整、仕組みづくり、そしてプロモーションを行っていくということでございます。

川根本町が関与しているDMOの組織は、現在、公益財団法人静岡観光コンベンション協会というのがございまして、そこが事務局となって移行していくというふうに今進めております。仮称でございまして、静岡県中部志太榛原地域連携DMOという仮称で今やっているところでございます。来年度、設立に向けた準備を行っておりますが、今の現在の状況は、組織的には中部流域の7市町の行政、そして観光協会、商工会、民間鉄道、民間のサービス事業者が一体となった組織となって、地域で稼げる観光地づくりを目指すということになっ

ております。

現在の状況は、ここにやはり原資がなければできませんので、各市町の負担金の割合の決定、あるいは今後5年間の計画策定、また着地型の観光に精通したマーケティングの人材の選定を今行っているということでもあります。準備しているのは、実際進んでおりますのは、定点観測調査ということで、県内各地域の代表者の分析の準備を行って、地域資源調査を行っているという状況であります。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 1番、藺田靖邦君。

○1番（藺田靖邦君） 一番大事なところは、やはりマーケティングによる基本構想、いずれにしても、寸又峡の客層は本当に今変わっておりまして、その辺の調査的なもの、また地元の方もおみやげ等、いろいろなことを考えてやっていかなければいけない。私が行ったときには、一番売っていたのはソフトクリームでして、すごい今ソフトクリームが寸又峡は売れていまして、そんなことも、お土産の対象とかいろいろなこともまた、この中でマーケティングと観光をぶつけて、いろいろなことができるのではないかと、そういったことで質問をさせていただきました。

4つ目の最後の質問に移るわけですが、先ほども申しました客層の変化。その中で、若い世代の特徴として、現在いる地域をその場で情報発信する。例えば寸又峡など公衆無線LAN、Wi-Fiを整備することは、必須のアイテムなのではなかろうかと思っています。昨年までには千頭駅や寸又峡公民館に公衆無線LANが整備されましたが、今後このエリアにおけるWi-Fi整備計画について伺いをいたします。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 前年度まで、Wi-Fiのステーションは防災を主としたものでありまして、多くの方々が集まるポイントに整備したものでありまして、エリアは比較的狭くなっております。

例えば、寸又峡におきまして、寸又峡公民館の前に、電柱が見える範囲とか、千頭駅前広場におきまして、その駅の周辺の一部ということでございまして、これによりまして、例えば災害が発生した場合は、避難された方々が防災情報を、制限はありますけれども、無料で享受できるということが無料Wi-Fiの特徴でございまして、観光面での情報のポイントを無料で得ることがありますので、そういった意味では、観光客はひょっとしたら、もっと違う場所に無料Wi-Fiのニーズが高いということも考えられます。

しかしながら、この情報というのは、自分がどこにいても有料でとれるわけで、サービスとしては無料でとれるというのが一番のお客様から喜ばれるところでありまして、無数に無料でいただける、情報を享受できるところが果たして町内あちこちにあっていいのかという話になりますと、やはり防災の一助という観点からいいまして、場所が限られてくるのではないかとこのように思っております。

しかも、無料W i - F i のためには、もちろん整備費用もかかりますし、ランニングコストもかかりますので、情報政策課と協調した上で、今後無料W i - F i スポットの必要場所について検討させていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 1 番、藺田靖邦君。

○1 番（藺田靖邦君） 4 点ほど、地域デザインとして南部から寸又峡までのことを質問させていただきます。

恵まれた通信環境、豊かな地域資源の中で、未来に向けたまちづくりをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

職員の皆さんには、今年も少しも早いですが、よいお年を。ありがとうございました。

○議長（太田侑孝君） これで、藺田靖邦君の一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。

10時35分再開しますので、お願いします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番、芹澤廣行君、発言を許します。5 番、芹澤廣行君。

○5 番（芹澤廣行君） 5 番、芹澤廣行です。

事前通告に基づき、一般質問を行います。

今回の一般質問は、9 月定例会に行いました私の一般質問の内容の延長線上にあるかというふうにも考えております。

質問の要点は、平成28年度に急激に増加した寸又峡に存在する夢の吊橋への観光客に対する受け入れ対応の現状と今後の対応策について、町長、行政の答弁を求めるものであります。

言を重ねるまでもなく、寸又峡温泉地に存在する夢の吊橋は、川根本町内に存在する多くのつり橋、きれいな溪谷、美しい山並み、S L アプト式鉄道などの豊かな観光資源の中でも、もっとも名の知れた観光資源であり、観光客の誘致に対しては最も有効な資源であるということ念頭に置き、通告どおり（1）から（5）にわたり質問を行いたいと思います。

まず（1）本年の紅葉シーズンは、現地プロムナード入り口でカウントできた入れ込み観光客は前年比130から150%増というふうに聞いております。この数値は、ゲート入り口でアルバイトの方が行ったカウント数であり、実際にはアルバイト員の駐在していない時間、早朝、あるいは安全のため締め切りとした夕刻4時、5時過ぎに入れ込みした観光客の数をあわせますと、公表されているカウント数以上の入れ込み客の数と推測されます。

この現実、9月議会で町長が答弁されたように、10代、20代を中心とした若者と呼ばれる方々が、SNS、あるいは口コミにより、夢の吊橋を中心とした大間ダム湖の水面の美しさ、またそれらを取り巻いている新緑、紅葉の絶景を一度見たいという動機で訪れてきてくれているということは、まぎれもない事実であります。

一方、夢の吊橋の渡河可能な人員には、橋全体の構造の脆弱さにより、橋上の最大通過人員は10人と制限されており、一日最大1,000人程度以下となっていることも事実であります。また、11月の紅葉シーズンの土日には、3,000人とも5,000人とも言われる観光客が訪れ、このような方が、夢の吊橋を渡河できず、断念して引き返すという観光客があることも現実であります。さらに、渡河して尾崎坂展望台に至るまでの階段数は304段、しかもかなりの急坂であり、体力のない観光客には負担が多過ぎるということも聞いております。

私もこの問題について、9月以降現地取材のため8回ほど、夢の吊橋、尾崎坂展望台、飛龍橋の遊歩道を歩きましたが、かなりの体力が必要だということを感じました。

そのような中で、かつて使用されたと聞いております大間川左岸を利用した緩やかな遊歩道の整備の方法が再度できるかどうか、町長にお伺いしたいと思います。

(2) 現在のつり橋の物理的な渡河可能人数は、実際どれぐらいの能力があるのか。また、鉄線橋の補強による通行可能な人数の増加が可能であるのか、当局にお伺いしたいと思います。

(3) 夢の吊橋の補強によって通行可能な人数が増加しても、能力的、時間的に渡河不可能になる観光客に対して、平坦で幅員も十分にあり、飛龍橋まで、あるいは尾崎坂展望台まで容易に行くことのできる、旧森林鉄道跡のプロムナードコースの再整備を行うつもりはないか伺います。

プロムナードコース下の樹木の景観伐採等を行うことにより、夢の吊橋を渡河しなくても、つり橋とダム湖の絶景を楽しむことは可能と思われますが、町長の考えはいかがか伺います。

(4) いたしまして、地元寸又峡温泉関係者が提案している夢の吊橋を渡った後、寸又峡に橋梁の新設を行い、寸又峡、寸又川左岸に渡り、寸又川左岸に遊歩道を新設し、中部電力の大間ダム湖の付近にもう一本橋梁の新設を行い、全く新しい周遊観光回遊コースの新設を望まれている声も聞いております。町長の見解を伺います。

(5) 最後に、行政による新しい周遊観光コース設置が不可能だと判断した場合、民間資本の導入を中心とした有料の橋梁の新設も、あり得ない話ではないという考えも聞いておりますが、町長の考えを伺います。

以上、壇上での総括的な質問を終わります。町長の総括答弁に対して、質問席において、以後、一問一答方式で質問を行わせていただきます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ただいまの芹澤廣行君の質問に対して、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、芹澤議員の質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

今、御質問の中にもございました、本年10月の体育の日を含む3連休には、既に多くの観光客が夢の吊橋を訪れまして、夜8時ごろになっても、携帯の明かりを照らし、帰ってくる方々がおられました。町といたしましても、夜の歩行の危険性を危惧いたしているところがあります。もとより街灯は整備しておりません。今後もそのような考えは持っておりませんが、危険広報だけは抜かりなく行うということで、温泉街に数カ所、夜間の通行は危険なため日没までにお帰りくださいの看板や、待ち時間の表示や、つり橋を渡る安全5カ条をマップに印刷するなど、温泉組合と観光協会と協議して実施をまいりました。

このようなソフト面は継続をしていけば、早目のお出かけが周知されていくと考えております。

ハードの整備につきましては、こまめな安全対策を施していきたいと考えております。

現在の夢の吊橋の物理的な渡河能力について、補強による通行可能な人員はという御質問でございますけれども、現在、夢の吊橋は定員10名として通行をしております。観光シーズンにおいては、寸又峡温泉美女づくりの湯観光事業協同組合が、つり橋の兩岸に人員を配置して一方通行として、整理をしていただいております。

つり橋の点検につきましては、平成25年に町内5つのつり橋で実施をし、結果を受けて順次整備を進めてまいりましたが、改めて本年度、塩郷の吊橋の点検を実施し、早期の修繕費用を12月補正で計上させていただきました。来年度は、夢の吊橋を含む4つの橋を計画していきたいと考えております。その点検の中で通行可能人員を再確認し、場合によっては定員増員の方策を検討していき、安全性が確保されれば、定員数を増やすことも考えていきたいと考えております。

次に、大量の観光客が来場し、夢の吊橋が渡河不可能になる人たちへの対応策と、安全性を含めたプロムナードコースの再整備の必要性についてという質問でございます。

プロムナードコースの安全対策につきましては、防護ネット等を実施してきたところがございますけれども、本年3月に大規模な落石があり、現在中部電力に委託し、2段式ネットを施工中であります。また8月には、大間ダムから夢の吊橋までの道幅の狭い区間において、道路をふさぐ崩土がありました。この箇所につきましては、仮設のネット設置を施工してまいりましたが、シーズン中には2時間待ちとなる区間で、観光客が待っている場所ありますので、12月補正で可決いただいた測量調査業務により、今後抜本的な安全対策を実施していきたいというように考えております。

夢の吊橋は近年、パワースポットとして若い女性を中心に来訪者が増加しております。このような状況を踏まえ、まずは現在訪れている観光客の安全な通行の確保が最優先であると考えられます。また、紅葉シーズンの観光客が1カ所に集中することや、一方通行により、つり橋を渡った後が急勾配の300余の階段を上ることになりますので、高齢者等への配慮の

ため、林道おり口付近、あるいはその途中でも、飛龍橋、尾崎坂展望台への誘導を行うなど人にやさしいプロムナードコース案内や、林道上から夢の吊橋やダム湖面への眺望の確保のために修景伐採や、もうかる仕組みを基本においたお休みどころの充実など、関係機関と協議していきたいと考えております。

地元より提案があります、新たな橋梁の新設によります大間ダムを回遊するコースの新設はという御質問もございました。

提案の内容は、大間ダム堤体の上流もしくは下流側に、対岸に向かって1本橋梁を新設し、渡り切ったところから上流に向けて歩道をかけ、寸又川を再度渡り、今の夢の吊橋へ通じるという、いわゆる橋梁3本で周遊するコースの設定でございます。

町といたしましては、前年度に可能性について現地踏査を行いました、御承知のとおり、左岸側の切り立った斜面ともろい岩層という条件下では、一度人の手が入りますと、なし崩しに崩壊していく危険性と、ダム湖への土砂流入なども視野に入れられないといけないと考えております。

このような懸念のない御提案なら検討をする余地もあるかもしれませんが、一度手をつけたことにより恒久的にすばらしい資源を取り返しのつかないことになってしまうことを考えますと、危険性のある限り、進めることはできないと思っているところであります。

このあたりを地元の方々が、どのように受けとめられるかも大切なことだというふうに考えております。

したがって、民間資本導入を考えた新設の可能性につきましては、私が懸念することを払拭する民間の御提案があれば、いただきたいと考え、費用対効果という以前の問題と認識をしているところであります。

現在、夢の吊橋が混み合ってしまうという現状を打破するためには、夢の吊橋だけに集中しないよう、それ以外の資源を生かした景観を楽しんでいただくよう整備をすることが最良だというふうに考えております。

特に車でいらっしゃる方が多いという中では、寸又の入り口あたりの駐車場の整備等も具体的に考えていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 再質問を許します。5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） 町長の答弁ありがとうございました。

再度、細部にわたる質問をさせていただきます。

（1）スムーズに通過できる遊歩道の再整備ということで、かつて使用しました、女坂と言われる、非常に大間川の左岸を利用したなだらかな道が、石垣も現在残っておりますし、ただ地元の方に聞きますと、1カ所崩土があり、もう一カ所、非常に大きな石が存在していて、落石に対する非常に危険が多いということで、この問題について何とかクリアできるような方法があるかどうか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） お答えいたします。

先ほど、前年度に資源可能性調査を御要望のありますつり橋の新設に合わせて、今議員おっしゃった旧の展望台へ渡り切って左側へ行くルートについても、現地調査をさせていただきました。業者については、地質も専門に業務をやられている業者でございますので、そこを歩いていただきました。上から降りていったわけですが、そのときの調査の結果、昔落ちた岩盤がそのまま、まだ落ちる可能性があるということで、専門家が見ておりましたので、これについては、ルートとしては昔使ったかもしれませんが、今後そこについては安全の保証はできないというような見解でございましたので、私はその話を聞いて、安全を確保するためには、今のままではできないというふうに聞いて判断をいたしております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） 今の商工観光課長のお答えに対してのまた再質問でございますが、まず（2）の鉄線橋の補強、これによる通行可能な人員がどれぐらいになるのか、おおむね予想がつくと思うんですけれども、この点について、まず第一番目に質問をしたいと思います。どれぐらいの増加になると思いますか。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 今までの修繕を加えた中で定員10名ということになっておりまして、例えばこれは今の状況を耐震をやった場合に、10名以上の人数が確保できるかという、これも推定の範囲になってしまうわけです。ひょっとしてこの人数がもう少し下がった場合に、これは大変問題になるわけでございますので、それについては何人ぐらいという、今推定の中で、私のほうから、これは20人大丈夫ですよというわけにはいきませんので、これについては、今の10人を上回るためにはどうしたらいいかということを考えたほうがよろしいかというふうに考えております。これについては、来年のつり橋の点検の中で進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） そのつり橋の再度の点検というのは、おおむね来年度の何月ごろになりましょうか。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） これにつきましては、来年度事業の予算要求ということがまず終わりまして、もし予算をお認めいただければ、町としましては、観光シーズンを外して、オフシーズン、特にお客さんの多くない時期に実施をしたいと思っておりますので、冬場になるのか、6月から7月の夏休みの間になるか、まだちょっと決定的なところは言えませんが、そんな時期ではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） 今、課長のお答えどおり、時期的にはしかるべき時期に行うということで、その結果、10人がそれを下回る場合がある。あるいは、それ以上の渡河能力があるということも現状では推定でしかないわけであって、確定ではありません。

ただ、この場合、少ない人数でしか渡河できないというふうな場合、シーズンに3,000人以上おいでくださるお客さんに対して、今年以上に通行不能者が出る可能性がある。逆に10人以上渡河できるというふうな可能性も、結果として調査によって出た場合、一方通行で対岸に渡った観光客が、非常に今、尾崎坂の304段の階段というのはきついわけでありまして、途中でへたりこんでしまう方も数多くいるというふうに聞いております。

いずれにしても、通行不能者が出る可能性、あるいは渡ってもなかなか一方通行なものですから、対岸に渡ってなかなか飛龍橋までたどり着けないというふうな状況が想定されるわけですが、先ほど、旧、使っていた女坂といわれるものについて、再度詳しい調査、通行可能にする意味での調査、補強がどうあるべきかということをも、もう一度検討していただきたいと思うわけですが、その点についてどうでしょうか。お伺いします。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 調査できないかという話でございますけれども、先ほど言いましたように、専門家が見て、まだ落石する可能性があるという話と、左岸側の岩層が大変もろいということでございますので、それに対して調査をかけるというのは、ちょっと不可能ではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） 今、商工観光課長の答えの結果、大量に訪れた方が渡河できない、あるいはほかのルートもとれないという場合、どのようにして対応するかという。せっかく遠路はるばる県外からおいでくださった観光客が、渡河できずに、あるいはプロムナードコースから見てもなかなか湖上も橋も見えないという中で、残念にも帰っていかれるという。こういうことは逆に口コミ、SNSで大量に今年増えた観光客が、あそこはもうだめだと、行っても渡れない、混雑の一方だというふうな、逆の意味での宣伝をされた場合、非常に今までの観光の流れとして、マイナス面が出てくると思うわけです。

その中で、3番のプロムナードコースの再利用ということについて焦点を当てて、ここを大量な観光客が通過できるかというふうな方法があるやなしやについて、再度お聞きしたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 先ほど冒頭で町長が答弁いたしましたように、寸又峡夢の吊橋への1つの目的がございまして、分散させることができないかとか、あるいは高齢

者の方で300何段の階段を上っていくことが不可能な方につきましては、おり口のところで、飛龍橋、あるいは尾崎坂のほうへ誘導するような形で、そこで選択できないかというところでございます。

しかし、やはり夢の吊橋を一度は見たいという方もおられますので、修景伐採を、国有林の中でございますので、静岡森林管理者のほうに協議をいたしまして、可能な範囲で修景伐採などをして、あるいはところどころにベンチを置いて、修景のよい場所を楽しんでいただくというようなこと。あるいは、尾崎坂展望台の見晴らしからも、夢の吊橋が見える修景伐採などをしていけば、ある程度分散はしていくというふうに期待をするところであります。

しかしながら、どうしてもつり橋を見たいという方は、先ほど言いましたように、プロムナードコースでの早目のお出かけ、そういったものをPRして、定着させていけないかというふうに今考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） 私もプロムナードコースのいわゆる地権者といいますか、所有者といいますか、土地に関しては所有ということもあるんですけれども、これは現状、林野庁の所管になっているわけですね。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） そもそもプロムナードコース自体が国のものございまして、それを町が管理をさせていただく、お借りしているということでございます。また、中部電力の管理用道路としても一緒に使わせていただいておりますので、もともと国のものであるということでございます。

ただ、大間ダムにつきましては、上流がある程度までは中部電力さんの社有林がございしますが、飛龍橋含めて、尾崎坂展望台は全て国有林でございます。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） 町の所有物ではない事情に対して、なかなか交渉も難しいとは思いますが、鋭意努力、お願いをする先には、そういうふうな整備というものが確実に実現できるかどうか、これはちょっと町長に一言お聞きしたいんですけれども。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、懸念されていることは十分承知しております。

その中で、これから、きょうは寸又の地元の人にもいるものですから申し上げておきたいんですが、先ほど最初の答弁の中で、入り口の駐車場あたりはどうだろうという話をさせていただきました。これは極端に言いますと、寸又峡のつり橋どころではなくて、寸又峡まで入れない車の方が非常に多かったというのも現実です。その対応もする。そうしますと、グリーンシャワーロードといって、入り口からぐるっと回って奥へ出る、その周遊コースが以前からあります。今はちょっと段差の関係で使われていないようですが、それをやりますと、

猿並橋、下にあるつり橋、寸又川にかかっている、この橋を有効的に利用できるではないかと。それをやりますと、お客様が分散されるということが1つあって、そういう方法をとれないだろうかということを検討していきたい。

それから、今言われたコースなんですけど、今は一方通行でやっております。これを逆のコースといいましょうか、回り方をしたらどうなるだろうということも、まだこれまで検証はしてありません。そのようなことも検証しながら、こうすれば楽になる、一方通行も逆にすればこうなるということもちょっと実験してみないと、結果がわからないものですから、その辺も含めれば、多分の話で申し訳ないんですが、おりるほうが楽だと思います。のぼりよりは。まず304階段。その辺をまだしていないものですから、その辺も含めてやる。それから、周遊コースを新しくつくる。それはある程度のなだらかな路線になるというようなことも考えられるものですから、そのような中で、新たな選択肢をできるような形にする必要があると。

これから、今、大勢来ておりますけれども、いろいろな不満、悪い情報が流れては困るということも当然ありますけれども、今現在分散しない限りは、今の状態では無理だということでございますので、その辺も検証しながら、対処する必要、大掛かりな構想も必要ではないかというふうに考えております。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） いずれにしても、今年極端に増えて推定3月末までには12万とも13万人という入れ込み客になるというふうな予想が、観光協会のほうからも出ております。その中で、なぜ来たかというのは最初の話に戻りますが、やはり寸又峡の温泉、あるいはSL、例えば大井川鐵道の湖上駅というふうなものの認識はなくても、ただただ夢の吊橋に行きたいという客が多いというふうに聞いているのも現実ですし、実際にそうであろうと思います。

この方をどう対応して、またもう一遍来てみたいというふうな感動と感激とおもてなしの心を受けて、再度奥大井においでくださるような方法として、今、行政側とのやりとりがあるわけですが、最後に町長がおっしゃったように、飛龍橋から尾崎坂を回って304段をおりてくると。これは物理的に言えば非常に、あの坂は本当にきつい坂なものですから、安全性、手すりの整備みたいなものさえちゃんとつけて、いわゆる落ちたときのほうのダメージがきついものですから、そういうふうな人的に傷害を受けないような方法というものも考えていけば、1つ方法もありかなというふうな感じもいたします。

ただ、再度商工観光課長は、かつての女坂の再整備については非常に難しいということを重ねておっしゃられておりますが、あのコースはまだ対岸から双眼鏡で見ても、石積みも残っていますし、非常になだらかな坂であります。これについてもあきらめずにもう一回、調査を行うというふうなことをお願いしたいと思うんですけれども、その辺、しつこいようですが、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 先ほど、大変危険だという、専門家が見たという話で、ではどうやれば通れるようになるでしょうかと逆に私、質問いたしましたら、つり橋を渡った左岸から展望台まで、全て土砂が来てもそこでとまるような構造物でないとできませんよということは、もっと言うと、一部のところが危険ではなく、左岸側全ての展望台へ行くまでの崖が危険な状態であるということでもあります。

したがいまして、昔あったからよく通したねというぐらいのお答えもありましたので、それを町がどこまでお金をかけていくかということも考えていかないと、それは私が頑張っ

てやりますとかという話ではないような気がいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） 寸又峡地元出身の商工観光課長がおっしゃるので、これはほぼ間違いない事実だと認識はせざるを得ません。

ただ、今年のように非常に人があふれて、不満を心の中に持ちながら帰っていくと。せっかくこの奥大井までの、それもまた寸又という非常に遠いところまで来てくれた客に対して、もうあそこはだめだと、二度と行ってもだめだというのを逆にSNSとか口コミで宣伝された場合、本当に逆効果が出ると思います。

そのような中で、どうやって対応をするかということが、来年度以降、商工観光課も観光商工課と名前を変えて、観光を第一にやっていくと思うんですけども、私も議員が個別に思うよりも、総体的にこの紅葉シーズン、あるいは新緑のシーズンに対して、夢の吊橋にかかわる問題について、観光客に迷惑をかけない、喜んで帰れるというような総論的な考えというものをまとめて、再度商工観光課長にお聞きしたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 町長が最初に答弁いたしました中に、10月10日の3連休に、これはトップシーズンではございませんが、そのときの夜8時に大勢の方が、スマートフォンの電気をつけて、温泉街を通っているわけです。そうしますと、私は、その方々に、皆さんほかにもまだ後ろにいましたかと聞いたら、あの坂をスマートフォンの明かりが並んで上へ上がってきていますよということを言われました。ということは、それぐらいのイメージでおりましたところ、若い人が通りましたものですから、皆さんはこの寸又峡のつり橋へ来て、こういうイメージでいらっしゃったんですかと聞いたら、若い女性の方は、まさか駐車場からあんなに遠いとは思わなかったということと、もう一つは、寸又峡まで来る道がこんなに悪いとは思わなかったということで、要するに初め何も情報を持っていずに寸又峡の夢の吊橋へ来ているんだなということがわかりました。

ということは、来たお客さんはほとんど、こんなに混むとは思っていなかったということが大半でありまして、行ってみて初めて2時間から3時間待つという状況。しかし、来た以上は、2時間でも3時間でも待つというのがお客様の心理でございますので、これは致し方ないということでもあります。

そこで、商工観光課としまして、そういう危険な状態にあるにもかかわらず、何の手も打つわけにもいかないというところで、トップシーズン前に、寸又峡の組合さんと観光協会さんとちょっと会議をもちまして、何かいい方法はないだろうかというところで考えたのが、前もって、この夢の吊橋を安全に楽しむ5カ条というのをパンフレットの裏に印刷しましょうと。これをホームページでも流しましょうということで、やらせていただきました。

内容は、5カ条ということでございますが、1つ目は、つり橋の通行時間は夜明けから夕暮れまでですと。時間に余裕を持ってお出かけください。2点目は、自然景観を守るため、プロムナードコースには街灯がありませんので、夜間の通行はできません。明るい時間にお渡りください。3番目に、プロムナードコースは急な下り坂と304段の急階段があります。歩きやすい靴で散策ください。4点目ですけれども、駐車場から夢の吊橋まで、片道徒歩約30分から40分です。混雑時には、つり橋を渡るために60分から120分程度の待ち時間が発生します。時間に余裕を持ってお出かけください。5点目、夢の吊橋は混雑時一方通行となります。御注意ください。ということで、それぞれの距離と高低差を刷った地図を、寸又峡の各旅館、商店に置いてございますが、その裏に急きょ印刷いたしました。

ということで、ソフト的にもこういったことを前もってPRしていけば、夢の吊橋というところはこれだけ混むんだろうな、早く行かないと何時間も待たなければならないなということが逆に定着していけば、ひょっとしたらお客さんは前泊して、朝、夢の吊橋を渡っていくお客さんも増えるだろうし、ひょっとしたら、どこか夜発ちで朝着いて、夢の吊橋に行くお客さんも増えるだろうなということで、分散はしていけるのではないかとということであります。

逆に、気のせいか、こういったPRをしたことによって、私も朝、お客さんの出足が少し早くなったなという気はいたしております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） 誠に商工観光課長の案はすばらしいものでありまして、敬服いたします。

本当に私も8回ほど行きましたけれども、大体行き交う人に全て声をかけて、どちらからおいでになりましたと聞きますと、大体、愛知県名古屋を中心とした人が結構、60%ぐらい。あるいは横浜あたりの神奈川から来た人も結構います。大体が日帰り客ということで、3時半から4時ごろ行ったときにも、どこにお泊まりでしたかと言ったら、いや私たちは名古屋まで帰りますよというふうなことも現実です。

そういう意味で、このつり橋をぜひ渡ってもらいたい、渡るにはどうするかという、商工観光課長がおっしゃったように前泊をするなり、あるいは宿泊を前提として午後に寸又峡までおいでになるというふうな、そういうふうなアピールの仕方というのは、まず観光客の時間を分散させる方法かと非常に敬服したところであります。

いずれにしても、なかなかこういうふうな、第三者にこういう事情だからこの時間帯を利用してくれということをアピールするのは、町のホームページを使っても、観光協会のパンフレットを使っても、非常になかなか手間がかかる、難しく実現不可能なような気がいたします。

また、中電の大間ダムと夢の吊橋をおりる最初の階段がございます。そこに縦横結構大きな看板が2枚設置されておりまして、体力のない方は飛龍橋へ回ってくださいと。体力のある人はつり橋をと。それがなかなか目立たないんです。横のほうにぼんと置いてあるだけで。そうすると、勢いこの坂を下って、ハイヒールのままおりてしまうというお客もおります。

この辺については、再度この夢の吊橋の有効利用というか、そういう観点、事故のないような渡河が実現できて、対岸に渡って飛龍橋へ回れる体力のある方の選別、体力のない方、あるいは小さなお子さんの場合は飛龍橋コースを使っていただけるという、宣伝の意味での町の努力を果たしていただきたいと思います。大間ダムにおりるところのあたりの分岐点、この辺にもう少し綿密な案内板というものなんかを設置できるような可能性はあるか。どうですか、課長。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 看板はもちろん、冒頭申しました景観伐採も含めて、飛龍橋、あるいは尾崎坂展望台に歩くルートを充実させていくことが、そこを渡らない方への配慮だというふうに思っています。

そのためには、より地域を知っている方々、寸又峡の関係者の皆様、観光協会の皆様、行政と、そういったことで、今後どうしたらいいかという会議は、町長もそれについては会議を持つべきというお話をいただいておりますので、冬場、そういった会議を持っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） この件につきましては、いろいろ答弁がございまして、納得できる点も数多くはございました。

3番までの質問はこれにて終了させていただきます。

（4）の地元寸又峡温泉関係者による提案があるというふうに私も聞いておりますが、新しい橋梁を設置する周遊コースの実現というものについて、これは非常に金もかかるし、あるいは対岸の地形から見て、非常に難工事が予想されるような事業になると思うんですけども、この点について、町長の忌憚のない意見を再度お聞きしたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今言われたのは、3つの橋の話だと思いますけれども、提案は地元からも受けております。それを先ほど商工観光課長も話したように、いろいろな側面からいくと、今すぐ大変だなというのが結論です。

しかしながら、今までも議論がありましたように、これだけ大勢の皆さんが来ていただいて、どうなるのかと。つり橋が渡れなくて帰ってしまう人が多いというのをどう対応したらいいかということを考えますと、まだまだ議論の余地があるなというふうに思っております。そのような中で、これからいろいろな地元の皆さん、それから専門家等も含めて検討する必要があるというふうに考えております。

いずれにしても、大変大きなお金もかかるだろうし、どのような方法が一番いいか。

そしてもう一つ、私が正直言って懸念しておりますのは、今、夢の吊橋がスポットとして大変多くの皆さんに来ていただいている。それが、ほかの橋ができた場合に、その橋を比較してどうなるかということを懸念もせざるを得ない。

といいますのは、価値が上がるか下がるかという話。3つあった場合。1つあれば当然それが夢の吊橋である。しかし、そのほかの、ネーミングにもよりますけれども、どういうふうな形にするかということも大変で、私のところへは何人かの皆さんからは、そういうのをつくると、今の夢の吊橋が埋没してしまうよというような意見も正直言っております。

その辺も加味しながら、先ほど課長からも言われたとおり、協議会をつくって検討する必要があるというふうに思っております。そのような形の中で、方向性を見出していきたいというふうに思っております。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） 今、町長の答弁でお聞きしましたとおり、この件については、新たな協議会をつくるというようなことを答弁いただきまして、誠にありがたいと思います。

この参集範囲の、協議会のメンバーの選定なんかにつきましては、非常に慎重にせざるを得ないと思うんですけれども、またこれは担当課のほうから、私も商工観光委員をやっておりますので、どの辺の方を参集の範囲とするのか。それをまず決めてから、協議会の設立というものを行っていただきたいと思います。よろしいですね。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今言われたとおり、慎重に対応する。しかしながら、専門的なことも必要になるだろうという思いもあるものですから、その辺も含めて考えたい。

それから、そのほかに、果たして一番いいのは、つり橋かという話も実は私どもなどには来ております。というのは、ケーブルカー的なものをつくってやったほうが、よっぽど金もかからないし、そのほうがいいではないかというような提案型の方もおります。それらも総合的に加味しながら、寸又峡にふさわしいものはどうしたらいいかということを検討し、選択肢が広がるようなことも考える必要があるというふうに考えております。

これは、そういう委員会で検討していただくということになろうかと思えます。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） 最後の5番の問題が残っているわけですが、この問題につきましては、（4）の今、協議会を設置するというふうなことをおっしゃられた中で、5番の民

間資本導入の有無についても、合同で協議していただければ、実際問題の解決になると思うんですけれども。これも一緒に民間資本の導入と。これは非常に、言えば簡単ですけれども、なかなかお金が要って、組織をどのようなものにするのか、トップを誰にするのか、では最後、償却まで誰が責任をとるかという、非常に厄介な問題も内蔵している問題でありますので、4、5というふうなことから、協議会を早急に設置して議論をしていただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 今の議員の御発言の中に、費用対効果とか民間資本導入というお言葉がございましたが、町長が先ほど言いました協議会というのは、つり橋をつくるための協議会ではなくて、プロムナードコース全体を含めて、何が問題で、何をどうしたらいいかというところの協議というか、話でありまして、そこに行く先がつり橋かもしれませんし、新たなものかもしれませんので、つり橋ありきという協議会ではないかということだけ御理解をいただければと思っております。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） その辺については、納得しております。

私の一般質問は、寸又峡の夢の吊橋のみに集中して行わせていただいたわけですが、そのほかにもレインボーブリッジとか、あるいは先ほど菌田議員のほうから質問の内容の中で述べられた塩郷の吊橋、大井川水系には30幾つというふうなつり橋も存在していることも事実であります。

このような中で、来年から発足する観光商工課におきまして、最大にはこの宝石のように輝く夢の吊橋を中心としたものを真ん中に置きながら、周辺にあるまだ未開発の観光資源、こういうものも光を当てていくというふうな、総合的な川根本町全体の観光戦略というものをぜひつくっていただきたいと思います。これは観光商工課、来年からですけれども、衣替えしたときにやっていただきたいと思いますと思うんですけれども。どうですか、課長。この辺について、全体的に川根本町の観光の再出発という意味で。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 再出発という力みはないわけですが、夢の吊橋、お客さんが大勢行っているというところで、川根本町へ来ていただける方が一番奥まで来ているというところを考えると、そこまでのアクセスの中で、いろいろな資源がありますので、そこへ寄っていただける仕掛けも商工観光課としては必要ではないかというふうに思っています。その中で、町内の皆様が、外から来たお客様から産業面においていろいろな対価を受ける、産業として成り立っていくことが、商工観光課の仕事ではないかというふうに思っていますので、町内の面として捉えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） 答弁ありがとうございました。

最後に意見であります。昨年より経営者が変わった大井川鐵道井川線の社長前田忍さんを中心として、かつてないほど行政と綿密な連絡をとり合いながら、奥大井の開発というよりも振興という策を進んでいくことは聞いております。

このような中で、やはり車を持たない、いわゆる前段で話した若い方は全く逆な、高齢者に対して、大井川鐵道とタイアップしたような中で、宿泊を伴ったような、そういうふうな提起をぜひとも、時間的にも、あるいはJRの接続の問題から含めて、あるいは新幹線の問題も含めて、ぜひ1つのモデル的な宿泊プランというものをぜひつくっていただきたいと思います。これは課長、できますよね。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） ただいまの大井川鐵道を使ったプランにつきましては、川根本町まるごと遊湯得事業というので、予算をいただきましたので、オフシーズン対策としまして、3月8日から3月17日ごろでしたか、春休み少し前ぐらいまで割引とフリープランということで、今始めたばかりです。ホームページ、あるいはチラシを作成しまして、今、観光協会に事業を委託いたしまして、大井川鐵道と一緒にやっていますので、そういったことで、オフシーズン対策とモデル周遊プランを載せた事業ができるのではないかと考えています。3,000泊の予算を組んでありますので、ぜひ3,000泊では足りなかったぐらいの結果が出ればいいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 5番、芹澤廣行君。

○5番（芹澤廣行君） 最後です。いずれにしても我が町には、林業、茶業、それから観光、その他土建も含めて、いろいろな職種がございます。その中でも一番、ありていな言葉になりますけれども、すぐ金が落ちる、あるいはすぐ対価が得られるというのは、一つには観光が一番上だと思います。どうぞ来年から衣替えする組織編成の中で、この観光商工事業、なにかんづく観光について、全てのほうの行政マン、あるいは私ども議員を含めて、前向きに検討していくというふうな意味で、ぜひ前に進めていきたい、生かしていただきたいと思います。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

○議長（太田侑孝君） これで芹澤廣行君の一般質問を終わります。

暫時休憩としまして、11時40分に再開いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時40分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

11番、中澤莊也君、発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

一般通告書に従って質問を行います。

質問事項は、観光振興対策についてということで3点、多様化する行政課題に対応した役場組織についてということで3点の質問を行います。

最初に観光振興対策についてであります。

当町を取り巻く観光の状況や社会情勢の変化を背景に、平成25年3月に川根本町観光振興計画が策定されました。この計画は、町の観光振興において、戦略的な観光施策の展開を図り、交流人口の拡大や地域の活性化を目指すものであり、第1次川根本町総合計画の観光分野における具体的な方針を示すものとして位置づけられています。

この中で、重点的に取り組む施策として、川根本町として訴求すべき観光イメージの確立、観光宿泊拠点のイメージアップ、多様なニーズに対応したテーマ性のある観光商品の開発と通年観光利用の促進が掲げられています。さらに、この重点施策を具現化するための具体的な施策の展開として、ホスピタリティ、おもてなしの気持ちの仕組みづくり、多様な人材の発掘と育成、多種多様な観光商品の展開等が掲げられています。

そこで、この観光振興計画をもとに取り組んでこられた成果や課題、今後への展望等について、指定管理制度の導入等の効果、人材育成、地域資源の発掘、利活用ということを中心に観光振興対策について質問を行います。

1つ目は、質問の要旨にありますとおり、指定管理者制度の導入というのは、やはり民間の活力、民間のノウハウを活用して施設の管理運営を行うことによって、サービスの向上や経費の節減を図るという、そういう考え方のもとで導入されるものだと考えています。

しかし、これは具体的に挙げさせていただきますと、ウッドハウスおろくぼにおいて、指定管理が導入されてから宿泊客の数は年々減少していますし、運営の面でも向上が図られているという言いにくい面がございます。そして、やはり管理体制において、非常に問題が生じているというふうに感じます。

今後、観光施設等において指定管理を導入するに当たっての考え方について、まず最初の質問をさせていただきます。

次に、やはりまちづくり、観光振興においても、必要なのは人材だというふうに捉えています。この観光ガイドとインタープリター等の養成については、町のほうでも様々な施策を講じられて、様々な研修等を実施されておりますが、その成果、どのような形の研修が行われたのか、まず伺います。

観光振興の3つ目ではありますが、南アルプスエコパークに私たちの川根本町は認定されました。これは、豊かな自然と私たちが営んできた生活、文化というものが、世界的に認められたということでありまして、日本で一番美しい村連合にも加盟が認められました。これに

については、茶園と徳山の盆踊、生活と文化という面で加盟が認められたものでありますし、世界農業遺産ということで、茶草場農法も登録されました。このような資源、それと埋もれていると考えられる地域資源であります。民話、伝説、山城、近代遺産等、そういうものについて、今後どのような活用を図っていこうと考えているのか、伺いたいと思います。

次に、多様化する行政課題に対応した役場組織についてということで、3点の質問を行います。

今回上程され、全員賛成で原案どおり可決されました川根本町課設置条例の一部を改正する条例についての提案理由の中で町長は、年々増加している様々な行政課題や行政需要への対応に努めてきたが、現行の組織体制と行政課題への対応、行政事務執行において、一部効率性に欠け、その結果として住民サービスの向上や事務の効率化に支障が生じていると考える。また、今年度課長職が5名定年退職を迎え、今後の役場組織のあり方をあわせて、今回の機構改革案を編成したと述べられています。

そこで、多様化する行政課題、行政需要への迅速かつ効率的な対応、行政事務執行の効率化の面から、町長が議会における私の質問等で答えられている空き家対策の事業の推進を一元的に進める窓口の設置、平成28年度に移行が考えられておりました簡易水道事業の公営企業会計への移行ということ、いつも議会において平行線の議論に終わってしまっている農地法4条、5条における県からの権限移譲、農業委員会の組織の充実等を中心に、行政の考え方について質問をさせていただきます。

行政からの明確な、かつ前向きな答弁を期待し、私の質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（太田侑孝君） ただいまの中澤莊也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、中澤莊也議員の質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

まず、指定管理施設の現状と今後の対応ということでございます。

現在、観光施設において指定管理者制度を導入している施設は、10の施設がございます。御指摘のとおり、指定管理者制度の導入のメリットは、民間のノウハウを活用し、施設を運用することにより、サービスの向上、運営経費の負担の軽減が挙げられます。

6カ所のキャンプ場につきましては、それぞれの特色を生かし、全体的には利用者が増加傾向にございます。その他の施設は、前年度に比べ利用者数は減少しているのが実情であります。

さて、本年4月から新たに5年間の指定をいたしましたウッドハウスおろくぼについては、平成20年4月から指定管理者制度を導入し、3回目の指定も含め、現在のシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が運営をしております。本年2月の臨時議会におきまして承認いただきましたが、過去の運営状況から、3年後には見直すことを指定条件に入れてござい

ます。

4月には新しい支配人の管理のもとスタートする予定でしたが、予定していた方が急きょ施設に来られない状況になったため、施設周辺の清掃管理が滞り、周りからやる気があるのかとの声も聞かれましたので、再三再四、営業所へ連絡し、注意指摘をしたところでございます。

その後、新たな支配人が着任いたしまして、現在に至っておりますが、今までの状況であります。指定管理者から提案がありました第三者委員会を指定管理者の責任で設置し、2回開催をしております。委員につきましては6名で構成し、うち町内の方は5名であります。委員会においては、申請時の計画書に基づき、運営方法、宣伝方法について意見をいただいております。

今年度の取り組みといたしましては、11月26、27日には熱海市と川根本町児童を対象とした自然体験宿泊プログラムを実施し、21名の参加者のうち町内5名の参加でした。今後は町民向けプログラムの実施を予定しております。

計画書で示されている事業についての進捗状況につきましては、第三者委員会においてチェックをしておりますが、料金の改定等遅れぎみの案件がありますので、町といたしましても、第三者委員会の委員の皆さんとともに、指導、チェックをしていきたいと考えております。

なお、3年後の見直しを条件としておりますが、進捗状況によっては、前倒しの見直しも検討しているというのが現況でございます。

次に、インタープリターや観光ガイド等の育成・確保に関する御質問であります。現在、町としては、南アルプスユネスコエコパークの理念を啓発し、川根本町の交流人口拡大を図っていくためにエコツーリズムの推進を図っており、その大きな役割を担っているのが、一般社団法人エコティかわねであると認識をしております。昨年度まで役場内に事務局を置いておりましたが、さらなる活動の充実化を図り、フットワークのきく組織を目指し、独立いたしました。

現在、エコティでは、自然と共生する人々の暮らしを実体験として学び楽しむ場として、年間70回以上の自然体験プログラムを組み、町内外から川根本町ファンを受け入れ、人気を博しております。それぞれのプログラムには、エコティのガイドが複数人同行し、その場でガイドによる説明や解説があり、ただ見て歩くだけではない魅力と人気を生み出しております。

こういったガイドを担う人材には、専門的な知識やノウハウが必要であり、その育成については、町でも重要な課題であると認識をしております。このため、エコティと連携して人材育成事業に取り組んでおり、平成26年度から毎年ツアーガイド養成事業を行っております。平成26年度は28人が参加、27年度は29人の参加がございました。本年度も実施予定であり、現在詳細を検討中でございます。

先ほど菌田議員への答弁にもありましたように、前年度、大井川鐵道沿線の隠れた観光資源の掘り起こしを行う事業をエコティと連携して実施しましたので、同時に地域ガイドの発掘も行っていければと考えております。

町としましても、さらなる推進を図ってまいりますが、より地域と資源に密着されているエコティかわねの新たな戦力となる地域ガイドを自ら発掘していただきたいと考えており、結果的にエコパークの理念を町内外に発信され、交流人口の拡大が図られていくことを期待するものであります。

3番目の南アルプスユネスコエコパークの認定、日本で最も美しい村連合加盟、世界農業遺産への登録や地域資源を今後どのような形で観光振興に結びつけていく考えであるかという質問がございました。

長く住んでいますと、見なれている資源のすばらしさがわからないということがよく言われております。一度訪れた方に聞くと、沿線の駅舎が何とも言えず哀愁を感じ、癒されて、鉄路の旅が新鮮でよかったとか、山と山を通る導水管が歴史を感じる遺産だといった声を耳にしたことがございます。すなわち議員の言われるとおり、地域に存在している資源が訪れた人にとって新鮮で、また感銘を受けることが往々にしてあることからして、観光に結びつけるためには、この資源をめぐるコースとガイド、あるいは地域の方のお話を聞ける仕組みづくりが必要というふうに考えております。

大きなお金は落ちないかもしれませんが、情報発信をすることが活性化につながるものと思いますので、エコツーリズムの推進は、人と資源を結ぶもの、地域の人と交流者を結ぶツールとして欠かせないものと認識をいたしております。

2番目の定住促進対策の今後の取り組みについての御質問がございました。

現在、企画課まちづくり室において所掌している主要な事務とし、27年度に町全体の基本理念となる第2次川根本町総合計画を策定し、本年度基本計画の策定を行っております。

また昨年策定しました川根本町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた多様な就労環境の創出、生産年齢人口の流入、定住の促進、誰もが暮らしやすいまちづくりを基本的な考え方として掲げ、各種施策の展開を推進しているところであります。

次年度において、役場組織の変更、事務分掌の改変を実施いたします。企画課におきましては、総合的な施策の企画、調整と主要事業の実施における役割分担を行い、課員を配置する予定であります。

定住促進の施策の1つである空き家対策として、適切な管理が行われていない建物等が、防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性があることに鑑み、空き家等対策の推進に関する特別措置法が制定をされておりますが、空き家等に関する対策について、総合的かつ計画的に対応することができるよう、町長をはじめとして、弁護士、司法書士、建築士、自治会代表者及び町内関係課などを構成員とした協議会を設置し、特定空き家の対策をはじめ、空き家の利活用も含めた検討を進めていくことを計画しております。

また、静岡県及び静岡市が共同設置しております移住相談センター並びに静岡県くらし環境部との連携強化を図ることで、移住相談対応の充実化を目指します。

その他、定住促進対策の継続的な取り組みとして、空き家バンク登録制度の活用、田舎暮らし体験講座、首都圏での移住相談会等を実施していきたいというふうに考えております。

続きまして、簡易水道事業特別会計の今後のあり方と、移行期間をどのように考えるかという質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

まず、地方公営企業法への適用が必要であるという背景について、整理をさせていただきます。

地方公営企業法の適用を受ける企業として、水道事業がありますが、簡易水道事業は除かれております。公営企業は、住民生活に身近な社会資本を整備し、サービスを提供する役割を果たしていることから、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくために、経営環境の変化に適切に対応する取り組みが求められております。そのため、地方公共団体の財務会計制度を取り巻く環境の変化等を反映して、地方公営企業法非適用事業について、法適用を行うべきとの議論がされてきました。

環境の変化について補足をさせていただきます。

まず、人口動態であります。今後長期的に急激に減少する局面にあります。

次に、資産の状況ですが、本町は広大な面積を持ち、かつ集落が点在しているため、水道施設は、配水池、浄水場、配水管など、その所有する施設は大きなものになります。これら施設は、維持管理や更新の経費が必要となりますが、継続的に事業・サービスを行うために、アセットマネジメントの手法を活用して予防保全的な維持管理を行い、ライフサイクルコストを縮減しつつ、年度間の負担の平準化を図るなどして、更新に役立てていく必要があります。

次に、財政の状況ですが、水道使用料金は、人口の減少や家電製品の省エネ化などにより、料金収入の減少が予想されます。また、一般会計から特別会計に対する繰出金は、厳しい財政事情の中で負担となってまいります。

地方分権改革の動向に関しましては、地方自治体の財政状況は極めて厳しいことから、従来にも増して住民の理解を得ながら、財務運営を行うことが求められております。そのためには、自らの財政状況に関する情報を正確に、かつ簡明に住民に公開していくことが必要となっています。公共サービスを持続していくためには、サービスを提供する町自身や住民などの関係者が、町の財政状況や資産状況を把握できるようにしておくことが必要であります。企業会計方式の活用は、そのための一つの手法とされております。

先ほど申し上げたとおり、簡易水道事業は、地方公営企業法非適用事業となっておりますが、公営企業法に適用させるためには様々な課題もあります。

まず、職員数や公営企業としてのノウハウが不足しているということ、体制面での課題、また移行経費が必要であるなどの財政面での課題などがあります。

公営企業事業であれ、現在の簡易水道事業であれ、安全な水を安定して提供するという意

味ではサービス内容は同じであり、今後とも事業の持続性を確保していく必要があります。

本年度事業で、川根本町簡易水道事業公営会計移行検討業務を発注しております。この事業の中で、水事業の将来予測や水道施設の状況、また今後、水道施設の更新や公営企業会計に移行するために必要な経費を算定し、現在の簡易水道事業との比較検討資料の作成を行っているところであります。これらの資料をもとに、今後開催する水道運営委員会等での審議を経て、どのように水道運営を進めていくかを決めていきたいというふうに思っております。

なお、公営企業会計に移行する場合の期限は、平成32年度からとなります。安全な水を安定して供給することは、住民サービスとしての位置づけもあることから、私たちの町で公営企業会計として経営することがふさわしいかどうかも含め、慎重に検討をしてまいりたいと思っております。

次に、農業委員会事務局を独立した組織とする考えはないかという御質問がございました。

県内の他市町の状況を申し上げますと、市町内部部局との兼務ではなく、独立した事務局を有する市町は、静岡市、浜松市、富士市、藤枝市、焼津市、島田市の6市のみであります。全国的に見ても、過半数以上の市町村が兼務としている状況にあります。それは、それぞれの自治体において、単独で農業委員会事務局を設けることの行政効率上の優位性や、限られた職員の有効配置の面を考慮した結果上での組織体制と捉えております。

一方、本年4月に施行された改正農業委員会法の考え方として、農業委員会は、農業委員会事務局の事務に従事するために必要な知識及び経験を有する職員の確保及び資質の向上を図るよう努めなければならないとされ、各市町村は、専任職員の確保、職員の在任期間の長期化、研修の実施等も行っていくことが求められることになっております。

しかしながら、当町におきましては、農業委員会事務局のあり方につきましては、先に申し上げましたとおり、行政効率上の優位性や、限られた職員の有効配置等、様々な面から、総合的に判断し、産業課職員を兼務しております。

このような状況を踏まえまして、町としては今後も同様の組織体制で対応していくべきと考えますが、同改正の趣旨を踏まえ、農業委員会事務局業務に従事する職員の資質向上に、今まで以上に努めていかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君）　ここで、暫時休憩いたします。

会議は午後1時から再開いたします。

休憩　午後　零時06分

再開　午後　1時00分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

再質問を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず観光振興の関係で、ウッドハウスの関係でございますが、本年度、新たに指定管理を受けられた大新東さんのほうなんです、指定管理の料金も昨年に比べて倍以上上がったわけです。その内容としては、支配人になられる方がペンション経営をされた方であって、そのノウハウを非常に持っていて、質も高いということで、それが大きな条件になったということで説明を受けております。その方が、先ほど町長の答弁にあったとおり、4月には何らかの事情でこちらに来られなかったということであるし、現在も1人の方が運営のほうを任されているという状況であります。

ウッドハウスおろくぼについては、御存じのとおり平成元年に大井川材の利活用の振興と地域の活性化という、そういう目的をもってつくられた施設であり、非常に旧中川根町においては、観光の拠点というふうに考えて、町が直営で取り組んできた施設であります。

やはり、私もウッドハウスの運営にかかわらせていただいたということで強い思いがありますので、ウッドハウスについては、やはり課長が言っているようにオフシーズンということが非常に対策として当時も考えられていて、そのときに、ウッドハウスをいかにして皆さんに知っていただいて使っていただくかということで、いろいろな試みをしています。自然体験でバードウォッチングで一晩泊まってもらったり、紅葉ハイキングを仕掛けたり、山の音楽会というようなものを仕掛けたり、星空の観察会ということをやって、できるだけ多くの人たちに周知していただきたいということで、ある程度のリピーターもできていた矢先なんです、町のほうの考え方で、食材にかかる経費が高過ぎるというような話があって、それで指定管理になったという経過があります。

指定管理は、やはり民間の持っているノウハウというのが活用されて、施設が活性化しなければならないというふうに思っていますが、今回提案書の中で上げられた、すぐやるという4つのファーストミッションということで、即実行ということで挙げられたものがありますが、その辺の実効性についてまずお聞きしたいと思います。

1つは、無理・無駄のない労務管理。資質向上を取り入れた設備管理。細部まで管理された水光熱量の管理。CS向上を目的とした食事メニューの開発ということですが、私の知り得る限り行われていたというものは、目立った取り組みというのが、されていなかったように思います、その辺についてまず伺います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 議員御指摘のとおり、平成28年度から今のウッドハウスおろくぼの指定管理をお願いしました大新東ヒューマンサービスにおきましては、審査会におきまして、今までの反省も含めて、今後の事業をどんなふうにするのかという提案をいただきました。

その中で、ファースト4ミッションの実施ということがございまして、今議員がおっしゃいましたとおり、細分化したのがありますが、それにつきまして、今の状況を把握した中では、まずサービスシステムの見直しということにつきましては、ただいま第三者委員会を設けまして、料金プランの提案とかというものを今検討しております。

また、地域密着型イベントにつきましては、11月に熱海と川根本町の小学生を対象に、交流会をウッドハウスおろくぼに宿泊しながら体験をしたということと、正月から、1月1日から6日にかけては、正月イベントを実施すると。あるいは正月御膳の販売、七草粥の販売等も考えていきたいということでございます。これは一部実施しております。

飲食メニューの充実におきましては、まだ未実施であります。これは第三者委員会におきまして、一度試食会を開催する予定でございまして、それについて今、会社のほうでメニューを検討しております。

そして、日常定期清掃の強化ということで、会社のほうでは一部実施済みという判断をしておりますが、そもそも4月に指定管理を受けたにもかかわらず、6月ごろまで周辺の草刈りが十分に行われていないということが見受けられましたので、町民の方から、本当におろくぼは開館しているのかとか、本当に支配人が来ているのかというお話も受けましたので、その辺の業務を強化するようということで一部手掛けておりますが、また不十分という認識でおります。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今、課長の答弁の中で出てきております第三者評価委員会。これは年2回やられたということですが、どのような問題が提起され、その後どのような取り組みをされたのかを伺います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 第三者委員会につきましては、6名の方をお願いいたしまして、町内の方が5名、町外の方が1名でございます。委員のメンバーは、大新東のほうで選んでいるわけですが、うちのほうにも相談がありましたので、こういう方々がよろしいのではないかとということで、会社のほうで選任していただきました。

2回実施いたしましたが、1回目につきましては、現在のウッドハウスおろくぼの状況、過去の状況を皆さんに情報共有しました。そのときに御指摘を受けたのは、現在支配人が1名しかおらないのに、宿泊施設としては1名で本当にできますかという御指摘をいただきました。それともう一つは、せっかくああいふ立地の場所にありますので、もう少し天文台とかエコツーリズム、そういったものを取り入れていったらどうだというアドバイスをいただきました。

2回目は、提案のあった会社のほうの事業計画が本当に実施しているのか、していないのかというものを一覧表にして出していただきたいということで、今、そういった御指摘で、

どのぐらい進んでいるかというチェックをさせていただいております。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今の問題で、支配人の方が一人であそこを運営しているというのは非常に問題があって、過日、エコティのほうで「彩りの森を歩く」という体験イベントを実施して、前日ウッドハウスに泊まれた女性の方が1人だったらしいですね。1人であるということは、男性の支配人、もし何かがあったら非常に怖かったと、そういう意見があります。そういう意見も多分この第三者評価委員会の中で出てきたと思いますが、今後、支配人を1人で置くというのは非常にまずいと思いますが、その辺について伺います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 指定管理者のほうに、その辺の今後の支配人の体制をどんなふうに考えるという話でございますが、積極的に公募していきたいということでございます。

したがって、ではどういうふうな形でやっていくんだということで、今、既に求人のほうを出していると思いますけれども、ウッドハウスおろくぼの業種内容、事務受け付け、レストラン、客室清掃、送迎と、勤務時間9時から21時の間で3ないし5時間のシフト制、長時間勤務を希望者は応相談、給与は最低賃金になるでしょうか、それで資格経験により要相談。待遇につきましては、交通費支給、各種福利厚生完備。その他、住み込み、夫婦単独勤務希望者歓迎ということで、住み込みの場合は給与は別途御相談いたしますということで、このようなチラシを今作成しておりますので、間もなく皆さんのところにチラシとしていくのではないかと考えています。

このようなことをやらないと、この地域では来ていただけませんよというお話だけは、会社のほうにさせていただいております。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） せっかく民間のノウハウを入れて、施設が円滑に運営できるようにということで今取り組まれておりますが、以前やったように、地元の雇用の場という形で考えて、ウッドハウスを直営に戻すという考え方も私はあると思いますし、ウッドハウスを観光の拠点ということではなくて、いろいろな体験、例えば今奥流でやっているICTの研修なんかがあるわけですが、そういうものに利用できるということも考えられると思いますが、その辺について、町の考え方を伺います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、目的を変更して対応したらどうだという御意見も含んでいると思います。

当然ながら、どのような形がいいのか、また町には町有施設、遊休の施設がたくさんあります。それらを有効的に使うにはどうしたらいいかということも検討はしておりますけれども、そのようなところを利用したいという方がおれば、当然対応する必要があるというふうに思っております。特に今言われた、これからいろいろな皆さんが、場所は余り関係ないよ

と、環境がいいところで仕事がしたいという方も大変増えてきているということも承知しておるものですから、その辺も含めて対応をしていきたいなというふうに思っています。

特に、まだ北小学校とかもございいますので、その辺も含めて、当然いろいろな対応があればしていかなければいけないというふうに思っています。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） やはり町の税金を使ってつくった施設であります。有効活用ということが非常に大きなテーマになってくると思いますし、今後多様化する行政需要、そういうものに応えられるよう、商工観光委員会等もありますので、そういうところで、そういう提案等も上げていただいて、練っていただければというふうに考えます。

観光振興について2点目の質問をさせていただきます。

やはり観光振興においても、まちづくりにおいても、人材というか人というのは非常に大切であるというふうに考えます。インタープリターとか観光ガイドというのは、先ほど町長の答弁にありましたとおり、専門性とかスキル、そういうものを持っている方でないと、なかなかできないというのも事実なんですけど、やはり若い人たちに来ていただかないと、今エコティの状況を見ますと、ガイドが限られているわけですよ。自然観察をする人はこの人、バードウォッチングをする人はこの人ということで、非常に後継者の問題というのが大きなテーマとなってきています。

ですので、本年度まだ養成講座をやっていないというのは、ちょっと私は腑に落ちないんですが、やはり予算化したら4月に養成講座を開講していただいて、1年間エコティの会員について、補助者として実際に現場を見ていただいて、スキルを学んでいただく。現場で学ぶということが非常に大切だと思うんですが、その辺について、人材の育成ということで町の考え方を伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今の専門性を持ったインタープリター、いわゆる案内ができる人を育成すべきだという話、これは私、以前から申し上げており、千年の学校の趣旨は当然そこにございます。それはマイスターをつくらうということで、私は3月の当初の予算のときに申し上げましたけれども、もうここへ来ると、ある程度のマイスターは選べるではないかと。何人かを選定して、それを皆さんにもっともっと専門的な知識を誇ってもらい、自分自身の後継者もつくっていただくというようなことをしたらどうだろうということまでは、申し述べた記憶がございます。

その辺で、もうある程度エコティの皆さんも、千年の学校の皆さんも、それぞれある程度専門的な方ができているものですから、今度は認定する時期に来ているのではないかと。そういう皆さんをだんだん増やしていくということが、それぞれのスキルアップになるというふうに考えておりますので、具体的に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 町長が言われているように、町長が立ち上げられた千年の学校の趣旨にあったように、千年の学校の中でマイスター制度を運営していきたいというお話は、たびたび伺っております。

でも、マイスター制度って今、余り機能していないというのは実情だと思いますので、やはり今、町長が言われたように、町のほうで指定していく、その人のスキルアップをするためにその人に援助をしていくということが非常に大切ではないかと思ひますし、新しいガイドの養成ということで再度お聞きしますが、ガイドの研修をやられて、26年度の28人、27年度に29人という方が参加されたという答弁がございましたが、この中で多分、町で今までガイド経験がある方がほとんどであったというふうに記憶しております。町内よりも、むしろ町外からの方が多かったような記憶もあります。

この中で、ガイド養成をした成果をどういうふうな形で捉えられているのか、この中からガイドとして活躍している人たちが何人か出てきているのか、その辺の実情がわかればお知らせいただきたいと思ひます。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） このエコティの方々ともよく話をするんですけども、やはり新たなガイドを養成していかないと、今後ますます増えていくだろうプログラムには対応できないという悩みがあるというふうに伺っております。

その中で、平成19年にたしかエコツーリズムネットワークが発足したわけですけども、それから、やはり少しずつ組織が強化されたということもありまして、会員さんがまずひとつ整理されたという中で、半分ぐらいはガイドをできるというふうに聞いておりますので、ある程度、実地をしながら、新たなプログラムのガイドができるというふうに認識をしております。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 課長、そのガイドが半分が、本当に町内を案内できたり、自然観察のリーダーになったりするということの認識というのは、少し私は甘いというふうに思ひます。できて10人。10人いるかどうか。その人たちが回っているんですね。ですから、人材の不足というのは本当に深刻な問題です。ですので、その部分については、人材を育成する、ガイドの育成をするというのは、町の大きな役割というふうに私は考えます。

今年度やろうとしている、まだ、これから実施されると思ひますが、詳細については検討中であるということなんですが、こういうものについても、スキルを持っているエコティ等に年度当初から任せて、企画立案から全て実行するまで任せてみるという方法があるかと思ひますが、その辺について考え方を伺ひます。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 平成26年度と27年度のツアーガイド育成事業は、ホールアースをお願いをして委託させていただきました。ホールアースというのは、御承知のとおりエ

コツーリズムの先駆けでありまして、富士宮市に本拠地を置きまして、今、全国に広がっているというところであります。そのホールアースから、今年からは、エコティかわねに実際のプログラムを組みながらツアーガイド養成をお願いしたいということで、今、企画書をいただいております。

したがいまして、少し遅れましたけれども、2月中旬と3月初旬に、それぞれ全部で2回、エコティさんの主宰によりまして、ツアーガイド養成講座を行うということになっております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 観光振興の最後の質問であります、やはり南アルプスのユネスコエコパークの認定とか日本一美しい村連合への加盟というのは、私たちの営んできた歩み、歴史文化、豊かな自然、そういうもので認定されているわけですが、なかなかその認定されたということで、この町のすばらしさというのが、地域の人たち、住民の方たちに理解されていないという面もありますし、それが有効に活用されてきたかという、少し疑問を感じます。

まずその辺について、町はどのような認識をされているのか伺います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 町長の最初の答弁にもございましたとおり、エコパークに認定され、最も美しい村連合に加盟し、世界農業遺産という、いろいろな資源があるわけですが、例えば核心地域へ行こうとしても、今、国有林の中へ入って、核心地域へは行けない。そうなりますと、この地域全体がエコパークの緩衝地域になっているわけですが、要するにこの資源をガイドつきの、地域の方々のお話聞きながら歩くという、回るというような手法をとっていかないと、本当にこの町はそういった貴重な資源があるんですかというような、町民の方もなかなか理解を得られないという状況もありますので、地域の方と外の方で交流できるような設定を今後していきたいというふうに考えております。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 地域の方と協力しながら、そういう体験型の観光を実施していった、周知をしていくことにより、地域の方にもこの町のすばらしさを理解していただくということですが、こういう地域に指定されたということで、海士町なんかでも、隠岐の島、離島だというハンデを皆さん誇り、海士町の誇りということを言われていたんですよ。誇りを持っているから、町をよくしていこうという。

だから、ユネスコエコパークに認定された日本一美しい村連合だという、誇りということ。そういうことの醸成というのは、大切な分野であるかというふうに思います。それは、お金をかけなくてもできることのような気がしますけれども、その辺について、町の考え方を伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 今、議員がおっしゃられましたとおり、その地域と地域を結び、人と資源を結ぶというのが、この町で今推進しているエコツーリズムの手法ではないかというふうに思っています。そういったことで、地域の方々が、そういったことにかかわっていけばいくほど、この町の資源が理解でき、貴重なものがあるということが醸成されていくように思っております。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 観光の関係で私が考えている、まだ活用されていない地域資源というのが非常に多くて、この地区には多くの、ここに民話、伝説と書いてあるわけですが、伝説の中で、民話とか昔話。川根本町では、本川根の昔話とか中川根の昔話ということで、ひとくくりにしてあるわけですが、民話というようなものについては、当時の人たちの暮らしとか考え方が入っているんです。それと、山で暮らす人たちの戒めというんですか、そういうことが非常に多く含まれているように感じます。

こういうものを民話、伝説を生かした観光振興とか、今、山城ブームなんです。そういう人たちで、無双連、あれは南北朝時代の山城なんです、ああいうものを利用した観光振興、近代産業遺産、先ほど町長も言われたように導水管が町の人たちにとっては非常に観光の資源、すばらしいものだというふうに認識されるということ、先ほど答弁の中でありましたが、そういうもので地名にも、残念ながら発電所はなくなってしまいましたが、そこから大井川から水を引いた導水管というんですか、水路があるわけです。今は、そこはごみ捨て場になっていますけれども、そういうものも非常に重要な観光の資源ということなんです、その辺を町のほうではどのように捉えて、どのような取り組みを今後しようとしているのか、伺います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 藺田議員の御質問にもお答えしたわけですが、大井川鐵道沿線のエコパークの推進資源調査を平成27年度に実施させていただきました。徳山、田野口、下泉、塩郷、地名と5つの駅を起点としました地域資源とコース設定が改めてできないかなというところで調査したところ、例えば地名駅周辺におきましては、資源リストとしまして、例えば地名用水、あるいは西地名の田んぼ、地名から見える大井川の景色、寄洲河川付近、大井神社、阿弥陀堂、川除け地蔵、西地名の大きな松の木がありますよとか、日本一短いトンネル、地名の大日如来とか、元東海パルプ地名発電所の跡地、あとお買いものではおまんじゅう屋さんとか、あるいはおもてなしをしてくれる人の個人の名前まで出ている調査が出ております。

そういったものをコース設定ができれば、ある程度時間、2時間、あるいは3時間のコースができまして、そこを案内する方が生まれ、そして、地域の方のところに寄っていくと地域の方がその資源について説明をいただけるというようなことが、今後うちのほうで考えて

いるエコツーリズムの手法かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今、課長にお答えいただきました。

それで、先ほど課長がマップをつくる、今作成中で、今年度中に完成するということです
が、そのマップとあわせて、やはりこういう場所、例えば地名でいえば、たぬき和尚の伝説
がありますし、七大日の場所があります。そういうものの標識というものもあわせて整備を
考えていただきたいと思います。その辺について考えを伺います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 5つの駅の拠点を起点としてやっていきたいということであ
りますので、先ほど久野脇の例がありましたとおり、まず看板あたりから整備していった
あるいは標識の順次整備ということで、5カ所の駅がございますので一遍にはできませんけ
れども、順番にやっていきたいなというふうに思っています。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それでは、次に、多様化する行政課題に応えられる柔軟な役場の組
織ということで伺わせていただきたいと思います。

町長が先ほど答弁してくださいましたまちづくりの関係で、空き家対策ですが、私がこれ
を質問したのが、町長は窓口の一本化というのをたびたびお答えしてくださっていますが、
それがこの組織の中でどのように取り組まれるのか、説明していただいた資料、組織の見直
しというものの中では、ちょっと余り理解できなかったものですから、わかる範囲で結構で
すので、今後どのような形で空き家対策、さっき特定空き家については、民間の方、不動産
業の方なんかも含めて検討していくということですが、その特定空き家については、危険だ
と行政が判断した場合、行政の考え方で撤去することができるわけですね。そういう法律
が変わったということがありますが、例えばそこに持ち主というのは当然、所有者というの
が存在すると思います。その人がわかった時点で、撤去費用等については、その持ち主に持
ってもらふことになるのか、行政がその部分は行政として、税金の中から出して処分するの
か。その辺について伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 特別措置法による処分ですけれども、基本的には町で条例をつく
らないとできません。町で条例をつくって、行政処分できるという、そういう仕組みをつく
った上でやることとなります。

撤去の面でいえば、撤去するまでにはかなりの大きな障害がございますので、基本的には
持ち主に、撤去する場合は費用負担を求める。それが、最終的には求めるというのが法律上
の目的ともしているところでございます。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） これは、空き家対策特別措置法の関係があるから、条例の整備等ではなくて上位法で対応できるというふうに考えますが、その辺について、もう一度確認をさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） まず、町で計画をつくらなくては行けないです。その面で言えば、国の法律があるからすぐにできるということではないというふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 空き家のことについてはわかりました。

その空き家対策の窓口の一本化ということで、明確な来年度以降の取り組み、組織を編成するに当たっての考え方というのを伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） これまで企画が本来の業務を全てできたかという、なかなか自身が事業を持つという形になったものですから、なかなか機能性に欠けたというようなことが反省としてあります。

その中で、機能的にどうしたらできるかというのは、やはり一本化をするのが一番必要だということ。一本化というのは、当然ながら幾つかの課にまたがる場合があるというような中でも、そこを通して対応をするということにしていくということになろうかと思います。イメージ的には、そういうイメージでやりたいと思っています。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今の一本化のことで再度確認をさせていただきますと、各課にまたがる事案については、各課連携しながら横断的に取り組んでいくという、そういうことでよろしいですね。

それで、先ほどの中で、この空き家対策については、非常に専門的なノウハウというのが必要になってきます。役場職員だけ、担当者だけで対応しているというのは、非常に大変なことだというふうに認識しておりますので、町内には不動産業者もありますし、司法書士もいらっしゃいます。土地家屋調査士もいらっしゃいますので、そういう人たちとの連携協議会、そういうものも含めて、空き家対策というのは今後していく必要があるというふうに考えますが、その辺についての行政の考え方を伺います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、言われたとおりだと思います。

といいますのは、民間の方ももう大分確保しているという物件もあるようです。その中で、町のほうへ要望があったときに御紹介できるような窓口は、町にもあるべきだということで対応をしていきたいというふうに思っております。

ですから、簡単に言いますと、民間の方と行政も一体となって対応をする、または情報交

換をするという場が必要だというふうに思っておりますので、そういう形にしていきたいと思っております。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 2番目の公営会計の関係ですが、私も水道委員に加えさせていただいて、行政からの説明の中で、28年度移行を目指して補助金を受けて取り組んできたという説明を受けていますし、その中で、国のほうで31年度の末までに延ばすことができるようになったということで、うちのほうでは公営会計に移行するという条件で各簡易水道の整備がされているわけですね。その辺について、担当者の説明だと、公営会計に移行できなかったら、この補助金15億、多分あったと思うんですが、その辺を返させねばならないことが生ずるという説明がありましたので、その辺について、私は非常に今回の見直しに当たって、準備段階で人も必要だし、組織の見直しも必要だというふうに考えましたので、簡易水道の公営企業会計への移行ということで質問をさせていただきましたが、その辺について、行政のほうから説明をお願いしたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 確かに公営企業会計、公営企業に移行するという前提で施設の改修等を行っております。

ただ、補助金の返還については、まだ決まっておりません。そういうことが起きることはあるのかもしれませんが、それは決まっていることではありません。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 起こり得る可能性はあるという、そういう認識でよろしいですか。その辺を確認させていただきます。そこはかなり、公営会計へ移行しない場合のデメリットということで、文書化されて出ておりますので、私はそれを非常に危惧しますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 公営企業会計の移行、今、業務の中で検討をしておるということは、先ほど町長の答弁で申し上げたとおりです。

その中で一番大事なことはサービス、住民の方に一番身近なサービスの一つであります水のことで、サービスの継続が必要になっていきます。そのサービスの内容としましては、当然料金のこともあります。そういった住民サービスが、今以上、負担とならないような形で、その返還のことも当然頭に入れながら、公営企業会計へ移行するのがよいのか、それとも現状の簡易水道特別会計でやっていくのがよいのか、現在の業務の中で資料としてまとめておまして、先ほど町長のほうから答弁がありましたように水道運営委員会のほうに諮りながら、慎重に移行については検討をしております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 最後、確認をさせていただきます。

公営会計に移行しなくても、そのまま簡易水道として特別会計として実施していても、これは法的に問題ないということでしょうか。その辺について確認をさせてください。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 水道会計へ移行するのは、義務化されてはおりません。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 組織の関係の3番目ですが、私がやはり非常に地域の活性化において、遊休農地とか荒廃農地、土地の流動化というのは非常に大きな、この地域の再生の鍵だというふうに考えております。

その中で、先ほど質問をさせていただいた中で、権限移譲ということも質問の中に挙げさせていただきましたが、まず権限移譲についての考え方を伺いたいということと、農業委員会の組織を独立するといつて、この事務局を独立したらという考え方の中には、非常に今、大きな事案、たくさんの事案が出ていて、現在の組織では、こちらから見ていてもなかなか対応し切れていない部分があるし、これから多様化する行政課題に 대응するためには、農業委員会組織の充実是非常に大切であるし、農業委員会法が変わって、農業委員会の中に司行関係の人、例えば司法書士とか行政書士なんかも入れて、農業委員会を運営するというようなこともやられている市町もあるやに聞いています。

やはり専門性が必要だとしたら、そういう民間の活力、民間の知識とか技能を入れて、組織の充実を図ることが必要だと思いますが、その辺について伺います。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 農地法の権限移譲については、平成28年から3条と非農地証明は町におりてきております。

それから、農業委員においては、平成30年2月に改選になりますが、その中には認定の業者とか農業者以外の方を入れるようにということになっております。事務局につきましては、先ほど町長が述べたとおりでございます。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 3条とか非農地証明のことではなくて、4条、5条の関係の権限移譲ということと、農地法が変わって、そういう人たちも入れてもいいよという考え方。町はどのようなことを考えているか。そういう人たちを入れる考えがあるかということをお伺いします。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 農地法が変わりまして、農業委員会の委員の人数も制限もされて

おります。その中で、農業委員会以外の者も入れるということで、そういうふうにつけていくつもりでおります。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） そのこのところをちょっと確認しておきたいんですが、農業委員会の中に、そういう人たちも入れるということによろしいんですね。そうですね。はい、わかりました。

それと、4条、5条の権限移譲の関係、その辺についてお答え願いたいんですけれども。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） その件につきましては、前回、前々回もお答えしたとおりでございます。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） そういうふうな形でいなされるというのは、ちょっとわかっていたんですが、1点突破という形のことが、多分海士町なんかの、藺田議員の中からも出ていたと思うんですが、そういうことをやっているんですよ。危機感を持ってやらないと、本当にどうしようもなくなってしまうという認識は、やはり議員にしても行政の職員にしても持つべきだと思うんですけれども、法律があるからなかなか難しいとかということで、常にそういう答弁をされるというのは、私はいかがなものかというふうに思いますし、もう少し前向きな、こういうふうにしていきたいというような答えをぜひ伺わせていただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 議員のお気持ちはわかりますが、私たちは農地法、農振法の事務を行っております。法を曲げて許可をするわけにはいきませんので、その点で御理解を願いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 最後の質問になるかと思いますが、法を曲げるというのではなく、地域の実情に合わせて法を運営していく、そういう考え方。もし、そこが専門的な知識が欲しかったら、県と交流を深めながら、そういうノウハウを行政の職員も高めていくということが大切だというふうに思います。

ですので、もう一度、余り簡単に答えを出すのではなく、今後こういうふうなものもあるという答弁を期待して、私の質問を終わらせていただきます。答弁をしていただきたいと思います。最後に。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 今までと変わらない事務の体制でいくことしかありませんということで、お願いしたいと思います。

○議長（太田侑孝君） これで、中澤莊也君の一般質問を終わります。

暫時休憩しまして、2時から再開いたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 2時00分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） すみません、少し時間をおかりして、先ほど私が質問の中で公営企業会計への移行しない場合のデメリットということで、補助金の返還の可能性があるのを15億と申しましたが、1億5,000万の誤りでしたので、訂正をさせていただきます。どうも申し訳ありませんでした。

○議長（太田侑孝君） 続きまして、3番、野口直次君、発言を許します。3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 3番、野口直次です。

通告書に従い、一般質問をさせていただきます。いつものように、ここで発言させていただくのは、多くの町民、地域の支えがあつてのことです。感謝いたします。

師走で字のごとく、世の中は、生活はもちろん政治経済、また気候までが急ぎ過ぎるような感じがするのは、私だけのことでしょうか。青部トンネルの開通は、北からの風、南からの風が交わるすばらしいトンネルになると思っております。今回は、下記のテーマで質問をいたします。

1、第2次総合計画を含めた義務教育、学習環境の現状と今後の取り組みについて、以下の3点について伺いたいと思います。

1点目は、2年を経過しようとする平成27年度からの学校教育ビジョンの推進状況と評価、今後も含め、どのように考えているか。

2点目は、今後さらなる児童生徒減少の中で、小学校4、中学校2を持って維持できるのか。

3、中川根教職員住宅の建て替えを検討するのか。

2番目としまして、青部バイパス開通は、周辺整備を含め新規の拠点づくり、町民の大きな宝になっていくのか、以下、3点を伺いたいと思います。

1、青部バイパス開通を迎え、行政や自治会等の組織をスリム化、再編する考えはあるか。

2点目は、主要プロジェクト事業、青部駅周辺開発事業の町当局としての目的は正確に定まっているのか。

3点目、川根本町は一つというシンボリックな複合施設は誘致できないものか。また、考えはあるのか。

町当局から具体的な答弁を期待し、最初の質問とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） ただいまの野口直次君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、野口議員の質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

大枠で私が答弁いたしますけれども、詳細については教育長のほうから説明をさせていただきますので、あらかじめ御了承いただければありがたいというふうに思っております。

まず、教育関係につきまして御質問がありました。

最初に、2年を経過しようとする平成27年度からの学校教育ビジョンの進捗状況と評価等は、今後を含めどのように考えているかという御質問がございました。

学校教育ビジョンも2年目を迎え、昨年度積み上げられました成果と課題とともに、本年度も2つの柱であるキャリア教育、R G授業の実践を積み上げてきております。特にR G授業では、各校の教員が協働して工夫を凝らし、学習内容に応じて最適規模の学習形態をつくり、効果的な授業を展開しております。

少人数の授業を通して基礎的な力をきちんと身につけられたり、大人数によるダイナミックな授業に目を輝かせて取り組んだりする子供たちの姿に、R G授業の成果を感じているところであります。

本年度は、県の移動教育委員会をはじめ幾つかの視察を受け入れ、本町の子供たちの姿を見ていただく機会がありました。そのたびに、来てくださった方々が、生き生きと学ぶ子供たちの姿に感動するばかりではなく、各教員の子供と向き合う姿勢のすばらしさに感心をし、「どんな研修をしているのですか」など具体的な取り組みへの質問をたくさん受けております。

直接R G授業を見に来ていただいたものではありませんが、これは、学校教育ビジョンの取り組みが少しずつ成果を上げてきていることのあかしであると感じております。

今後、2年間の学校教育ビジョンの取り組みと成果を検証する中、次への課題をはっきりさせた上で、3年目を迎える来年度、川根本町型を意識したさらに進化した取り組みを行い、狙いとする子供たちの学力向上へと結びつけていくことができるよう、しっかりとした準備を進めてまいりたいと思っております。

次に、今後さらなる児童生徒の減少の中で、小学校4、中学校2を持って維持できるのか、そして、地域や小中学校の特徴を生かした本町ならではの教育をいかに展開できるかという御質問にお答えさせていただきます。

町の総合戦略や3月に策定した川根本町教育大綱に基づき、本町ならではの教育として学校教育ビジョンを展開しているところであります。また、義務教育の段階だけではなく、子育て支援や川根地区連携型中高一貫教育を含めた総合的な取り組みを線で結ぶことにより、子供たちの将来に向け、ゼロ歳から高校卒業までの18年間で必要なキャリアと生きる力を積み上げていくことができるよう具体的な施策を打ち出しております。

こうした5年間というスパンで取り組む教育の内容は、毎年、評価・検証を図りながら、子供目線で常に進化させていくことができるよう、現在も計画的に調査研究を行っているところであります。今後、さらに児童生徒数の減少が予想されますが、川根本町だからできる川根本町ならではの教育が展開という基本理念を維持しつつ、町の未来を支える子供たちの健やかな成長を支えるために、次の5年間の本町の教育の姿を見通しながら、さらに必要な調査研究に取り組んでまいります。

次に、中川根教職員住宅の建て替えについての御質問がございました。

教職員住宅は、昭和57年に建築され、既に35年が経過しようとしております。議員の皆様方には視察もしていただきましたが、かなり老朽化が激しく、例年、雨漏り修繕や配管等の修繕費が必要となっており、さらに、建設当初は男女共同で使用しておりましたが、お風呂が共同となっているなどの構造上の問題もあり、現在は男性のみ10名が居住されている状況です。

また、今後、町出身の教職員の人数も減少傾向であり、現在の榛原地区の教職員の異動範囲が本町と牧之原市、吉田町であることを考慮いたしますと、通勤時間の関係等から、教職員住宅の整備は急務であり、教育委員会としても早急な建て替えが必要であるというふうに考えているというところであります。

しかしながら、建設に当たっての場所的な問題や財源の問題、さらに、既存の建物の利用等を総合的に判断していく必要もあり、新しい教職員住宅の建設について苦慮しているところではあります。関係各課と協議し、来年度中に何らかの方向性を打ち出したいというふうに考えております。

なお、先日の補正予算で可決いただきました桑の実の宿舍の教職員住宅としての利用等につきましては、来年度以降に効率的に使用ができることを検討しておりますので、申し添えさせていただきます。

次に、青部バイパス開通後の周辺整備を含むその後の対応についてでございます。

青部バイパスに関しましては、当町誕生前からの重要案件の一つであることは周知の事実であり、来年に予定される開通により、旧本川根町と旧中川根町の物理的距離、時間的距離が飛躍的に短縮をされることになります。

同バイパスの開通までには、合併から12年余りの年月を要することになりましたが、まさしく当町の背骨とも言える役割を果たすバイパスの開通であり、これを機に町内南北間のみならず、様々な交流、往来が容易になることは、真の川根本町誕生と言っても過言ではない状況だと言えるのではないのでしょうか。

今回、議員より御提案のございました同バイパスの開通による町行政組織等のあり方を再編することに関しましての考え方を述べさせていただきます。

役場行政組織のあり方は、住民サービス低下がしないことに十分配慮し、簡素で効率的な組織であり、様々な行政課題、行政需要に即応できる組織体制であることが求められたもの

と認識をしております。本会議で可決いただいた今回の役場組織改正においても、同様の考えに沿った改正をさせていただいたところであります。

議員の御提案にあるように、地域行政、社会情勢の変化に沿った組織体制への改正は、当然必要なものと認識しておりますが、青部バイパス開通にあつては、今回の組織改正において全員協議会等で説明させていただいたとおり、重点課題である青部駅周辺開発構想等のプロジェクト事業への対応強化を図るよう組織改正を進めているところであります。

また、自治会組織につきましては、現在34自治会により構成をされておりますが、地域自治会の考え方として、それぞれの地域コミュニティの上に自治組織としての自治会が成り立っていることが考えられます。

したがいまして、議員御提案の地域自治組織である自治会組織の再編に関しましては、個々の地域コミュニティである自治会組織側の意向を重視すべきであり、行政側からの意向から再編を進めるべきではないというふうに考えております。

今年度において、各地区区長で構成をされております区長連絡会の場において、これからの自治会組織のあり方等についてたびたび議論に上がっているのも話を聞いております。今後も各自治会、区長連絡会と検討協議を重ねながら対応を図っていくべきものと考えております。

次に、青部駅周辺整備について、町当局としての目的は明確に定まっているのか及びシンボリック複合施設を誘致はできないものか、考えはあるかとの質問にお答えさせていただきます。

この整備につきましては、現在、役場内に青部駅周辺開発検討委員会を設置し、長島ダム管理事務所と盛り土造成計画の協議を行っております。造成後の利活用可能面積は、おおむね1万6,000平米と想定されますが、利活用策につきましては、現在お示しできる明確なものはありません。

町としましては、今後必要とされる施設の整備や誘致、民間企業の進出の可能性など、いろいろな方面から調査研究を進めていく必要性があります。具体的な利活用策の案が確定するには、今後二、三年はかかるというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 再質問を許します。3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） どうもありがとうございました。

それでは再質問させていただきます。

最初に、教育の関係をやらさせていただきますので、1番です。よろしくお願いいたします。

今の町長の答弁によりますと、やはり教育、平成28年3月に教育大綱、それと総合計画を含めてこれから5年間は今の学力向上ネットワークを今後もさらに進めるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） それは、5年間という計画書をきちっとつくってありますから、その中で実際に検証しながら進めていくと、評価・点検をしていくということであります。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） それこそ議会にも平成27年度の教育委員会点検・評価報告書もいただいたわけですが、大変いい資料をいただいた中で、2点ほどちょっと質問をさせていただきます。

町長も答弁があったんですが、非常に具体的な取り組みを26年度以降から試行しながらきょうまで来たという、28年度も終わろうとしているわけですが、非常にメリットは大変わかるんですが、私はその評価の中に、これからの中でこういう、デメリットという言葉は失礼になりますので、改善をするところはあるでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 今手持ちにないんですけれども、毎年白書をつくっております。その白書にきちっと課題も含めて記載されていますので、またよければそれをごらんになっていただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 今、課題というような言葉が教育長から出たんですが、やはり先ほどの資料の中から評価報告書の中に、保護者や地域への理解が不十分であると考えられることもある。学校行事や広報紙を利用するなど、教育委員会の事業についてこれまで以上にわかりやすい説明が必要と述べていますが、もう一步踏み込んで、地域住民の社会あるいは、社会といいますか、集会所内に逆に教育委員会あるいは行政も含めて、足を運んで説明をするというようなことも地域住民には求められているように思いますが、その点はどう思いますか。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） ただいまの野口議員の御質問ですけれども、確かに地域住民とか保護者の方々に説明が少し不足していると感じるところがあります。実際、僕たちがいろいろお話を聞くに当たって、うちの管理主事のほうから説明をすると、「あっ、そういうことだったのか」ということで、非常に理解をしてくださる保護者の方が多いです。そういうことを含めて、今後、教育委員会の中でもいろいろなお話をしまして、これはやっぱりそうしたことでこのR G授業、キャリア教育についてしっかりとした理解を求めていく必要があるんだということを再認識をしまして、来年度以降、今野口議員御指摘のあった御提案ですけれども、例えばP T A総会でいろいろなお話をしたり、あるいは今言ったような住民集会のようなどころに行って説明したりする機会があれば、当然そうしたことも含めてやっていかなくちゃならないと思っていますけれども、まだ具体的にじゃどこへ行こうかという話はしておりませんので、そこら辺は今後検討させていただいて、実践していきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 今後の児童生徒の減少の中に、第1次川根本町の総合計画の後期基本計画では、学校教育、児童生徒の減少という現実を踏まえ、将来を想定して学校統合についても検討を行いますということがうたってありましたが、最終年度が28年ですが、その点を検討というか、何か具体的にすることはあるでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 私の就任する前からあった小中学校あり方検討の協議会がありました。そこでは議論されておりましたけれども、その後はR G授業を進める上で、その検討というのは設けておりません。先ほど申しましたように、5年間はこの計画をきちっと立てましたので、その計画の中で実行しながら、そして検証しながら、評価・点検していくという、こういう形で進めるということでございます。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） やはり、日々いろいろなことは変わっていくんですが、教育長や、また町長をはじめ皆さんの教育委員会の努力で全国でもまれに見る新しい川根本町ならではの教育ということで、教育大綱があるんですが、同じ榛原地区の牧之原市は、逆に複式学級をなくして統廃合を進めたいということで、現に今、相良小と片浜小学校が、地域の方たちは大変、新聞にも話題になったんですが、統廃合は大きな課題の中で進めていくということになって、本当に同じ榛原地区で、別に私はこのアイデアも素晴らしいと思うんですが、同じ地区でこれだけの差があるということに対して、ちょっとわからないというか難しく思うときがありますので、その点それぞれ、教育基本法も変わりましたので、それぞれ市町の努力、また大綱でいくというんですが、本当に同じスタートの中でこれだけ変わっていく中には、相当やはり自信もあると思うんですが、その辺はお互いに話をしたりすることはあるんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 牧之原市の教育長には統廃合についてのこと、お話は聞いたことございます。というのは、牧之原市の場合には、片浜小と相良小の間が2 km以内なんですよ。非常に近い距離にあるということ。川根本町は南北40キロというぐらい非常に長い中に点在をしているということで、牧之原市といわゆる状況が全く異なるということですね。ですから、これを同一に捉えるということは、当然私としてはあり得ないと思いますけれども。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） このあいだのテレビを見ますと、今の片浜小が通学に初めてスクールバスを利用するということを言っておったんですが、大体教育の中では原則として小学校約4 km、中学校は6 kmぐらいが、それ以下は徒歩ということになっているんですが、今その片浜小学校と相良小学校の所在は2 kmでしょうけれども、実際はもっとある中で、あるかもしれません。ただ、本当に私たちが教育長に言いますように、じゃ私がある程度大きくなった

らといったって、もう小規模校には変わらないわけですよ。その中で、やはりこれは私の考えとまた皆さんそれぞれ議員含め職員、町民も考えが違いますが、ある程度の適正な子供たちの基礎となる小学校単位の人数というのは、どのように思われている中で、私はやはり十何名ぐらいが、根拠はございませんが、いろいろな皆さんの話を聞くので十五、六名ぐらいあったらいいなと思うんですが、その辺、教育長としては、こういう人数が少ないから横の関係で集まってくるということで、キャリアのやっているとは思いますが、その点、適正の人数ということは、そもそもそういうことは考えられないのでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 今の学級の適正規模というのは、誰もこれは何人が適正であるかということの検証がされた例はありません。これは、日本でも行われておりません。ただ、35人学級、40人学級とかというのは、財政的な面で35人学級が適正規模だろうということは言われております。

前にもお話ししたかと思いますが、アメリカのテネシー州で、学校規模の適正という規模はどのぐらいかということの、これは10年ぐらいかけての実証実験がございます。テネシー州やりましたけれども、これはなぜやったかという、実はアメリカは多民族国家、いわゆる少数民族というのがおります。少数民族が非常に学力が低かったと。それで、少数民族の学力を上げるためにはどの程度の規模の学級数が適切かということの実験を行った例があります。そのときはっきり言えたのは、いわゆる学力の低い子に対しては、非常に少人数の規模のクラス編制が適切だということだけははっきり言えました。ただ、非常に学力の高い子に対してそれが適合するかといったらわかりません。

ですから、今、R G授業というのは、これはいわゆる規模、大きいサイズ、小さいサイズと様々なサイズを取り込んでの学習だということを念頭に置いていただきたいと思います。これは、各教科の各単元のどこをいわゆる大規模でやったらいいのか、小規模でやったらいいのかということの、そういう中での適正規模ということで捉えています。だから、人に言わせると、学級数に対する適正規模がないんだと。教科、単元に対する適正規模というのは存在するだろうということが言われております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） じゃ、ちょっと違った視点から聞くんですが、小規模校、大規模校と大きく分けるのではない中で、やはり人数が少ないと多様な意見に触れ合うことが余らないということで、これはR G授業を進めているということも聞いておりますが、現実には月1回、12回程度かというのはちょっとわかりませんが、それで中学校は5回程度になるわけですね。その中に、私はそれぞれ子供に個性があって、やっぱり受け入れやすい、あるいは悩む子供はあるんでしょうが、そこは大勢の先生方がいてカバーしていくということは、よくいろいろな資料とか先生方のお話を聞くんですが、その辺は、先生としてはそれぞれそういう、例

えば同じ算数でもグループになったりとか、いろいろなことをやると思うんですが、今の状態は相当うまくいっていただいているというふうに私たち町民は理解していいんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） すみません、先ほども町長答弁にありましたように、ある意味できちとした成果があらわれていると考えていただければ結構だと思います。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 結局このキャリア教育は別にして、今まで小中、中高一貫ということをやってきておるんですが、中学校側から見て、今の高校の中高一貫はどのように考えているでしょう。いろいろちょっと調べてみると、七、八年前、ちょっとデータははっきりわかりませんが、余り、中高一貫の会合とか定期演奏会とかいろいろあるんですが、特別に中高一貫が、授業提携が増えているように思えませんが、その辺はどうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 中高一貫型でも、連携型の中高一貫でも、現在、主としてやっているのは教員の交流ということをやっています。ですから、例えば川根高校の教員が中学校に来て英語の授業を教える、それから数学の授業を教えるというような形。一緒に授業を中学校の教員とやるような形のもの。それから、中学校の教員が川根高校に出向くというようなことを中心としている。

先ほど、合唱というか演奏みたいなものもありますけれども、主として教員ということで、今後は、菌田議員の質問もございましたけれども、例えばテレビ会議システムを使った中高での授業というのも当然考えられると思います。ただ、この場合には当然川根高校は県立高校だし、それから、それぞれ義務教に関してもいわゆる教育課程というのがございます。それぞれの教育課程をきちっと整合をとって授業できる形態というものを調整しながら、今後進めていくということを当然検討していかなければならないと思っております。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） ただいま教育長のほうから、教員の小中での交流というお話がありましたけれども、それに加えて、川根地域の子供たち、地域、中高一貫は地域ですので、その地域の子供たちをどのように育てていくかという観点で、今、中学生と高校生と一緒にあって、例えば「夢」講演会というようなものを開催しております。それは、中学生、高校生を一堂に会して、例えば地域の中で頑張っている人のお話を聞いて、川根地域にはこんなすばらしいことがあるよという、そんな形の「夢」講演会、そうしたのを開催をして、今一緒にやっているところもあります。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 話が前後して申し訳ないんですが、前にも質問をしたことがあって、今の町長答弁もそうでしたけれども、行けるところまで行って、とにかく今のキャリア教育

向上が大変ということで、教育大綱には社会の関係と学校教育の関係があるんですが、私がこの4とか2にこだわって質問をしたという中には余りにも、教育長とか町長は心配ないようなことを言っていたんですが、それぞれ子供が学校によっては、学年によっては2人、多くても13人というのが一つの基礎単位になっているんですよ。それでなおかつ、前にも言った、教育長は大変頭がいいものですから、違っていたらごめんなさい。昨年はある学校では、今中学1年生になった方は女の児童が4名、男がゼロ、今年はやはりその学校では6年生が男の子が5、それで女の子がゼロということになっていて、また、小学校ですね、それで全体の生徒数が、数字が違っている場合は申し訳ないですが、150人中34人が複式の授業で学んでいるんです。学校によってはもう1年6年を除けばずっと複式で来ているのも現実にあるんですが、その辺が、じゃ今の一貫したキャリア教育の中の特色ある取り組みの中で、幼児期、小学校、中学校、高等学校の中で、本当に地域、学校のバランス、当然授業もいろいろ、多少同じカリキュラムでやっていても遅い早いが出てきているんですが、そのカバーというのは十分できるんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 今の私自身は、複式であるか単式であるかということは問題でないと思っております。これは、教員のいわゆる教育力をつければ、複式であろうと単式であろうとしっかりした実力はつけさせることができると思います。

これは、先ほど町長の答弁にもありました。熊本、これは町長の答弁でありましたよね、熊本の例はあれか、藺田議員に関する答弁でしましたけれども、熊本の例を見てきております。熊本では複式、村ですから複式が非常に多いわけです。ところが、複式の授業であっても、単式授業以上の授業というのが展開できているというところでおります。

ですから、単式であって、単式が複式よりまさるかといったら、これはやっぱり教育の仕方そのものによって変わってくるよというところを十分捉えなきゃいけないと思います。ですから、そういう意味で、先進地の視察をして、教員の教育力を高めて、複式であろうが単式であろうが学力を向上させるような力を教員につけさせるという、そういうことを行っていると考えていただけたらいいんじゃないかと思いますけれども。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 大変わかりました。ですけれども、子供たちの、それぞれ先ほども言ったように子供というのはそれぞれ受け取り方、考え方も違うし、またあれでしょうけれども、今の制度でやっていって、別にR G授業で集まってきていると思うんですが、やはり今のお話だと、どの学校から来てもほとんど子供の教育、学力ばかりじゃなくていろいろな話し合いの中で、差はないと思っていますか。子供の、別に今先生がおっしゃったように複式だから単式だからということは、全然子供たちのあれにはないんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 差はないと言うときに、何をもっての差はないかということなんで

すけれども、学力差というのは当然あるかと思います。同じ学校内だって当然のことながら学力差は生じてきます。そういう意味で、先ほど言ったように、教員の教育力を高めることによって、学校間の教育格差をなくしていく、同じような力をつけていくということを可能にするために、R G授業をやっているということを御理解いただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） それでは、仮にこの子供たちが半分になっても、ある程度このすばらしいR G授業を続けていくということで御理解していいですね。

○議長（太田侑孝君） 教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 今、半分になってというお話がありましたけれども、私が先ほど申し上げたのは、5年間という期間を限って今計画を立てて、その中で実施をして、検証をして、評価・点検をしているということでお話をしました。この先、例えば10年20年先になってどうなるかということがまだ読めていません。そのときにはその環境の中で、条件の中で、最適な教育のシステムを私はつくれば良いと思っております。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） ありがとうございます。

それでは、その5年間の中に、現実に今中学校の問題にちょっと御質問させていただきたいと思うんですが、既に本中はもう30名を切って、来年は特別支援学級を入れても二十七、八人。それで、やはり男女の比率を見ますと、ほとんどが、一番多い学年が今12名だと思うんですが、1年生が。それで、全体で先ほど言ったように26名ほどになるんですが、部活はこちらの中中とやるとか、いろいろなことは工夫して、またスクールバスも利用しているんですが、父兄とか何かではどんな意見、例えば、さほど教育委員会のほうにはこのやり方でいいんだよということできているんでしょうか。その辺、お願いいたします。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） 私が教育総務課に来てからは、そうしたアンケート等っておりませんので、私のほうからは、特別そういうアンケート的なものは持っておりませんが、ただ、議員おっしゃるように、非常に一つの学校で学校が小さくなるということは、いろいろな形で危惧されている方もいらっしゃると思います。それは事実だと思います。ただ、統合云々については自分のほうからもちろん言えませんが、例えば地域に学校がなくなるという意味では、議員の皆さんも例えば体育祭ですとか、いろいろなところに参加されていてわかると思いますけれども、地域のお年寄りがそこに一堂に会していろいろなことをするという意味は、個人的には非常に大きな意味があると、よりどころになっているというところがあります。ただし、それが統合とどうかという問題については、非常に難しいかもしれませんが、教育委員会の担当者の立場から見ていると、今の小学校、中学校のあり方というのは、今後本当に協議していかなくちゃならないという部分であります。

ただ、もう一つは、私ども教育委員会のほうで、今川根高校も一生懸命やっていますけれ

ども、そうした空き家対策なんかも含めて、川根高校に川根留学生を来ていただくという意味は、単に川根高校にたくさん人が来るということではなくて、町の将来にその子供たちがどうしたかかわりを持ってくれるかというのが非常に期待をしているところであります。そうした子供たちがここに残って、例えば子供を産んでくれるとか、そうしたことにもつながっていけば、まだまだこの5年のスパンではなくて、10年、20年先に川根本町がもっともっとよくなるという、そういう思いを持って今教育を自分たちは進めているという自負はありますけれども、そうしたことを含めて、今の小学校規模でとにかく5年は頑張っていきたいと、そんなふうに思っております。周りの父兄の方、アンケートをとっていませんのでわかりませんが、いろいろなことを、自分が個人的にお話しする中では、そんなお話をさせていただいております。この辺については、大きな問題ですので、町長、教育長の御判断によるかと思いますが、申し訳ありません。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） じゃ、第2次総合計画の前期の計画には、ちょうど5年になりますけれども、こういう今の教育大綱でやっていくという考えでよろしいでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 第2次の前期という計画自体は現在策定中でございまして、まだこれから委員会、また審議会の委員の皆さんから御意見を伺うこととなっております。ただ、総合計画の基本構想、そこの部分につきましては、学校教育ということでうたわれております。その中には、学校の数がどうか、そういうことは一切うたわれておりませんので、現時点で学校の数についての記載等は、一切答えるものはございません。そういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 私も今のお話の中で、いろいろな中で一番、ちょっと私も大勢の方と話してはこなかったんですが、それぞれの学校の父兄あるいはその地域の人たち、ここでいう大きな小学校というと中央小、ちいちゃな学校というと南部小とかいろいろあるわけですが、これからやはりこの5年間は、このすばらしい教育方針が出て、またやっていくということになりますけれども、当然先ほども言ったように十分説明して、この教育大綱というものがどの程度皆さんに、住民に浸透しているかも心配しながら、次の質問にさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） 教育大綱がどのぐらい浸透しているかという御質問でよろしいですか。当然、チラシ等でもお配りをしていますし、ホームページ等でもお知らせはして、広報等でも教育長にも出ていただいて、いろいろなPRをさせていただいているんですけれども、実際にやっぱり先ほど言ったようにアンケートとかとったわけではありませんので、どの程度浸透されているかということにつきましては、ちょっとわかりかねるところがあり

ますけれども、一応教育委員会としてはいろいろな形でPRをさせていただいておりますということを申し上げておきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） じゃ、次に2番の質問の再質問をさせていただきます。

トンネルができて、いろいろと交通の利便性、安全性もということで町長もお話あった中で、私の1点目としてのスリム化・再編ということに対しては、今の状態ではその様子を見ながら、また特に自治会組織、区長連絡会等で要望があったらやっていくということで、私がスリム化・再編するという考えの中でこれだけは聞いたかったものですから、それで本当に、前にも何しろ合併から続いているといいますか、もう12年近くなりますので、できるだけまた、すぐどうということはありませんが、町長もお答えになったのですが、変えられるところ、また変える必要があったときには速やかにいろいろな計画の中とか実施計画で変えていただければと思います。

それで、主要プロジェクトの青部駅周辺が、今町長のお話だと利活用は定まっていないという、二、三年調査検討してやっていくということなんですが、今の時点では盛り土、埋め土をするのが目的だったのでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森 紀代志君） お答えします。

青部の駅周辺の土地には、以前から浸水ということがあります。そういうことをちょうど長嶋ダムの土砂を入れたいという、探しているという情報を得て、それを利用しようと。その土地をまた同じようにつくり変えても、その土は生きていくと、将来的にもいい土地になっているだろうという判断から、それは始めました。

これについては、その土地が大井川沿い、私たちの川根本町の中でも1.6haの面積というものを確保できるところはなかなかないわけですね。ですから、この土地を最大限に利用するにはどうしたら利用できるかと、そういうことを踏まえて検討していくということであります。ですから、この土地を利用するにはいろいろ、住宅であることも考えられるし、起業をする場所にするのも考えられます。農地も一部はあるかもしれない。いろいろな形をやって、あそこの土地に合ったもの、環境を生かした何かそこの土地が生きていくものというのは、やはり検討を要するということであります。

だから、まず最初は土地をつくる、造成するということが目的であります。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 実は、前にも芹澤議員とかほかの議員もお話ししたんですが、この青部地区の今のところには、小学校あるいは青部のつり橋、またユネスコエコパークから関連すれば、文化財、学術者も認める価値がある。また観光資源、特に全国的に数も、先ほど質問した議員の中に31というつり橋があるということで、規模も、そのつり橋自体が将来の宝

になる可能性があると思うんですが、現在の青部のつり橋の状況はどんなふうになっているのか。2年前から話はとまっているのか、ちょっと教えてください。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） もともとの発端は、正確には私自身立ち会っておりませんけれども、地元の人その他の皆さんからお聞きしますと、結局は河川敷に入っている施設であるから撤去しろという話が中部電力のほうへ土木事務所のほうからあったという中で、ある時期、知事が見えて、これは残すべきだという話。ですから、簡単に言いますと、町がその中へ入って対応したということは一度もないわけです。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 経過はわかりました。

私の今からの質問は、せっかくそこに運よく撤去されずに残ったものですから何とか、中電の所有かと思うんですが、また河川法とかいろいろなお話は聞かせていただいたんですが、どうでしょうか。せっかく町有地になったものですから、あの橋脚をもっとこっちに持ってきて、残すということも一つの考えもですね。今までは撤去するとかって、それは撤去は誰が出すのとかというような、そういう後ろめいた発言等が多かったんですが、それを私たちのものに何とかできないか、町民のためにならないかという、そういう前向きな考えはできないでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 前向きか後ろ向きかわかりませんが、実際あそこをいろいろな計画をするときに、多分の話で申し訳ないんですが、いろいろな制約をクリアしたつり橋であれば、そのまま置いていただいたほうがいいというのは、多分全町民からの意見になると思います。ですので、先ほど町はかかわり合いがないよという話、しましたけれども、実は私たちがこうしろああしろという話ではなくて、県と中部電力で話して、どういう形で対応するか。それには知事が残すということを言って、地元にも説明してあるから、その辺のことをクリアした場合には、町は全面的にお金がかからないものなら受け取るという可能性はないことはないというふうに思っております。

いずれにしても、あの周辺の整備計画をどうするかによって、多分変わると思います。しかし、今現在は町がどうするこうするという話ができる状態ではないということを御理解をいただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） やはり最終的には私、シンボリックなと言ったけれども、これだけの将来今から使える土地が1.6haあるということは、本当にそれぞれに地元あるいは行政もそうですが、十分審議していただいて、よりよい建物にして使い方をいただければ、大変地主、地権者も喜ぶんじゃないかと思います。

その中で、やはり長島ダムの上砂対策の廃土は、前に塩郷以降の大井川に捨てて、海岸の

浸食とか何かを防ぐということを言われたんですが、河川事務所なのか長島ダムになるのか、ちょっと私勉強不足でわかりませんが、それは今でも大鐵を利用するということも聞いたことがあるんですが、あそこの青部ばかりじゃ当然廃土というか盛り土では造成、前から言っていた塩郷から向こうに捨てるというあれは変わっていないでしょうか、今でも。その辺聞いている範囲で結構ですので、お答えください。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 正確に確認はしておりませんが、ダムの上にためた土砂等々は、塩郷から下が河床が下がっているということで下へ流すというようなことは受けたことがございます。今現在、正確でなくて申し訳ないんですが、そのような感覚で私どもはおるということで御理解いただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） それこそこういう事業というのは、本当に中部電力、主に長島ダムだといろいろな関係団体が大変増えていただくので、調整間というか、調整するのに大変時間もかかるし、これからも大変だとは思いますが、先ほど偉そうなことを言ったんですが、トンネルの風があいたなんて言ったのが、本当に一つの、これ5年10年、もっと先になったら私たちが思うよりもっと世の中が変わっていて、よくなったり悪くなったり、それはわかりませんが、私としては、あそこに別に大きいものを建てよというんじゃないくて、やはり川根本町らしい簡単な水車小屋でも、ああいうカヤぶき屋根でもいいんだけど、地元や町民や観光客が立ち寄って、ああこんな原風景が残ったらという中で、やはりつり橋とか青部駅とかああいう木造、学校、今の旧青部小学校は今年でしたか、教育委員会の関係もあったんですが、一応契約は終了したということは聞いています。今まで身障者の方が東京、横浜とか神奈川の方が長い間利用していただいて、本当にこの川根本町の自然を愛していただいている。またたくさんの子供たちの新聞もというか、あれも残してほしいということがあったんですが、将来私たちがこういうことで使うということをこれからさらに明記していただければいいと思うんですが、最後の質問になりますが、私、シンボリックな複合施設できないかと、ちょっと私なりに飛び抜けた、唐突だったなと思ったんですが、先ほど言ったように、ある程度、夏は蛍が舞って、先ほど言った農業体験ができるような川根本来の施設というのは、私たちが思っているのと違った面が出てくる可能性が将来あると思います。その辺は、副町長も言っていましたが、大事にして、せっかくお金をかけてですので、やっていただきたいと思います。

その中に一つ提案ですが、今言った話とまったく逆で、いつものようにちゃらんぽらんと言われるかもしれないんですが、やはりどこか、土地の1.6ha、何畝でも結構ですが、冠婚葬祭ができるようなホールというか、そういうのも誘致できたらなと、私はそんな話は自分では夢にも思っていなかったんですが、意外と年配の方を回ると、俺のどこかあればというようなこともありますので、それがそこの別に土地じゃなくても結構ですので、これから一

つはやはりいろいろな多目的の施設も考えながら原風景を残すというような、青部の開発になっていただければと思いますので、いつものように大変まとまりのない質問ではございますが、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

じゃ、答弁をすみません、町長、よろしくお願いします。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 多分トンネルがあくと、あの土地は川根本町で一等の土地になるだろうというふうに想定しております。ですので、大事に、どういう使い方がいいのかということも研究する必要があるということで、まだ決まっていないということを申し上げました。

今の冠婚葬祭の場所、これも正直言って私どもにも若い人が出て、向こうでのお葬式をやりたいという方が非常に多い。こちらに来て自分のうちを片づけて、それからお葬式というのが非常に大変だということも聞いております。それは、あの場所が一番適しているかどうかは別として、研究する課題だなというふうに思っております。

それから、砂利の関係、これは大井川がある地点から下が国交省の管理です。それで、その上流、いわゆる塩郷から上は当然ながら県の管理です。その辺の違いがあるものですから、なかなかいい形で連携がとれていないというふうに時々思うことがあります。そういう状況の中で、塩郷から上は大変堆砂が進んでいるという中では、土砂を取っていただくことも当然県にお願いしている。40万立米以上取っております、年間。それをお願いはしているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） どうもありがとうございました。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（太田侑孝君） これで、野口直次君の一般質問を終わります。

暫時休憩としまして、3時10分再開したいと思います。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時10分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

10番、鈴木多津枝君、発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 12月議会一般質問の最後の鈴木多津枝です。

平和と民主主義、「国民が主人公」の国づくりを掲げて95年の日本共産党の一員として23年間、町議会議員を務めてまいりました。町政においては、「町民が主人公」、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を求め続け、近年は行政からも理解と温かい対応をいただいていることに感謝申し上げます。

この間、安倍政権の経済政策であるアベノミクスの破綻が顕著になり、財政力の弱い地方からどんどん活力がなくなっています。大企業、大資本を応援すれば中小業者や労働者にも富がしたり落ちて豊かになるという、トリクルダウンの新自由主義経済の破綻です。おこぼれどころか、富める者はますます富み、貧しきものはますます貧しくなる格差と貧困が深刻で、生活保護を受けなければ生きられないような貧困層を増やし続けています。貧困が1代で終わるならまだいいのですが、貧困ゆえに自由な選択がはばまれ、貧困の連鎖から抜け出せない子供や若者を増やす格差社会は、やがては戦争に救いを求める社会に進みかねません。

今、安倍政権は、南スーダンの国連平和維持活動（PKO）に派遣する自衛隊員に、昨年、憲法違反との批判を無視して強行可決した安保法制（戦争法）により、武力行使を認める駆けつけ警護の任務を付与し、若者を殺し殺されかねない危険に追い込もうとしています。高校生への自衛隊勧誘や中学生への体験入隊などを増やして、戦争アレルギーの取り払いや隊員確保にやっきになっています。

自衛隊はもはや災害復旧が主任務ではなくて、憲法違反の武力行使に変わり始めたのです。当町もここ数年、自衛官募集の懸垂幕を掲げるようになったのは残念ですが、私が議員になって以来、求め続けてきた「核兵器廃絶 平和のまち宣言」の懸垂幕を、先月から掲げていただいたことには、議会で決議してから6年目という長い時間がかかりましたが、それだけに町長と職員の皆さんの決断に深く感謝するものです。私一人が感じるのかもしれませんが、けれども、庁舎を訪れるたびに高々と誇らしく揺れている、こういう「核兵器廃絶 平和のまち宣言」の文字に、平和を求める町の皆さんと心を合わせることができると、大きな感動を覚えます。

広島、長崎に原爆が投下されて71年、ビキニ環礁の水爆実験で死の灰を浴びて亡くなられた焼津の第五福竜丸乗組員久保山愛吉さんや、幾多の苦難を乗り越えて核廃絶を訴え続けている被爆者も高齢化し、戦争体験者も高齢化され少なくなって、核や戦争の悲惨な記憶が風化しようとしている今、町民の心に核兵器廃絶と平和の大切さを伝え続けることは、過去の経験からも国のいうままに若者を侵略戦争の戦場へ送り続けた行政が、二度と侵してはならない重要な責務であると思います。三度、核の犠牲者を出さない世界を求めて原水爆禁止世界大会が開かれ、日本母親大会も「命を生み出す母親は命を育て命を守ることを望みます」を合い言葉に、全国の自治体の協力支援を求めて、半世紀を超える運動を続けてきました。

当町では、この両方の運動にも早くから理解、協力をいただき、平和を願う行政の皆さんの思いが、今後ますます町民の皆さんに伝わることを願い、通告の本题に入りたいと思います。

当町は、11年前に2町合併した後、第1次総合計画に掲げた「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町 豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと」の目標を第2次総合計画に引き継いで、実現のための新たな努力が始まろうとしています。

その第一歩として、今年度の予算編成方針には、①安心して住めるまちづくり、②農林業が元気で豊かな経験・自然を生かしたまちづくり、③交流とふれあいのまちづくりの3つの目標が掲げられましたが、今年度も残り3カ月の現在、どこまで実現（接近）できたと考えておられるか伺います。

また、昨年10月に策定したまち・ひと・しごと創生人口ビジョンも、国立社会保障・人口問題研究所が推計した2060年に当町の人口が2,237人になるという深刻な人口減少予測を受けて、これに歯どめをかけるための生産年齢や年少年齢の減少抑制を最重要課題と位置づけ、出生数を増やすこと、転出抑制、転入増加を目標に据えた基本的視点として、①生産年齢人口の流入、定住の促進、②多様な就労環境の創出、③誰もが暮らしやすいまちづくりを掲げ、「笑顔で学び働き、幸せを感じながら暮らせるまち」の実現を宣言しました。そのために、具体的にどのような取り組みを考えておられるのか伺います。

さらに、その実現に欠かせないのは、町民の底力の引き上げであり、町民が元気なまちをつくることであるのは、誰もが認めることだとの考えから、これまで町民からの要望や他市町の取り組みなどをお示ししましたが、町が掲げる人口減少抑制の一助になればと、そういう願いから提案させていただきました。今後の取り組みについてどのようにお考えか伺います。

提案①、行政・公共サービスの最前線に立つ臨時職員の待遇改善を。提案②、出生祝い金の増額、保育料や給食費軽減、給付制奨学金の創設、高校生への通学補助、卒業進学祝い金創設など、親の経済に影響されずにどの子も健やかに育つ子育て支援の拡充を。提案③、若者・高齢者などの活躍を妨げる補助金への限度額の廃止と支援の拡充を、提案④、電力の地産地消で、雇用・収入の確保をの4点です。

積極的な御答弁を期待いたしまして、1回目の質問とします。

○議長（太田侑孝君） ただいまの鈴木多津枝君の質問に対し町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、鈴木議員の質問に対しましてお答えさせていただきます。

28年度予算編成方針に掲げた目標の進捗度、将来人口目標と基本的指針を実現するための具体的取り組みについてあわせてお答えさせていただきます。

まず、予算編成方針目標の進捗度でございますけれども、安心して住めるまちづくりについては、地域情報化の推進ということで基盤整備を終了した情報通信基盤の運用及び活用を進めているところであります。また、建設を完了いたしました若者交流センター奥流の運営管理を行い、この町で学び、生活することができる環境整備の充実を図っております。

次に、農林業が元気で、豊かな経験・自然を生かしたまちづくりについては、起業及び事業継続チャレンジ補助事業、青年就農給付金事業などの就労支援制度の充実化や、農林業センター改修、桑野山貯木場管理運営事業などによる農林業拠点施設の強化を推進しております。

続いて、交流とふれあいのまちづくりでございますけれども、まるごと遊湯得事業、公衆無線LAN整備事業、町内キャンプ場が主です、デジタルサイネージ整備事業、これは千頭駅、及び文化会館開館30周年記念イベントなどを実施し、観光客等の交流人口増加策及び住民の交流機会の醸成を図る取り組みを実施しております。

どこまで実現できたかというような御質問がございますけれども、まだ年度途中でございます。全てが100%とはいきませんが、順次予算にそって3月いっぱいには対応ができるようにしていきたい。しかしながら、それ以上に思ったより効果があったという事業も、幾つかあったというふうに考えております。それは情報基盤の整備と、それから川根高校の奥流の関係、これは思ったより効果があったといひましようか、大変なまちの信頼を勝ち得たというふうに思っております。

その中でもう一つ大事なことは、大井川鐵道が存続したということ。経営者がかわりましたけれども、それも非常に大きなインパクトがあったなというふうに今現在感じているところでございます。もしあれがずっとそのままいた場合には、とても行政の中でどうしよう、ああしようという具体的なことはなかなか考えにくかっただろうと。しかし、安定して経営者がかわりましたけれども、エクリプス日高がやっていただいたということで、やはりそれが安定した行政運営ができた一番の大きな力だというふうに思っております。

次に、将来人口目標と基本的指針を実現するための具体的取り組みについてでございます。本年8月末に国の地方創生加速化交付金対象事業として決定いたしましたウエルネスツーリズムを基本とした癒しの里ブランド構築事業、テレワークによる新しい働き方創出事業、焼津市との広域連携事業、空き家を活用した地域活性化推進事業、同じく8月末に地方創生推進交付金対象事業として決定した自伐林業の育成・復活を推進する木材利用促進拠点整備事業の4事業の推進を行っております。また、県の内陸のフロンティア推進区域として指定を受けましたICTを活用したサテライトオフィス・テレワーク推進区域として、ICTを活用した就労機会の創出とサテライトオフィスの施設整備を推進しているところであります。

そのほかといたしましては、生産年齢人口の流入、定住促進として小規模校のよさを生かした教育の実施、北海道体験学習、カヌー教室、林業体験など自然の中で学ぶ教育の推進、奥流を活用した大学との連携事業などの実施。多様な就労環境の創出として、若者を中心とした異業種交流会の開催支援、働きやすい環境整備を進めるための提言募集、起業・創業支援、サテライトオフィス等の企業誘致。誰もが暮らしやすいまちづくりの推進として、子育て世代の交流の場の機能強化、子育て世代向けの新增築補助制度の創設、高齢者の地域活動機会、生涯学習機会の充実化等に取り組んでいるところであります。

提案事項に対するまちとしての考え方に關しましては、課長のほうから説明させていただきます。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、鈴木議員から御提案のありました何点かの件につきま

して、まず総務課からお答えさせていただきます。

臨時職員に関する御提案をいただきましたが、それについて御答弁させていただきます。

今年度におきまして直近のデータでありますけれども、町が雇用している臨時職員は定期的な勤務形態により雇用している方として、現在76名の方を雇用させていただいております。これらの方々のうち勤務時間が週30時間未満の短時間労働であり、社会保険の対象とならない方が26名、同じく労働時間が週20時間未満で雇用保険の対象にならない方は11名となっております。したがって、それ以外の方につきましては社会保険、雇用保険の対象といった形となっております。

この社会保険、雇用保険の対象とならない方々は、いずれもその業務が1日3時間ないし4時間程度の短時間、または月の勤務に要する日が13日未満といったような方々となっております。現在、町におきまして臨時職員としての雇用形態は、臨時職員の方については雇用契約により業務に従事を願っておりますけれども、今後その業務内容、特性等をあわせて臨時職員という形ではなく、労働者の雇用安定を図るためにも業務特性等を考慮した、いわゆる嘱託職員といったような雇用形態の導入も含めて、今後検討してまいりたいと思っております。

また、町が様々な業務委託契約によりまして業務のお願いをしております契約先事業者による労働者への賃金、労働条件の低下等のいわゆる官製ワーキングプアが起こることがないように、町がそのような委託業務契約を結ぶ際にも、入札基準において労働者の賃金や雇用安定、男女共同参画等を評価していくための基準となる公契約条例の制定に関しましても、今後、調査研究を進めてまいりまして、可能性も含めて対応していきたいというふうに考えております。

臨時職員に関しては以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 提案②にございました出産祝い金についてお答えいたします。

まず、現在では増額の予定はございません。

ただ、今年度の対応状況として御報告させていただきます。

本年度から、空き家改修事業費補助金を空き家バンクに登録された物件を購入・賃貸した人に対する当該物件の改修費の補助額を、補助対象者に18歳未満の扶養家族を有する場合は限度額を50万円から100万円に増額改正いたしました。また、建設課のほうの補助金ですけれども、定住促進住宅建設事業費補助金では、定住を目的とした住宅の新築、多世代同居住宅への増築の対象者に中学生以下の子供がいる場合には、1人につき50万円を加算する、そういう制度改正を28年度に実施しております。これらは誰もが暮らしやすいまちづくりの事業として実施したものでございます。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） 続きまして、教育総務課からお答えさせていただきます。

まず、給付型奨学金の創設ということでありますけれども、これまでもお答えさせていただいておりますとおり、将来の人材育成という観点から奨学金を貸与する場合において、将来、町に帰ってきて一定期間定住して町のために働いていただくこと条件として、奨学金の返済を免除するというような新たな制度について、現在、総務課と連携して検討している段階であります。

続きまして、学校給食費の減額・無料化につきましては、9月議会でお答えいたしましたとおり、学校給食共同調理場運営委員会の委員の皆様からいろんな御意見をいただきましたけれども、当面の間、保護者の皆様に御負担いただきたいという考えであります。

続いて、高校生への通学補助、卒業祝い金の創設という御提案でございますけれども、このことにつきましても9月議会でお答えさせていただきましたけれども、現在のところ十分な議論も行われておらず、また財政的な理由等によりまして、町といたしましては教育委員会としての高校生への通学補助、卒業祝い金の創設という支援策についての考えはございません。ただし、鈴木議員が言われるように、子育てがしやすいまちづくりを進めていくということにはもちろん異論はありませんので、現在進めております様々な子育て支援策については、これまで以上に充実したものになるように努力したいということで考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） それでは、福祉課から提案②についての保育料のことについての御質問にお答えいたします。

前回と同じ答弁になってしまいますが、現在、国の制度にのっとり小学校就学前の範囲内の子供さんが二人以上いる場合、最年長の子供さんを第1子、その下のお子さんを第2子としてカウントして、第2子を半額、第3子を無料としてございます。

保育料の決定につきましては、毎年、町の保育所運営委員会で決定しております。現在、当町の保育料は国で定めた公定価格に基づき国の示す保育料の約6割となっておりますので、適当なものと考えております。今後においても制度の範囲内で保育所運営委員の意見を聞いた後に、保育料の決定をしていく所存でございます。

引き続き、提案③についてお答えいたします。

提案③につきましては、まず福祉課の立場からというところとシルバー人材センターが考えられるかと思いますが、町としては一般社団法人川根本町シルバー人材センターに対しまして補助金を交付しているところでございます。この補助金ですが、高齢者等の雇用の安定等に関する法律における高齢者就業機会確保事業の執行方針に基づく補助として、基本額の2分の1の範囲内において国庫補助金と同額を交付することとしております。町としましても静岡県シルバー人材センター連合会からの国庫補助の有効活用を求める意見や、川根本町シルバー人材センターからの要望書に基づき、平成27年度からは高齢者就業機会確保についての実施目標に基づく補助金交付の方式に改め、シルバー人材センターの業務の充実に努めて

いるところでございます。

補助金交付要綱の上限額を定めていることにつきましては、補助という性格上、やむを得ない部分はございますが、今後も各団体からの事業計画や御要望を承り精査した上で、次年度以降に努めていくようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 提案４点目の電力の地産地消についてでございます。

再生可能エネルギーにおきましては、太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスとあるわけですが、産業課の所管であります木質バイオマスエネルギーについてお答えいたします。

御承知のとおり、今年度に地方創生推進交付金により町の森林資源活用調査を行っております。町内の森林資源がどのように活用できるのか、エネルギー資源としての利用可能な数量はどの程度なのか、その数量を持続的に搬出できるかによって、エネルギーの活用方法が見えてくるかと思えます。木質バイオマスエネルギーが発電につながるができるのか今のところわかりませんが、調査の結果を踏まえて今後検討を進めていきたいと思っております。

○議長（太田侑孝君） 再質問を許します。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 最初に確認です。

一番最後の調査の結果というのはいつ出るんですか。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 28年9月に契約しまして29年3月という工期で進めてまいりますので、3月末には調査結果が出る予定です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 提案のところで、給食費あるいは保育料について全くこれまでも何回も同じことを言っていて、同じお答えをいただいている形なんですけれども、少し給食費の無料化あるいは軽減については、前回から課長さんからの御答弁も、子育ての負担軽減ということで町のほうで考えるという機会もあるかもしれないというふうな、少しニュアンスが変わってきたのかなということで、私は今後、町長の取り組みを非常に期待しているわけです。

それから、保育料についてなんですけれども、同じお答えいただいたんですけれども、これはなぜこういうふうに書いたかといいますと、当町は国の減額と同じ形で所得が360万円以下の世帯に対して第2子は半額、第3子は無料ということにしているんじゃないかと思うんですけれども、どうですか。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、海老名重徳君。

○福祉課長（海老名重徳君） 国のほうで決めました360万円というのは後の話でございまし

て、国と全く同じように減額しております。その割合のなおかつ6割を納めていただくような形をとっております。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 今までは国がこういう360万円以下の世帯に対して子供の数が小学校とかに上がっても関係なく、子供の数が2人いれば、2人目は学校に行っても半額ですよと、3人目があれば3人目は無料ですよというふうに変えたということを、当町はそれまで2人目が学校に行くと1人しか保育園に行っていなければ半額の対象にはならないとしていたのを、国の制度に合わせて半額、無料に所得が360万円以下のお宅に限ってするというふうにしたんじゃないんですか。

そうしたら、やっぱり予算編成のときに国が本当に少子化現象を何とかいとめるように、国としてもそういうことをやるよといったんだから、うちの町は本当に大きな課題ですのでその所得制限は取り払って、2人いらっしゃるお宅の子供さんがいくら小学校の上に行っても半額に、それで3人いれば2人目は半額、3人目は無料にという所得の基準を撤廃した予算編成をしていただきたいと思うんですけども、町長、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、担当のほうも確認ができていないという状況ですので正確に答えられませんけれども、国の基準が変更になったならば、当然、町の対応も考えるべきだというふうには感じております。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 国の変更に合わせてということではなくて、国が軽減を充実させたから、それに上乗せをして所得制限をなしにして子供の人数だけで2人目、確認されるということですけども確認していただいて、もし川根本町が国と同様にまだ360万円という所得基準を設けているとすれば、私は町としては子供の医療費無料化と同じように前向きにそこをやっていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今言われたとおり、町としてどのような対応ができるかということも含めて考えるということで御理解いただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） では、用意しました再質問をさせていただきます。

1の①なんですけれども、安心して住めるまちづくりのところで、まち・ひと・しごとの①移住、定住の促進や、③の誰もが暮らしやすいまちづくり、及びそのための私の提案②なんですけれども、これまでこの実現のために私が本当に繰り返し要望してきた子育て支援策とも重なるということを考えて質問させていただいたものです。なぜならば、人口減少をくいとめるのに、行政のほうではまだ私の考えと一緒にだよというお答えは一度もいただいていないんですけれども、私は住みやすい、子育てしやすい町、どこよりもそういう町にするこ

とが最重要課題だと考えているものです。

そういう意味では、ちょっとまだまだ本当にそんなことをして子供が増えるのか、若者が増えるのかという御意見も今までにいただいたこともあります。でも、私はやってみなければわからないというより、やればお母さんたち、お父さんたち、若い人たちが喜ぶのは当たり前のことで、この町はいいよという言葉が1人でも2人でも発信されることで、町は外へこの町のよさが発信されていくと思うんです。ですから、こういうことに対してもっと前向きに積極的にやっていただきたい。町がそのネックになっている。

町長はとても前向きで温かい心を持っておられて、私も本当にお世辞ではなくて、町長をおじいちゃんと言っては失礼なんですけれども、いい方だなと思います。だけれども、そこを町長はちょっと踏みとどまらせているみんなの意見が大事なんだよと。そういうところが私は行政の方針として自分はこれが大事だから、こういうふうにしたいよという提案を委員会に出していただきたい。そうしないと、これはどうでしょうかという諮問を出すと、それは財政的に大変じゃないかとか、委員の肩書きを持つお偉い方々は本当に常識的な発言をされて、いろいろなところで本当は町長は一步進めたいんだけどもと思っていらっしゃるのではないかという発言も時々聞くんですけれども、それが実現しないというのはそういうところじゃないかと思うんです。

それで、私は肩書きを持った方々をどの委員会に入れる。そうでない人も入っています。バス対策委員会などはとても活発な意見が先日も交わされました。年をとってきて足の確保が大変だよと、女の人が多かったものですから、それと委員長の中村さんも温かい感じで進行してくださったものですから、みんなが言いたいことを言っているんな提案が出されたと。そういうふうなことが大事なんだろうと思うんです。

それで、委員会だけではなくて、私は若いお母さんたち、青年の人たち、そういう人たちを何とかまちづくりのところに、私の知らないところではいっぱい参加してくださっているんでしょうけれども、意見をどんどん言い合えるようなちょっとしたお茶があって、お菓子があって、これがあるといいよねとわいわい言えるような、そういう会合を仕かけてみるのが大事じゃないかなと思うんですよ。

例えば産業祭などでは町の職員の人たち、特に若い人たちはすごい力を出してくれたと思うんですね、いろいろなお祭りもそうですけれども。これからこの町を背負っていく、その先頭に立って働いて頑張っておられる若い職員の人たち、そういう町の方々がこの町をどうしていきたいのか、どうしなきゃいけないのか、きっと皆さん考えていらっしゃると思います。そういう人たちと一緒に町の中できつと飲んだりしてお付き合いもあると思うんです、同級生がいたり、友だちがいたり。そういう人たちが何か毎月どこかに集まって、この日に行けばこういう話ができるよ、お茶も、お菓子もあるよと。そういうふうな場を何とか考えていけないものかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今言われたことで若いお母さん方と懇談することが時々あります。と
いいますのは、話が聞きたいという要望があるときには積極的に出るようにしております。
その中で今言われておりましたけれども、全て今の行政が悪いというお母さん方ばかりでは
ありません。中には、これをやっていただいたからよかった、18歳までの医療費無料なんか
は特にそうですが、いろんな補助も助かっているというような意見もきょうも本会議でお世
辞を言われたものですから、そういう場所でもお世辞を言われたと思っておりますけれども、
そういうふうに全てがペケにはなっていないという感じはします。

それから、今提案のありましたことにつきましては、町で単独でできるものは町で当然考
える必要がある。それから、もう一つ大事なことは委員会の位置づけです。これは町長がや
りたいから委員会をつくって、それを推進するための委員会であってはならないというふう
に思っておりますけれども、やはりそれぞれ委員になられた方の御意見等も聞きながら対応
する。そうしないと、委員会の軽視になるということにつながると思っておりますので、皆
さんのいろんな御意見を聞きながら、それを町長として判断するということでおさめていき
たいし、進めていきたいと思っております。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 期待をいたしております。

では、2点目です。

農林業が元気で豊かな経験・自然を活かしたまちづくりについてですけれども、2の④電
力の地産地消で、雇用・収入の確保をという提案とも少し重なる部分があるんですけれども、
先ほど産業課長からバイオマスの活用についてお答えがありましたけれども、もう1点、そ
れは本当にこれから町でどれくらい可能性があるのか、前向きに取り組んでいただきたいと
大いに期待するところなんですけれども、太陽光発電についてです。

お茶の収入が本当に減って行って、後継者が得られない、そういう状況が続いているわけ
ですけれども、農業のワークシェアリングで茶畑に太陽光発電をつけるということを考える
人たち、企業も今増えてきました。そういう中でネックになっているのが、柱を立てる土地
が農地を何か転用しないと許可ができないということでいろいろ調べてみたんですけれども、
最終的には町の農業委員会の判断ではないかと思うんですけれども、そこはどうなんでしょ
うか。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 議員おっしゃるように、農用地につきましては営農型発電はでき
ます。柱の部分を一時的転用という手続をとっていただければ3年ごとの更新ということ、あ
とはその太陽光発電システムの下で営農を続けてもらうという条件がありますが、そのよう
な条件がクリアできれば不可能ではありません。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 年をとって営農が続けられなくなったときはどうなんでしょうか。

3年ごとの更新ということですが、若い人ばかりやるとは限らないわけですね。そういう後継者を得られればいいんですけれども、そういうところまで調べているんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 先例の中に、営農のほうを誰かに貸借でやってもらうということで進めてやっている方もおります。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 3点目です。

交流とふれあいのまちづくりのことで、川高に川根留学生を入れる取り組みをしたということでいろいろ話題になって注目されています。でも、いまひとつ徳山に住んでいまして川根留学生とのふれあいがなかなかつかれない。本当にさびしかったらおいでよと言いたいんですけども、なかなかそういうことのきっかけがつかめない。そういう状況で川根留学生は週末に親が車で迎えにくる。そうすると、連れて帰ってもらう。そういう感じなのかなと思うんです。

それで、そういう子供たち、親たちを地域に無理やりというわけにはいきませんが、この地域にはこんなおもしろいことがあるんだよ、こんないいところがあるんだよというふうなPRができて、例えば一緒に何かやりましょうよと、お祭りなんかもこういうことで参加してみませんかとか、徳山だけではなくてほかの地域にもいっぱいあると思うんです。そういう紹介とかパンフレットなどを渡したり、あるいはふれあいデーを設けたりとか、それからふれあいデーに、例えばウッドハウスおろくぼのお客が少なくて課題になっていますけれども、先ほど対応も悪いんじゃないかということも言われていたんですけれども、そういうところもお客が足しげく行くようになれば、きっと経営もよくなっていくんじゃないかと思うんですけれども、エコツーの方々に協力していただいて、そういうところで参加者の交流事業をやってみるとか、そういう招待券を渡したりするとか、そういうことで川根留学生と地域との交流をつくる工夫をされるという考えがおりかどうかお聞きします。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） 今、鈴木議員がおっしゃられたことは、まさに教育委員会で今考えているところであります。

実は議会の皆さんが島前高校というか海士町のほうに視察に行かれて、そのときにいろんなお話を聞かれてきた。それから最近、自分がネットのユーチューブで見たときに、島前高校2年生の女の子でしたけれども、その子が出ている30分番組があったんですけれども、それを見させていただきました。そこには島親という制度を島前高校はとっていて、その島親のところに足しげく子供たちが通って、下宿ではないんですけれども、そのところでいろんな島の情報とか、例えば釣りを教えてもらったり、こういういいところがあるよ、こういう店があるよみたいな感じで、今おっしゃられたことが非常に機能的にやられているという

実践を見ました。

教育委員会でもそれを見まして、島親ではなくて山親のような、そんな感じの制度をぜひできないものかということで今検討を始めました。実際には具体的にどういうふうにするのかというノウハウ等を持っておりませんので、そこら辺についてはぜひ一度、島前高校に行ってみたいなという思いを持っております。それは行っているいろんなことを学んできて、またその島親だけではなくて、川根留学生のこれからのいろんな活動であるとか、地域の皆さんとのいろんな交わりであるとか、そこら辺のことを教育委員会としてぜひ学んできて、川根高校の魅力化ということでは、川根高校と一緒に協議会を来週月曜日には第1回をやるんですけれども、その中で話をして出して川根高校あるいは地域を巻き込んで、こうした制度を本当にいいものにしていきたいなということで、そうすれば川根高校の留学生も地域の中にいろんな形でもっと溶け込んでいけるということができるのではないかとということで今検討している段階で、ぜひともこれは実現させたいという方向で頑張っていきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 鈴木議員の御質問の中に、エコツーリズムのお話がありましたので、少し川根高校との絡みをお話しさせていただきます。

エコツーリズムの手法を川根高校に行きまして、出前講座をエコティさんにやっていただきました。その内容は5月にエコパークとは何かということで、生徒さんたちとグループに分かれて実際にエコツアーの計画をいたしました。その後、10月25日にエコツーリズムのスタッフが接叡峡方面、湖上駅からずっと歩いて接叡峡まで来てアプトに乗ったりということで、会館におきまして実際にエコツアーの体験と自分たちの地域の魅力を確認し合ったという講座を開いておりますので、そういった意味では川根留学生在が川根高校の学生さんでいらっしゃると思いますので、地域の資源について学び、魅力を通して地域の魅力を知っていただくということに取り組んでいるということを報告させていただきます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） とてもうれしいお答えをいただきました。

たくさん隠岐の島のことをお伝えしたいんですけれども、ちょっと時間が限られていますのでまた機会をつくって、隠岐の島でもぶらりまち歩きでしたか、そういうところで体験したことをお伝えしたいと思います。

次に、再質問を続けます。

2の提案の①行政公共サービスの最前線に立つ臨時職員の待遇改善をということですが、今までにない具体的に前向きな御答弁をいただいて、本当にほっとするというような気持ちなんですけれども、でも実態は簡単なものではないというのが私の心にあります。年収200万円以下で働く人たちを先ほど野崎課長も官製ワーキングプアを生まないようにしたいといわれて本当に心強いんですけれども、現実には今年2月募集の茶茗館の事務職員の募集

内容を見ますと、時給830円、週5日、38時間45分勤務と書かれています。これで計算すると1カ月12万8,650円です。これが200万円以下はワーキングプアだといわれていますけれども、そういうことであれば、例えば行政の初任給などもワーキングプアになるわけですよね。本当に気の毒だなと。

それで、町民の最前線に立ってこの町のことを守っていけというんですけれども、職員の人たちは守られている、期末手当もあるし、昇給もあるし、そこで皆さん自分で選んで就職されて、将来の自分の夢を果たそうとしていらっしゃるのかなと思うんですけれども、もちろんラスパイレスも見てもっと若い層の部分を上げなければいけないと思うんですけれども、臨時職員について見ると本当に今言ったような、3月10日の折り込みの窓口業務事務職員というのも全く同じ条件でした。金額も、時給も、週5日、38時間45分ということで、1カ月に支給される12万8,650円、ここから健康保険、厚生年金に加入するということで引かれると、手取りが10万円ないわけですよ。臨時職員だから長くは勤める身分ではないでしょうと考えていらっしゃるかもしれないけれども、私はやっぱりこういう雇用の場が少ない町ですので、選んでちょっとの腰かけという気持ちではなくて、本当にすぎる思いで就職された臨時職員の人たちもいらっしゃると思うんです。そういう方々がなかなか町の方針といいますか、給料は少ないけれどもこの町は温かい町だなということで、よそにいかずに一生懸命に働いてくれている。音戯の郷の工房の若いお兄さんからもそういう声を聞きました。本当に聞いていて胸が詰まってしまって、こういう人たちが夢が持てる、結婚も、子育てもできるようにしてあげられる町ならいいのになと心から思いました。

そういうことでお聞きするんですけれども、臨時職員の方には昇給というのがあるんでしょうか。そしてまた、期末手当が支給されるんでしょうか。それから、有給はあるんでしょうか。退職手当はあるんでしょうか。それから、平均賃金というのは幾らぐらいか。これはちょっとまちまちだからやめます。こういう待遇を教えてくださいたいんです。

そして、意欲がある、そういうこの町に残って、この町のために働きたいんだよ、町民のために奉仕したいんだよ、子供たちを温かく自分たちも見守っていききたいよと思う若い人たちに対して、正規職員となる道が開かれているのかどうか、この点をお伺いいたします。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） すみません、幾つかありましたので、漏れていたらまた言ってください。

昇給につきましては今、鈴木議員のお話の中にありましてとおり、先ほども御答弁させていただきましたが、現在、臨時職員といった形の雇用契約になっております。臨時職員は言葉のとおり、本来、行政が賄うべき業務の中で臨時的に人が足りないといったような形で雇用するというものが原則でありますので、なかなか長期雇用といったものは想定していないわけではありますが、現実的にはそうでない部分も確かにございます。その辺を含めて先ほど御答弁させていただいたとおり、雇用形態を見直していきたいというところもあります。

す。

したがいまして、現時点では毎年度、臨時職員全体の金額の見直しというものはさせていただいておりますけれども、定期的な昇給といった形ではございません。また期末手当については支給させていただいておりますし、年休、有給もございます。また、追加でありますけれども、特休、忌引き的なお休みも当然ございます。

正社員への道という形では、基本的に臨時の中から、あなた、どうですかという形ではなくて、やはり一般の方々と同じように毎年、職員募集をかけている中で、その職場職場において受けてみないかという声掛けとかは当然あるだろうという形では把握しております。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ぜひ職場職場での声掛け、この町にずっと住めるように正職員の試験を受けなさいと、35歳までだったら入れるということで、もう年齢が過ぎている方ももしかしたら多いのかもしれませんが、70人の中には。でも、若い人たちには1人でも多く、そういう採用への応募を積極的にやるように働きかけていただきたいと思います。

それで、最後ですけれども、今、国会が混迷と強行採決で幕を閉じようとしていますけれども、192回国会の開会初日の安倍首相の所信演説なんです。これは障害や難病のある人も、お年寄りも若者も、女性も男性も、一度失敗を経験した人も、誰もが生きがいを感じられる社会をつくることができれば、少子高齢化というピンチも大きなチャンスに変えることができるはずです。同一労働、同一賃金を実現します。不合理な待遇差を是正するため、新ガイドラインを年内を目途に策定します。必要な法改正に向けて、躊躇することなく準備を進めます。非正規という言葉が皆さん、この国から一掃しようではありませんか。その若者こそ、我が国の未来、若者への投資を拡大します。本年採用する進学予定者から、その成績にかかわらず、必要とする全ての学生が無利子の奨学金を受けられるようにします。給付型の奨学金も来年度、予算編成の中で実現いたします。それぞれの地方が自らのアイデアで自らの未来を切り開く、自治体による地方創生の挑戦を新しい交付金によって応援しますと、本当に高らかに声を上げて、赤い顔をして訴えられました。

私がつくってあげた文章ではないんです。これは首相が考えた、情熱のこもった言葉なのかなと思ったんですけれども、それだけにこの町、この国の貧困と格差が深刻になっていて、首相がこう言わざるを得ないという状況ができているんだと思うんです。そうしたら、住民に身近なこの自治体は、やはり年金を削られ、医療や介護の負担増や利用抑制を勧められ、消費税増税も目前に迫っています。そのもとで住民の人たちが希望を失いかけている。そういう人たちに夢を与えることをやはり考えるべきだ。

先ほど出生祝い金の増額は考えていないと。それから卒業進学、私はぜひこれもやってほしいんですよ、卒業する子供たちに。なぜなら奥流で、川根高校でお金をたくさん使っています、川根高校存続のために。でも、川根高校に関係のない人たち、ましてや子供に高いお金をかけて外へ出している人たち、お金がかかるのなら川高にやればいいじゃないかという

問題ではないと思うんですよ、これは。だったら、そういうお子さんをお持ちの人たちにも喜んでもらえる、中学を卒業したとき進学にお金がかかるだろうということで、ぜひ進学のお祝い金、こういう創設、あるいは高校生の通学費の補助、そんなに大きなお金がかかるわけではないと思います。喜ばせて、元気を持たせて、本当に一緒にまちづくりをやっているという、そういう発信をしていただきたいと思いますけれども、最後にこのことをお聞きします。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今言われた奥流の関係について、町で生活している人とよそへ通学している人並びに奥流に入っている人との差があるじゃないかという話は、私どもも聞いております。しかし、川根高校がなくなった場合にどうなるかということを大前提で考えないと、そのような投資はできないというふうに思っております。これが県外の皆さんも来るようになったときにどうなるかということも、これからも県と一緒に考えなければいけないという大きな展開が待っていると思っております。

それと、今言われましたいろんな話がありましたけれども、役場というのは非常に難しいところで、前回、鈴木多津枝議員から特別職の給料が高いという話がありました。私は議員の皆さんも、やはり自分の報酬をどうするかということも自分自身で検討してもらいたいです。といいますのは、これから新しくこのまちづくりをやる皆さんに出てきていただいて、議会をまとめていただく、活発に運営していく、そのほうが本来は町の活性化になるというふうに私自身は思っております。以前から議員も長くやらせていただきましたけれども、多くの皆さんが報酬を下げようという話のときに、私は1人だけでありましたけれども下げるべきではないと。そうしないと、若い人は絶対に出てこない。みんな年金もらっている人ばかりになってしまうよという話をしたことがありますけれども、そのようになってはいけなと感じているものですから、まず皆さんも行政の職員の単価が上がりますと、周りの私用でやっている企業の皆さんにも影響があるということも考えなければならぬ。

ですから、行政が先を走ることも必要な場合がありますけれども、この臨時職員の給料等については果たしてそれがいいかどうかというのは、十分に議論する余地があるのではないかと考えております。待遇を悪くしようという話ではありません。やはり行政というのは公的な面もあるものですから、なかなか前に進んでいくのも大変です。しかしながら、いろんな町で対応する補助金並びに支援については、議会の皆さんと行政が一緒になって対応することが必要というふうに思っておりますので、委員会も大事にしたい、議会の皆さんとも一緒にやりたいという思いでございます。

○議長（太田侑孝君） 許された質問時間の30分が過ぎましたので、ここまでにいたしたいと思えます。

これで鈴木多津枝君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◇

◎日程第2 発議第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

○議長（太田侑孝君） 日程第2、発議第3号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第3号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第3 川根本町議会議員派遣の件

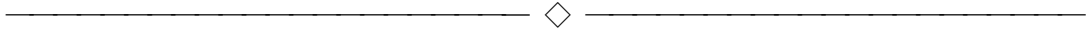
○議長（太田侑孝君） 日程第3、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりであります。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のと
おりに決定いたしました。



◎閉 会

○議長（太田侑孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして平成28年第4回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 4時11分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日

議 長 太 田 侑 孝

署 名 議 員 中 田 隆 幸

署 名 議 員 小 藪 侃 一 郎